

岡山県環境白書(資料編) 目次

1 総合的環境保全関係	85	(7)公共用水域等における農薬の水質評価 指針	120
(1)岡山県環境基本条例	85	(8)調査農薬別の検出状況	121
(2)岡山県環境基本計画	89	(9)海水浴場の水質検査結果(開設前)	122
(3)環境保全委員会への提言及び 調査審議の状況	95	(10)海水浴場位置図	123
(4)環境影響評価に関する処理状況 (平成16年度)	95	(11)金剛川流域の土壌の調査結果	124
2 大気環境関係	96	(12)水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	124
(1)大気汚染に係る環境基準	96	(13)瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく 特定施設の許可件数	124
(2)大気環境監視状況	97	(14)岡山県環境への負荷の低減に関する条 例に基づく特定事業場数	124
(3)大気環境監視網	99	(15)自然海浜保全地区指定状況	125
(4)環境基準の達成状況の推移	100	4 有害化学物質関係	125
(5)オキシダント情報・注意報の発令日数	100	(1)平成16年度ダイオキシン類環境調査 結果	125
(6)オキシダント情報・注意報の発令回数	101	(2)平成16年度有害大気汚染物質環境 調査結果	131
(7)大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷 の低減に関する条例に基づく設置届出等 件数(平成16年度)	102	(3)ニッケル化合物排出実態調査結果	132
(8)大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設 及び粉じん発生施設の種別設置状況	102	(4)平成16年度環境ホルモン等 実態調査結果	132
(9)岡山県環境への負荷の低減に関する条例 に基づくばい煙発生施設等の設置状況	103	5 騒音・振動関係	138
(10)大気汚染防止法に基づく施設の所管別, 法区分別内訳	103	(1)騒音に係る環境基準	138
(11)岡山県環境への負荷の低減に関する 条例に基づく施設の所管別内訳	104	(2)騒音に係る環境基準のあてはめ地域 (一般地域・道路に面する地域)	139
(12)悪臭防止法に基づく規制地域と区域の 区分	105	(3)新幹線鉄道騒音に係る環境基準と あてはめ地域	140
(13)悪臭の規制基準	106	(4)航空機騒音に係る環境基準とあてはめ 地域	140
3 水環境関係	108	(5)一般地域における騒音測定結果 (平成16年度)	141
(1)水質の環境基準	108	(6)道路に面する地域における 騒音測定結果(平成16年度)	142
(2)県下水域の環境基準類型の指定概要図	112	(7)新幹線鉄道騒音・振動測定結果	143
(3)水域区分別の環境基準達成状況	113	(8)瀬戸大橋線列車騒音(橋梁部)測定 結果(評価値)の推移	144
(4)項目別の環境基準適合状況	113		
(5)環境基準点における水質の経年変化	114		
(6)地下水質の測定項目別検出状況	118		

(9)航空機騒音の測定結果	144	(14)産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類 測定状況（平成16年度）	175
(10)騒音規制法・振動規制法に基づく 指定地域と区域区分	145	(15)浄化槽保守点検業の岡山県知事 登録状況	176
(11)騒音規制法・振動規制法に基づく 自動車騒音及び道路交通振動に係る 区域区分	148	(16)岡山県廃棄物処理計画の概要	177
(12)平成16年度騒音規制法施行状況調査 （工場・事業場数）	150	(17)産業廃棄物の実態（平成12年度実績）	180
(13)平成16年度騒音規制法施行状況調査 （施設数）	151	7 自然環境関係	181
(14)平成16年度振動規制法施行状況調査 （工場・事業場数）	152	(1)自然環境保全審議会開催状況 （平成16年度）	181
(15)平成16年度振動規制法施行状況調査 （施設数）	153	(2)県自然環境保全地域等の指定	181
(16)工場・事業場に係る騒音・振動の 規制基準	154	(3)保護対策対象樹木一覧表	182
(17)特定建設作業に係る騒音・振動の 規制基準	154	(4)公有化の状況	182
(18)要請限度（自動車騒音・道路交通振動の 規制）	154	(5)自然保護基礎調査の実績	183
6 廃棄物・リサイクル関係	155	(6)「岡山県版レッドデータブック」選定種の カテゴリー別集計表	183
(1)グリーン調達ガイドラインに係る 平成16年度調達実績	155	(7)自然公園の許可申請、届出件数一覧表	184
(2)岡山県エコ製品品目別認定件数	155	(8)中国自然歩道岡山県ルートの興味地点	185
(3)岡山県エコ製品事業所別一覧	156	(9)中国自然歩道の整備概要	185
(4)岡山エコ事業所一覧	159	(10)狩猟免許者の推移	186
(5)ごみ処理の推移	162	(11)狩猟者登録数の推移	186
(6)し尿処理の推移	162	(12)鳥獣捕獲数	186
(7)ごみ処理の状況	163	(13)鳥獣による農林水産業被害状況	186
(8)し尿処理の状況	165	(14)みどりの少年隊結成状況	187
(9)ごみ処理の有料化の状況	166	8 地球環境関係	188
(10)容器包装リサイクル法に基づく分別収集 実施市町村（平成17年度計画）	167	酸性雨調査結果	188
(11)平成17年度の市町村別の分別収集見込み量 （計画）	168	9 その他環境関係	189
(12)市町村（一部事務組合）の 一般廃棄物処理施設	169	(1)核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術 センター周辺に係る監視測定結果	189
(13)市町村（一部事務組合、広域連合）の 一般廃棄物焼却施設における排ガス中の ダイオキシン類濃度測定結果	174	(2)中津河捨石堆積場に係る環境放射線等 監視測定結果	191
		(3)回収ウラン転換実用化試験に係る 環境放射線等監視測定結果	192
		(4)管理目標値	193
		(5)岡山県景観条例に基づく届出等件数	193
		10 環境用語の解説	195
		11 環境関係年表	208

1 総合的環境保全関係

(1) 岡山県環境基本条例

（平成8年10月1日 岡山県条例第30号）

目 次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の策定等に係る指針（第9条）
 - 第2節 岡山県環境基本計画（第10条）
 - 第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等（第11条—第22条）
 - 第4節 地球環境保全及び国際協力の推進（第23条・第24条）
- 第3章 岡山県環境保全委員会への提言（第25条—第27条）
- 第4章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤

の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第9条第1号及び第13条第4項において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全（人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第23条において同じ。）は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する

環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（岡山県環境白書）

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げ

る事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第2節 岡山県環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定による岡山県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 県が講ずる環境の保全のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境へ

の負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第13条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

（誘導的措置）

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）

第15条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（快適な環境の創造）

第16条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的利用等の推進）

第17条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第18条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

第19条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（次条において「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第20条 県は、第18条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び研究の実施）

第21条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境

の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。

（監視等の体制の整備）

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

（国際協力の推進）

第24条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 岡山県環境保全委員会への提言

（環境の保全に関する提言）

第25条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県環境保全委員会（第27条において「委員会」という。）に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者（以下この条及び第27条において「知事等」という。）の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

（適用除外）

第26条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法

（昭和37年法律第160号）に基づき不服申立てを行っている事項

三 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づきあっせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項

四 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条第1項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第242条第1項の規定により住民監査請求を行っている事項

五 地方自治法第124条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項

六 その他法令（告示を含む。）の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項（提言及び調査審議の手続）

第27条 第25条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

2 委員会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの（以下この条において「提言者」という。）に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知には、理由を付さなければならない。

4 委員会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。

5 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

6 委員会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。

7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

8 委員会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。

9 委員会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

第4章 雑 則

（規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表第一岡山県消費者苦情処理委員会の項の次に次のように加える。

岡山県環境保全委員会

岡山県環境基本条例（平成8年岡山県条例第30号）の規定による環境の保全に関する提言についての調査審議及び意見書の提出に関する事務

(2)岡山県環境基本計画

平成16年度環境基本計画の進捗状況

1 計画目標毎の達成状況

① 空気をきれいに保ちます

計 画 目 標		16年度達成状況	評 価
大気汚染物質の環境基準を維持、又は達成維持する	二酸化硫黄	全測定局（55）で達成	達 成
	二酸化窒素	60測定局中59測定局で達成	15年度に続き、自動車排ガス測定局の青江局（岡山市）が非達成
	一酸化炭素	全測定局（8）で達成	達 成
	光化学オキシダント	全測定局（41）で非達成	非達成
	浮遊粒子状物質	63測定局中59測定局で達成	黄砂の飛来による影響もあるが、一層の削減対策が必要
	有害化学物質	ダイオキシン類	全測定地点（14）で達成
ベンゼン等（4物質）		<ベンゼン> 11測定地点中10測定地点で達成	濃度は低下傾向にあるが、一層の排出抑制が必要
		<ベンゼンを除く3物質> 全測定地点（11）で達成	達 成
大気汚染物質の排出削減	自動車からの排出削減	<窒素酸化物排出量> 平成6年度より4.4%減少 （H11年度調査結果）	—
	工場・事業場からの排出削減	<硫黄酸化物排出量> 19千トン／年 <窒素酸化物排出量> 35千トン／年	近年の状況は、硫黄酸化物は横ばい、窒素酸化物は若干減少

② 水をきれいに保ちます

計 画 目 標		16年度達成状況	評 価	
水域における汚染物質ごとの環境基準を達成する	BOD (全河川)	31水域中28水域で達成	旭川上流のダム、都市近郊を流れる中小河川で環境基準を達成していない。	
	COD (全海域、全湖沼)	〈海 域〉 10海域中3海域で達成 〈児島湖〉 非達成	・海域では、港湾部以外では環境基準を達成していない。 ・児島湖では近年改善傾向にあるものの、依然として環境基準を達成していない。	
水域における汚染物質ごとの環境基準を達成維持する	窒素・りん (全海域、全湖沼)	〈海 域〉 8海域中7海域で達成 〈児島湖〉非達成	・児島湾沖の海域で環境基準を達成していない。 ・児島湖は、依然として環境基準を達成していない。	
環境基準又は指導指針値を維持する	有害化学物質	健康項目	〈公共用水域〉 全地点（123）で達成 〈地 下 水〉 55地点中51地点で達成	地下水では、硝酸性窒素等の環境基準を達成していないが、追跡調査の結果、井戸周辺の浄化槽、生活排水、施肥等の影響と推察される。
		要監視項目	全測定地点で達成 〈公共用水域〉27地点 〈地 下 水〉2地点	達 成
環境基準を達成維持する	ダイオキシン類	全測定地点で達成 〈公共用水域〉 水質70地点、底質59地点 〈地 下 水〉 48地点	達 成	
土壌汚染に係る環境基準を維持する		銅、カドミウム、ヒ素の3項目を金剛川流域全地点（8）で達成	達 成	
		ダイオキシン類は全測定地点（60）で達成	達 成	
地下水の水質汚濁に係る環境基準を達成維持する		55地点中51地点で達成（再掲）	硝酸性窒素等の環境基準を達成していないが、追跡調査の結果、井戸周辺の浄化槽、生活排水、施肥等の影響と推察される。（再掲）	

③ 静けさと快適な環境を保ちます

計 画 目 標		16年度達成状況	評 価
騒音の環境基準を達成維持又は維持する	一般騒音	〈一般地域〉 34地点中27地点で達成	達成率が上昇したが、依然として環境基準が達成されていない地点がある。
		〈道路に面する地域〉 45地点中23地点で達成	達成率は5割程度と低い。
	新幹線鉄道騒音	9地点中1地点で達成	依然として達成率が低い。
	航空機騒音	全地点（2）で達成	達 成
振動の要請限度等を超えないようにする	道路交通振動	全地点（17）で達成	達 成
	新幹線鉄道振動	全地点（9）で達成	達 成
美しく快適で安全な都市景観・まちづくりに取り組む		電線類地中化事業を8路線で実施	概ね達成
快適な生活環境を保全・創造する		<ul style="list-style-type: none"> 「岡山県快適な環境の確保に関する条例」の普及啓発 第2期落書き防止活動推進員を委嘱し、落書き被害状況の把握や落書き防止の普及啓発を推進 ボランティア団体等が行う落書き消去活動に対し助成（8団体） 公的施設を管理する団体が連携し、落書き消去活動を実施 落書き対策の手引「まちから、落書きが消えた!!」を作成 市町村が行う屋外照明施設の設置・改修事業に対し助成（2市1町） 	概ね達成

④ 循環型社会を構築します

計 画 目 標	16年度達成状況	評 価
一般廃棄物の排出量を1,828トン/日とする	2,041トン/日（H15年度速報値） 対前年 61トン/日増	排出量は増加したものの、再資源化に対する県民意識の高揚を図ったこと等により、最終処分量は減少した。
一般廃棄物の最終処分量を195トン/日とする	293トン/日（H15年度速報値） 対前年 3トン/日減	
産業廃棄物の発生量を10,774千トン/年とする	11,685千トン/年（H14年度推計値） 対H12年度 49千トン/年減	鉱さい、汚泥、ばいじん・燃え殻の発生抑制・資源化を目指した「ごみゼロガイドライン」を策定するなどし、産業廃棄物の発生量の抑制及び最終処分量の減量化を推進した。
産業廃棄物の最終処分量を503千トン/年とする	881千トン/年（H14年度推計値） 対H12年度 124千トン/年減	

⑤ 豊かな自然を保ち、自然とのふれあいを確保します

計 画 目 標	16年度達成状況	評 価
自然公園の面積を県土の11%から全国平均の14%に近づける	県土の11%（80,664ha） 国立公園2地域 国定公園1地域 県立自然公園7地域	達成率は依然として低く、指定拡大に向けた調査・調整が必要
生物の多様性を確保、野生動植物との共生を図る	指定希少野生動植物3種を指定し、保護専門員、保護巡視員を委嘱	特に保護を図る必要のある希少野生動植物を指定し、県民等との協働によりその保護体制が整えられた。
自然とのふれあいの場を確保する	国立公園内の休憩所・園地等を整備（1箇所）	引き続き利用しやすい施設の整備とPRが必要
森林の減少を最小限にとどめ、緑の質の向上を図る	県内の森林面積 484,500ha（県土の68.1%）	森林面積は確保されており、人工林等の適切な整備も進んでいる。
県民一人当たりの都市公園面積を10.2㎡から20.0㎡にする	13.6㎡に拡大	目標に比べ、達成率は若干低い。

⑥ 地球環境を守ります

計 画 目 標	16年度達成状況	評 価
温室効果ガス排出量を1990年度比で6.5%削減する	2.5%増（H14年度実績）	一層の削減対策が必要

2 アクションプログラムの達成状況

$$\text{達成率(\%)} = \frac{\text{平成16年度c}-\text{計画時点a}}{\text{努力目標b}-\text{計画時点a}} \times 100$$

① 環境パートナーシップ構築プロジェクト

アクションプログラム			努力目標達成状況			所管課
項目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成15年度	平成16年度c	達成率(%)	
アダプト実施団体数	145	612	429	616	100.9	
道路	130	300	225	298	98.8	道路整備課
河川	14	280	182	289	103.4	河川課
児島湖	新規取組	12	11	14	116.7	環境管理課
海岸	1	20	11	15	73.7	港湾課
おかやま環境情報総合サイトのアクセス数	新規取組	300,000件/年	1,359,490件/年 (環境関係課ホームページへのアクセス数)	1,203,129件/年	401.0	環境政策課

② 環境教育・環境学習推進プロジェクト

アクションプログラム			努力目標達成状況			所管課
項目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成15年度	平成16年度c	達成率(%)	
環境学習リーダー数	157人	300人	244人	278人	84.6	環境政策課
水辺教室の開催地区数	11地区	30地区	13地区	13地区	10.5	環境管理課
こどもエコクラブの会員数	2,100人	2,500人	1,710人	2,434人	83.5	環境政策課
緑の少年隊数	85隊	100隊	87隊	87隊	13.3	自然環境課
環境教育研究指定校数	2校	4校	延べ5校	延べ15校	650.0	指導課

③ 自動車公害対策プロジェクト

アクションプログラム			努力目標達成状況			所管課
項目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成15年度	平成16年度c	達成率(%)	
公共交通機関一人当たり利用回数	55.1回/年	100回/年	53.9回/年 (H14年度)	54.0回/年 (H15年度)	▲ 2.4	交通対策課
光ビーコン数 (光学式車両感知器数)	555基	1,147基	790基	884基	55.6	交通規制課
交通渋滞交差点数	50カ所	36カ所	45カ所	38カ所	85.7	道路建設課 道路整備課
低公害車導入台数	行政 64台 民間 1,240台 計 1,304台	行政 500台 民間 7,500台 計 8,000台	行政 98台 民間 2,364台 計 2,462台	行政 101台 民間 3,424台 計 3,525台	8.5 34.9 33.2	環境管理課
自動車の上手な使い方実践事業所	34事業所	100事業所	48事業所	61事業所	40.9	環境管理課

④ 有害化学物質削減プロジェクト

アクションプログラム			努力目標達成状況			所管課
項目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成15年度	平成16年度c	達成率(%)	
大気環境モニタリング地点数	13地点	増加させる	13地点	14地点	—	環境管理課
大気環境モニタリング項目数	19項目	21項目	19項目	19項目	0.0	環境管理課

⑤ 水環境保全プロジェクト

アクションプログラム			努力目標達成状況			所管課	
項目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成15年度	平成16年度c	達成率(%)		
清流保全	水源地域の整備	2,800ha	5,365ha	3,621ha	4,066ha	49.4	治山課
	合併処理浄化槽の設置基数	47,791基	70,220基	55,974基	60,066基	54.7	廃棄物対策課
	集落排水施設整備地区	105地区	141地区	117地区	122地区	47.2	農村振興課
	公共下水道普及率	41.2%	64.4%	45.6%	48.1%	29.7	下水道課
	おかやまの清流の選定	37カ所	50カ所	37カ所	37カ所	0.0	環境管理課
	ホテルの生息地箇所数	160カ所	220カ所	190カ所	203カ所	71.7	環境管理課
瀬戸内海	沿岸漁場整備開発事業による藻場(メバル生息適地)の造成	883ha(H7)	980ha	892.19ha	899.72ha	17.2	水産課
	COD汚濁負荷量の削減	59トン/日(H11)	55トン/日	56トン/日(H13)	未確定	—	環境管理課
	窒素汚濁負荷量の削減	61トン/日(H11)	59トン/日	未確定	未確定	—	環境管理課
	りん汚濁負荷量の削減	3.4トン/日(H11)	3.2トン/日	未確定	未確定	—	環境管理課
児島湖	COD水質目標	9.1mg/l	7.9mg/l	9.1mg/l	9.0mg/l	8.3	環境管理課
	合併処理浄化槽設置基数	14,235基	19,000基	16,047基	17,242基	63.1	環境管理課
	集落排水施設整備地区	23集落	24集落	23集落	24集落	100.0	農村振興課
	湖内底泥のしゅんせつ	148万m ³	230万m ³	187万m ³	187万m ³	47.6	耕地課
	児島湖浄化センターの下水処理量	118,100m ³ /日	275,600m ³ /日	157,500m ³ /日	177,200m ³ /日	61.8	下水道課
	水質浄化施設の設置	8カ所	23カ所	10カ所	13カ所	33.3	環境管理課
	水生植物の適正管理	新規取組	24千m ²	20千m ²	25.6千m ²	106.7	環境管理課
年間の導水	37万m ³ /日(H12)	47万m ³ /日	46万m ³ /日	45.1万m ³ /日	81.0	環境管理課	
有害化学物質	公共用水域でのモニタリング地点数	27地点	30地点	27地点	27地点	0.0	環境管理課
	公共用水域でのモニタリング項目数	22項目	増加させる	22項目	22項目	—	環境管理課
	環境ホルモン調査地点数	20地点	25地点	23地点	23地点	60.0	環境管理課
	環境ホルモン調査項目数	24項目	25項目以上	24項目	24項目	0.0	環境管理課

⑥ 快適生活空間創造プロジェクト

アクションプログラム			努力目標達成状況			所管課
項目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成15年度	平成16年度c	達成率(%)	
低騒音舗装道路延長(2車線換算延長)	3.6km	10.0km	7.29km	8.10km	70.3	道路整備課
電線が地中化されている道路延長(県管理道)	6.24km	18.78km	8.66km	9.10km	22.8	道路整備課

⑦ ごみゼロ社会プロジェクト

アクションプログラム			努力目標達成状況			所管課
項目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成15年度	平成16年度c	達成率(%)	
一般廃棄物のリサイクル率	15.9% (H12)	34.3%	16.7% (H14)	16.5% (H15速報値)	3.3	廃棄物対策課
7種分別実施市町村数	49	78	64	68 (旧市町村ベース)	65.5	廃棄物対策課
産業廃棄物の資源化・減量化率	91.3% (H12)	93.0%	92.4% (H14)	未確定	—	廃棄物対策課
ごみゼロガイドラインの策定(種別数)	新規取組	4	2	4	100.0	廃棄物対策課
再生品使用促進指針の策定(品目数)	新規取組	150	155	160	106.7	廃棄物対策課
岡山エコ製品の認定(品目数)	新規取組	400	386	421	105.3	廃棄物対策課
建設廃棄物の再利用率	83% (H12)	91%	94%	未確定	—	監理課
建設発生土の再利用率	44% (H12)	90%	71%	未確定	—	監理課
建設残土センター設置数	12	21 (1カ所/年程度)	12	12	0.0	監理課

⑧ 自然との共生プロジェクト

アクションプログラム			努力目標達成状況			所管課
項目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成15年度	平成16年度c	達成率(%)	
自然公園面積	80,663ha	100,000ha	80,664ha	80,664ha	0.0	自然環境課
自然保護条例による指定地区数	79カ所	115カ所	82カ所	82カ所	8.3	自然環境課
景観モデル地区数	3カ所	6カ所	3カ所	3カ所	0.0	環境政策課
田園環境整備マスタープランの策定市町村数	新規取組	(32市町村) 77市町村	61市町村	(28市町村) 65市町村	(87.5) 84.4	耕地課
ピオトープ整備箇所数	5箇所	15箇所	6箇所	6箇所	10.0	自然環境課
自然公園内の施設整備数	178施設	449施設	182施設	183施設	1.8	自然環境課
自然公園利用者数	1,258万人	1,450万人	1,264万人 (H14)	1,232万人 (H15)	▲13.5	自然環境課
長距離自然歩道の利用者数	70万人	80万人	83万人 (H14)	146万人 (H15)	760.0	自然環境課
多自然型護岸延長	—	46,000m増	10,210m増	15,245m増	33.1	河川課
出会いとふれあいの水辺づくりモデル事業	3河川	17河川	11河川	11河川	57.1	河川課
緑の募金額(年間)	2,141万円	2,500万円	2,150万円	2,041万円	▲27.9	自然環境課
美しい森での記念植樹本数	—	12万本増	3万本増	6.3万本増	52.5	林政課
環境保全保安林	34地区	42地区	35地区	38地区	50.0	治山課
里山利用協定締結箇所数	新規取組	24箇所	19箇所	28箇所	116.7	林政課
都市公園面積(県民一人当たり)	10.2㎡	20.0㎡	11.9㎡	13.7㎡	35.7	都市計画課
道路緑化延長	137.5km	172.5km	147.3km	150.2km	36.3	道路建設課 道路整備課
学校の緑化(緑化率20%以上達成校数)	192校	270校	194校	194校	2.6	財務課

⑨ 地球温暖化防止プロジェクト

アクションプログラム			努力目標達成状況			所管課
項目	計画時点(H13)a	努力目標(H22)b	平成15年度	平成16年度c	達成率(%)	
アースキーパーメンバーシップ会員数	新規取組	6,000会員	2,700会員	3,754会員	62.6	環境政策課
公共施設及び民間施設における太陽光発電による総出力電力	504kw	1,500kw	1,294kw	2,239kw	174.2	環境政策課
小水力発電所設置数	13カ所	15カ所	13カ所	14カ所	50.0	企業局

(3) 環境保全委員会への提言及び調査審議の状況

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
提言件数	12	1	2	2	1	0	0	0
調査審議回数	3	(書面)	1	1	1	0	0	0

(4) 環境影響評価に関する処理状況（平成16年度）

名称	事業主体	事業目的	事業概要	処理状況	備考
J R山陽本線等倉敷駅付近連続立体交差事業	岡山県（都市計画決定権者）	J R山陽本線・伯備線、水島臨海鉄道により、倉敷駅周辺における南北市街地の交通及び土地利用の分断が顕著となっている状況を解消し、倉敷駅周辺の活性化や都市機能の強化を図るため、連続立体交差事業を実施するもの。	（計画区間） ○ J R山陽本線 倉敷市大島～四十瀬 （約3.2km） ○ J R伯備線 倉敷市阿知～酒津 （約2.2km） ○ 水島臨海鉄道水島本線 倉敷市阿知～安江 （約1.7km）	（受理） H 16.3.15 （意見書） H 16.7.12	実施計画書
長船町中央浄化センター（仮称）建設事業	瀬戸内市	公共用水域の水質保全及び住民の衛生的で快適な生活環境を確保することを目的として下水道を整備するもの。	（計画地） 瀬戸内市長船町服部地内 （計画下水量） 5,030m ³ /日	（受理） H 16.5.21 （意見書） H 16.11.15	準備書
J R宇野線・本四備讃線輸送改善事業に係る複線化（備中箕島～茶屋町）事業	瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社	J R宇野線の岡山駅から茶屋町駅までは単線区間が長く、対向列車の待ち合わせのための時間ロスにより運行時間の短縮が出来ない状況になっているため、複線化事業を実施しこれを解消するもの。	（計画区間） ○ J R宇野線 備中箕島～茶屋町 （約3.3km）	（受理） H 16.8.30 （意見書） H 16.11.16	実施計画書

2 大気環境関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

区 分	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間平均値が20ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

※ジクロロメタンについては、平成13年4月20日付で環境基準が設定された。

環境基準による大気汚染の評価に関する用語について

用 語	説 明
1時間値	1時間の平均濃度
1日平均値 (日平均値)	1日24時間の測定結果の平均値。ただし、1日のうち欠測が4時間を超えるときは、1日平均値に係る集計から除外している。
有効測定日数	1日の内20時間以上測定が行われた日数
年平均値	1年間に測定した1時間値の和を測定時間で除した値（1年間は平年で8,760時間）。ただし、年間測定6,000時間未満のものは参考にとどめている（1日平均値の2%除外値、1日平均値の年間98%値についても同じ）。
日平均値の 年間2%除外値	1年間に得られた1日平均値を整理し、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の1日平均値があれば7日分）を除外した残りの最高1日平均値をいう。
日平均値の 年間98%値	1年間に得られた1日平均値を整理し、低い方から98%に相当する（365日分の1日平均値があれば358番目の）1日平均値
長期的評価	主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するもので、一般に環境基準の達成、非達成をいう場合は長期的評価を指す。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われ、また、総量規制を実施するためのシミュレーション調査でも、長期的評価を満足させることを目標として計算が行われることが多い。
短期的評価	1時間値、1日平均値について測定結果を環境基準に比較して行う評価方法で、時間ごと、日ごとの高濃度の出現をチェックするのに利用される。

(2) 大気環境監視状況

(平成17年3月31日現在)

地域	No.	測定項目		SO ₂	NO _x	O _x	SPM	CO	HC	HF	WD/WV	備考	
		測定局名											
岡山市	1	興除	○	○	○	○			○		○		
	2	山南	○	○	○	○					○		
	3	上南	○	○	○	○			○		○		
	4	江並	○	○	○	○					○		
	5	出石	○	○	○	○					○		
	6	南輝	○	○	○	○					○		
	7	吉備	○	○	○	○					○		
	8	清輝		○		○	○		○				自
	9	南方		○		○	○	○	○				自
	10	西大	寺	○	○	○	○					○	
	11	東岡	山	○	○	○	○					○	
	12	庭瀬	江		○		○			○			自
	13	青江	山		○		○	○	○			○	自
	14	高倉	山				○					○	
	15	灘崎			○	○	○					○	県
	計 15 局		9	14	10	14	3	6			12		
倉敷市	16	監視センター	○	○	○	○			○		○		
	17	春日	○	○	○	○					○		
	18	広江	○			○					○		
	19	二福	○										
	20	港湾	局	○			○					○	臨港地区
	21	松江	江	○	○	○	○					○	
	22	呼松		○			○						
	23	宇野	津	○									
	24	塩生		○	○	○	○					○	
	25	連島		○	○	○	○					○	
	26	倉敷美和		○	○	○	○	○	○			○	
27	豊洲		○	○							○		
28	天城		○	○	○	○					○		
29	茶屋町		○	○	○	○					○		
30	郷内		○	○	○	○					○		
31	駅前	前		○			○	○				自	
32	西阿	知	○	○	○	○					○		
33	玉島		○	○	○	○					○		
34	児島		○	○	○	○					○		
35	田の口		○										
36	大高			○		○	○				○	自	
	計 21 局		19	15	12	16	3	3			16		
玉野市	37	日比	○	○	○	○					○		
	38	渋川	○	○		○					○	県	
	39	宇野	○	○	○	○					○	県	
	40	向日比1丁目	○	○	○	○					○	県	
	41	向日比2丁目	○			○					○		
	42	日比2丁目	○			○					○		
	43	後閑	○			○					○		
	44	用吉	○	○	○	○	○	○			○	自	
	計 8 局		8	5	4	8	1	1			8		

(注) SO₂: 二酸化硫黄 SPM: 浮遊粒子状物質 NO_x: 窒素酸化物 O_x: 光化学オキシダント
 HC: 炭化水素 CO: 一酸化炭素 HF: ふっ化水素 WD: 風向 WV: 風速

地域	No.	測定項目 測定局名	SO ₂	NO _x	O _x	SPM	CO	HC	HF	WD/WV	備考
笠岡市	45	大磯	◎	◎	◎	◎	◎	◎			県、自 県 県
	46	寺間	◎	◎		◎				◎	
	47	茂平		◎	◎	◎				◎	
	48	笠岡	◎	◎	◎	◎				◎	
		計 4 局	3	4	3	4	1	1		3	
総社市	49	総社		◎	◎	◎		◎		◎	県 県
	50	久代	◎		◎	◎				◎	
		計 2 局	1	1	2	2		1		2	
備前市	51	伊部		◎		◎		◎			県、自 県 県 県
	52	浦伊部		◎	◎	◎				◎	
	53	沖浦	◎	◎	◎	◎				◎	
	54	三石	◎	◎	◎	◎				◎	
	55	鶴海	◎	◎		◎			○	◎	
	56	東片上	◎	◎		◎				◎	
	57	穂浪	◎	◎		◎				◎	
	58	野谷	◎	◎		◎				◎	
	59	佐山							○		
	60	日生	◎	◎	◎	◎				◎	県
	計 10 局	7	9	4	9		1	2	8		
その他市町村	61	津山	◎	◎		◎				◎	県 県 県 県、自 県、自 県 県 県 県、自 県
	62	井原	◎	◎	◎	◎				◎	
	63	新見	◎	◎		◎				◎	
	64	山陽	◎	◎		◎		◎		◎	
	65	早島	◎	◎	◎	◎				◎	
	66	長津		◎		◎		◎		◎	
	67	船穂	◎	◎	◎	◎				◎	
	68	金光		◎	◎	◎				◎	
	69	真備		◎	◎					◎	
	70	寄島	◎	◎	◎	◎				◎	
	71	久世	◎	◎		◎		◎		◎	
	72	勝央	◎	◎		◎				◎	
	計 12 局	9	12	6	11		3		12		
	計 72 局	56	60	41	64	8	16	2	61		

注) 県……………県は県設置の測定局、その他は市設置の測定局
 自……………自動車排出ガス測定局、その他は一般環境測定局 (気象観測局を含む)
 ◎……………テレメータ化されているもの (71局)
 ○……………テレメータ化されていないもの (1局)
 山陽局は平成12年10月から測定開始
 久世局は平成13年9月から測定開始
 勝央局は平成15年2月から測定開始

(3) 大気環境監視網
環境大気測定局配置図

1	興山	除南	16	監視センター	32	西阿	知島	45	大寺	磯間	61	津井	山原
2	山上	南南	17	春広	33	玉児	島島	46	茂茂	平平	62	井新	原見
3	上江	並並	18	二二	34	児田	のの	47	笠笠	岡岡	63	山山	陽陽
4	出南	石輝	19	港湾	35	田大	口高	48	総久	社代	64	早早	島島
5	南吉	輝備	20	松呼	36	日洪	比川	49	伊伊	部部	65	長長	津津
6	清南	輝方	21	宇野	37	宇向日	野野	50	浦浦	浦浦	66	船船	穂穂
7	南西	寺山	22	塩連	38	向日	比比	51	沖沖	石石	67	金金	光光
8	西東	山瀬	23	敷美	39	向日	比比	52	三三	海上	68	真真	備備
9	庭青	江山	24	倉敷	40	向日	比比	53	鶴鶴	浪浪	69	寄寄	島島
10	高高	倉崎	25	天茶	41	日後	吉吉	54	東東	谷谷	70	久久	世世
11	庭高	倉崎	26	屋郷	42	用		55	穂穂	山山	71	勝勝	央央
12	高灘		27	駅	43			56	野野	生	72		
13			28		44			57	佐佐				
14			29					58	日				
15			30					59					
			31					60					
											全測定局 72局		
											テレ化局 71局		



(4) 環境基準の達成状況の推移 (%)

二酸化硫黄	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
岡山県	100	100	100	100	100
全国	94.3	99.6	99.8	99.7	99.9

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

二酸化窒素		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
岡山県	一般環境大気測定局	100	100	100	100	100
	自動車排出ガス測定局	90.9	90.9	100	91.7	91.7
全国	一般環境大気測定局	99.2	99.0	99.1	99.9	100
	自動車排出ガス測定局	80.0	79.4	83.5	85.7	89.2

光化学オキシダント	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全国	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2

※一般環境大気測定局に係る結果のみ

浮遊粒子状物質		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
岡山県	一般環境大気測定局	90.0	92.0	22.0	98.4	92.3
	自動車排出ガス測定局	88.9	87.5	30.0	100	100
全国	一般環境大気測定局	84.4	66.6	52.6	92.8	98.5
	自動車排出ガス測定局	66.1	47.0	34.3	77.2	96.1

(5) オキシダント情報・注意報の発令日数

年度	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
情報	3	8	5	8	2	4	8	5	4	8
注意報	6	3	4	4	2	1	2	3	1	0
計	9	11	9	12	4	5	10	8	5	8

(6) オキシダント情報・注意報の発令回数

年度 地域		平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
岡山市	情報	3	3	5	5	1	3	0	0	1	2
	注意報	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	4	3	5	5	2	3	0	0	1	2
倉敷市	情報	1	8	3	6	4	3	7	6	3	8
	注意報	2	1	0	1	0	1	2	0	0	0
	計	3	9	3	7	4	4	9	6	3	8
玉野市	情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
笠岡市	情報	1	2	0	3	0	0	0	1	0	0
	注意報	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	1	4	0	0	0	1	0	0
井原市	情報	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0
	注意報	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	計	0	1	0	1	0	0	0	4	1	0
総社市	情報	1	3	1	1	1	2	0	0	1	1
	注意報	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	計	3	3	2	2	1	2	0	0	1	1
備前市	情報	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0
	注意報	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	0	1	1	0	0	1	1	0	0
日生町	情報	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	注意報	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	計	7	1	0	0	0	0	0	1	1	0
灘崎町	情報	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0
	注意報	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0
早島町	情報	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0
	注意報	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	2	1	2	0	0	0	0	0	0
船穂町	情報	2	0	0	0	2	1	0	1	0	1
	注意報	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0
	計	2	0	1	1	2	1	0	2	0	1
金光町	情報	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0
	注意報	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	1	1	0	0	0	2	0	0
寄島町	情報	—	3	1	0	0	0	0	0	0	1
	注意報	—	2	2	3	2	0	0	0	0	0
	計	—	5	3	3	2	0	0	0	0	1
真備町	情報	1	0	3	1	0	0	0	0	0	1
	注意報	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	3	2	0	0	0	0	0	1
合計	情報	20	22	14	21	8	10	8	14	6	14
	注意報	13	6	7	10	4	1	2	3	1	0
	計	33	28	21	31	12	11	10	17	7	14

注) 寄島町は平成8年度から対象地域に編入

(7) 大気汚染防止法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく設置届出等件数 (平成16年度)

施設の種 類		設 置 届	使 用 届	変 更 届	そ の 他 届	計
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	56	0	18	63	137
	一般粉じん発生施設	4	0	1	12	17
	特定粉じん発生施設	0	0	0	0	0
	小 計	60	0	19	75	154
県 条 例	ばい煙発生施設	1	0	0	8	9
	粉じん発生施設	0	0	0	6	6
	有害ガス発生施設	29	0	12	27	68
	小 計	30	0	12	41	83
合 計		90	0	31	116	237

注) 岡山市及び倉敷市の処理件数は除く。

(8) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び粉じん発生施設の種類別設置状況 (平成17年3月31日現在)

ばい煙発生施設数 (電事含)

一般粉じん発生施設数 (電事含)

施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)	施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
1	ボイラー	999	594	570	1	コークス炉	0	0	13
2	ガス発生炉・加熱炉	0	4	2	2	堆積場	105	22	57
3	金属等の焼結炉	1	10	11	3	ベルトコンベア	258	56	1,253
4	金属の溶鋳炉	1	0	11	4	破碎機・摩砕機	153	70	80
5	金属、鑄造の溶解炉	26	30	42	5	ふるい	64	29	137
6	金属の加熱炉	40	22	165	合 計		580	177	1,540
7	石油製品等の加熱炉	12	0	238	特定粉じん発生施設数				
8	石油精製の触媒再生塔	0	0	0					
8-2	硫黄回収装置の燃焼炉	0	0	6	施 設 種 類		施設数	(岡山市)	(倉敷市)
9	窯業の焼成炉	44	6	7	1	解綿用機械	0	0	0
10	無機、食品の直火炉	32	1	15	2	混合機	0	0	0
11	乾燥炉	69	46	71	3	紡織用機	0	0	0
12	製鉄、製鋼等の電気炉	0	0	8	4	切断機	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	76	48	56	5	研磨機	0	0	0
14	銅等の精錬の溶鋳炉等	2	0	0	6	切削用機械	0	0	0
15	Cd顔料等の乾燥施設	0	0	0	7	破碎機・摩砕機	0	0	0
16	塩素急速冷却施設	0	0	0	8	剪断加工用プレス	3	2	4
17	塩化第2鉄の溶解層	0	0	0	9	穿孔機	0	0	0
18	活性炭の反応炉	0	0	0	合 計		3	2	4
19	塩素等の反応施設	1	0	36					
20	アルミニウム電解炉	0	0	0					
21	燐等の反応施設	1	0	0					
22	弗酸の凝縮施設等	0	0	0					
23	トリポリリン酸Na反応施設等	0	0	0					
24	鉛の第2次精錬等の溶解炉	0	0	1					
25	鉛蓄電池の溶解炉	0	0	0					
26	鉛顔料の溶解炉等	0	0	0					
27	硝酸の吸収施設等	0	0	0					
28	コークス炉	0	0	13					
29	ガスタービン	13	42	15					
30	ディーゼル機関	248	240	152					
31	ガス機関	5	4	1					
32	ガソリン機関	0	0	0					
合 計		1,570	1,047	1,420					

注) () 内は、岡山市又は倉敷市所管の施設数で、外数である。

(9) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づくばい煙発生施設等の設置状況

ばい煙発生施設数

粉じん発生施設数

(平成17年3月31日現在)

施設種類	施設数			施設種類	施設数			
	(岡山市)	(倉敷市)	(倉敷市)		(岡山市)	(倉敷市)	(倉敷市)	
1 ベンガラのばい焼炉	5	1	0	1 セメントサイロ	86	29	47	
2 ガラス等の溶解炉	0	0	10	2 バッチャープラント	66	19	9	
3 燐等の反応施設数	0	0	0	合計	152	48	56	
4 塩素等の反応施設等	3	0	0	有害ガス発生施設数	施設種類	施設数	(岡山市)	(倉敷市)
5 燐等の反応施設等	1	0	0					
6 弗酸の凝縮施設等	0	0	0	1 繊維製品の樹脂加工施設	7	5	11	
7 鉛の第2次精錬等の溶解炉	0	0	1	2 木材等の蒸解施設	0	14	3	
8 鉛顔料の溶解炉等	0	0	0	3 化学工業品等の反応施設	493	174	653	
9 繊維製品の漂白施設	2	0	2	4 出版等のグラビア印刷施設	34	60	15	
10 パルプ等の漂白施設	0	0	0	5 ゴム製品製造施設	0	6	12	
11 クレー粉の漂白施設	14	0	0	6 鉄鋼等の鋳物製造施設	70	5	7	
12 メタキシレン抽出施設	0	0	2	7 金属製品等の表面処理施設	399	79	189	
13 ピクリン酸の反応施設	0	0	0	合計	1,003	343	890	
14 金属の表面処理施設	16	2	6	注) () 内は、岡山市及び倉敷市所管の施設数で、外数である。				
合計	41	3	21					

(10) 大気汚染防止法に基づく施設の所管別、法区分別内訳

(平成17年4月1日現在)

所管	ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		特定粉じん発生施設		合計	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所	数施設数	事業所数	施設数
備前	98	206	12	81	1	3	111	290
東備	120	344	37	143	0	0	157	487
備中	71	164	12	71	0	0	83	235
井笠	143	373	11	42	0	0	154	415
高梁	36	57	6	26	0	0	42	83
新見	30	46	3	13	0	0	33	59
美作	108	154	10	88	0	0	118	242
真庭	54	91	5	42	0	0	59	133
勝英	60	135	8	74	0	0	68	209
小計	720	1,570	104	580	1	3	825	2,153
岡山市	446	1,047	35	177	2	2	483	1,226
倉敷市	298	1,420	19	1,540	4	4	321	2,964
小計	744	2,467	54	1,717	6	6	804	4,190
合計	1,464	4,037	158	2,297	7	9	1,629	6,343
大防法	1,266	3,344	157	2,296	7	9	1,430	5,649
電事法	196	679	1	1	—	—	197	680
ガス事法	2	14	—	—	—	—	2	14
合計	1,464	4,037	158	2,297	7	9	1,629	6,343

(11) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく施設の所管別内訳

(平成17年3月31日現在)

所管	区分	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		有害ガス発生施設		合 計	
		事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数	事業所数	施設数
備 前		3	4	6	14	37	244	46	262
東 備		15	30	10	22	0	0	25	52
備 中		2	2	6	11	17	39	25	52
井 笠		3	3	11	25	30	322	44	350
高 梁		0	0	5	13	2	2	7	15
新 見		0	0	7	12	0	0	7	12
美 作		0	0	11	26	17	121	28	147
真 庭		1	2	5	15	6	36	12	53
勝 英		0	0	6	14	18	239	24	253
小 計		24	41	67	152	127	1,003	218	1,196
岡 山 市		3	3	21	48	90	343	114	394
倉 敷 市		7	21	19	56	66	890	92	967
小 計		10	24	40	104	156	1,233	206	1,361
合 計		34	65	107	256	283	2,236	424	2,557

(12) 悪臭防止法に基づく規制地域と区域の区分

表1 特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域

(平成17年8月1日現在)

市町村名		特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市	用途地域	第1種区域以外の地域
	御津町		すべての地域
	灘崎町	用途地域	第1種区域以外の地域
倉敷市	倉敷市	用途地域	第1種区域以外の地域
	船穂町	用途地域	第1種区域以外の地域
	真備町	用途地域	第1種区域以外の地域
津山市	津山市	用途地域	第1種区域以外の地域
	勝北町		すべての地域
	久米町		すべての地域
玉野市	玉野市	用途地域	第1種区域以外の地域
笠岡市	笠岡市	用途地域	第1種区域以外の地域
井原市	井原市	用途地域	第1種区域以外の地域
総社市	総社市	用途地域	第1種区域以外の地域
	山手村	用途地域	第1種区域以外の地域
	清音村	用途地域	第1種区域以外の地域
新見市	新見市	用途地域	第1種区域以外の地域
	大佐町		すべての地域
	哲西町		すべての地域
備前市	備前市	用途地域、久々井、鶴海の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外の地域
	日生町		すべての地域
	吉永町		すべての地域
瀬戸内市	牛窓町		すべての地域
	邑久町		すべての地域
	長船町		すべての地域
赤磐市	山陽町	用途地域	第1種区域以外の地域
	赤坂町		臭気指数規制地域以外の地域
	熊山町	用途地域	都市計画区域のうち第1種区域以外の地域
	吉井町		すべての地域
真庭市	勝山町	用途地域	第1種区域以外の地域
	久世町	用途地域	
美作市	勝田町		すべての地域
	美作町	用途地域	第1種区域以外の地域
	作東町		すべての地域
瀬戸町	瀬戸町	用途地域	第1種区域以外の地域
佐伯町	佐伯町		すべての地域
早島町	早島町	用途地域	第1種区域以外の地域
金光町	金光町	用途地域	第1種区域以外の地域
鴨方町	鴨方町		すべての地域
寄島町	寄島町		すべての地域
矢掛町	矢掛町	用途地域	
勝央町	勝央町	用途地域	
美咲町	中央町		すべての地域
吉備中央町	加茂川町	用途地域	
	賀陽町	用途地域	

※市町村欄の「合併前」とは平成16年10月～平成17年8月に行われた市町村合併前の市町村名です。

※市町村合併による指定地域の拡大や縮小等の変更は行われていません。

表2 臭気指数規制に係る規制地域

(平成17年8月1日現在)

市町村名		臭気指数規制に係る規制地域	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域
赤磐市	赤坂町		坂辺、惣分、小原の各一部(別図のとおり)
和気町	和気町	用途地域(準工業地域を除く)	第1種区域以外の地域
美咲町	柵原町		すべての地域

※市町村欄の「合併前」とは平成16年10月～平成17年8月に行われた市町村合併前の市町村名です。

※市町村合併による指定地域の拡大や縮小等の変更は行われていません。

(13) 悪臭の規制基準

(ア) 特定悪臭物質

① 敷地境界における規制基準

物質名	① 敷地境界の基準〔単位ppm〕		② 気体排出口の規制	③ 排出水中の規制
	第1種区域	第2種区域		
アンモニア	1	2	○	
メチルメルカプタン	0.002	0.004		○
硫化水素	0.02	0.06	○	○
硫化メチル	0.01	0.05		○
二硫化メチル	0.009	0.03		○
トリメチルアミン	0.005	0.02	○	
アセトアルデヒド	0.05	0.1		
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02	○	
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006	○	
イソブタノール	0.9	4	○	
酢酸エチル	3	7	○	
メチルイソブチルケトン	1	3	○	
トルエン	10	30	○	
スチレン	0.4	0.8		
キシレン	1	2	○	
プロピオン酸	0.03	0.07		
ノルマル酪酸	0.001	0.002		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		
イソ吉草酸	0.001	0.004		

② 気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により流量を算出したものとする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q 流量 (単位 温度零度, 圧力1気圧の状態に換算した立法メートル毎時)
 He 補正された排出口の高さ (単位 メートル)
 Cm 法第4条第1項第1号の規制基準値として定められた値 (単位 百万分率)

なお、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

③ 排出水中における規制基準

特定悪臭物質の種類ごとに次の式により、排出水中の濃度を算出したものとする。

$$CLm = k \times Cm$$

$$\left(\begin{array}{l} CLm \text{ 排出水中の濃度 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ k \text{ 下表に掲げる特定悪臭物質及び当該事業場から敷地外へ排出される排出水の量ごとに定められた値 (単位 1リットルにつきミリグラム)} \\ Cm \text{ 法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (単位 百万分率)} \end{array} \right)$$

排出水量 (m ³ /s)	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
Q ≤ 0.001	16	5.6	32	63
0.001 < Q ≤ 0.1	3.4	1.2	6.9	14
0.1 < Q	0.71	0.26	1.4	2.9

メチルメルカプタンについては、上式により算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

(イ) 臭気指数

① 敷地境界における規制基準

市町村名	① 敷地境界の基準 (臭気指数)	
	第1種区域	第2種区域
赤坂町		13
和気町	12	14
柵原町		14

② 気体排出口における規制基準

次の式により臭気排出強度または臭気指数を算出したものとする。

(1) 排出口の実高さが15メートル以上の施設

$$\left(\begin{array}{l} q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{\max}} \\ A = \frac{L}{10} - 0.2255 \\ q_t \text{ 排出ガスの臭気排出強度 (単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分)} \\ F_{\max} \text{ 排出口からの風下における地上での臭気強度の最大値 (単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル)} \\ L \text{ 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値} \end{array} \right)$$

(2) 排出口の実高さが15メートル未満の施設

$$\left(\begin{array}{l} I = 10 \times \log C \\ C = K \times H_b^2 \times 10^B \\ B = \frac{L}{10} \\ I \text{ 排出ガスの臭気指数} \\ K \text{ 次表に掲げる排出口の口径の区分ごとに定められた値} \\ H_b \text{ 周辺最大建物の高さ (単位 メートル)} \\ L \text{ 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値} \end{array} \right)$$

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ（単位：メートル）の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径 (m)	D<0.6	0.6≤D<0.9	0.9≤D
K (1/㎡)	0.69	0.20	0.10

③ 排出水中における規制基準

次の式により、臭気指数を算出したものとする。

$$I_w = L + 16$$

I_w 排出水の臭気指数
 L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

3 水環境関係

(1) 水質の環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チラウム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下

なお、周辺最大建物の高さは、6.7メートル未満の場合は排出口の実高さ（単位：メートル）の値の1.5倍、6.7メートル以上10メートル未満の場合は10メートル及び10メートル以上であって排出口の実高さの値の1.5倍以上の場合は排出口の実高さの1.5倍とする。

排出口の口径 (m)	D<0.6	0.6≤D<0.9	0.9≤D
K (1/㎡)	0.69	0.20	0.10

③ 排出水中における規制基準

次の式により、臭気指数を算出したものとする。

$$I_w = L + 16$$

I_w 排出水の臭気指数
 L 法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値

3 水環境関係

(1) 水質の環境基準

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
ヒ素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チラウム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下

(参考) 要監視項目及び指針値

項目名	指針値	項目名	指針値
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/ℓ以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	クロロニトロフェン (CNP)	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	トルエン	0.6mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	キシレン	0.4mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/ℓ以下	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/ℓ以下
EPN	0.006mg/ℓ以下	全マンガン	0.2mg/ℓ以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/ℓ以下	ウラン	0.002mg/ℓ以下
フェノバルブ (BPMC)	0.03mg/ℓ以下		

注) 要監視項目及び指針値は、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」(H5. 3. 8) 環境庁水質保全局長通知)において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共水域等における検出状況等からみて、現時点では環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものとして示されたものであり、指針値は長期摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値で、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

※ 塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサソ、全マンガン、ウランは、平成16年3月31日付け、環水企発第040331003号、環水土発第040331005号、環境省環境管理局水環境部長により追加された。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準

a 河川

(a) 河川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ℓ以上	—

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

(b) 湖沼

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

b 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水質イオン濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油 分 等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—

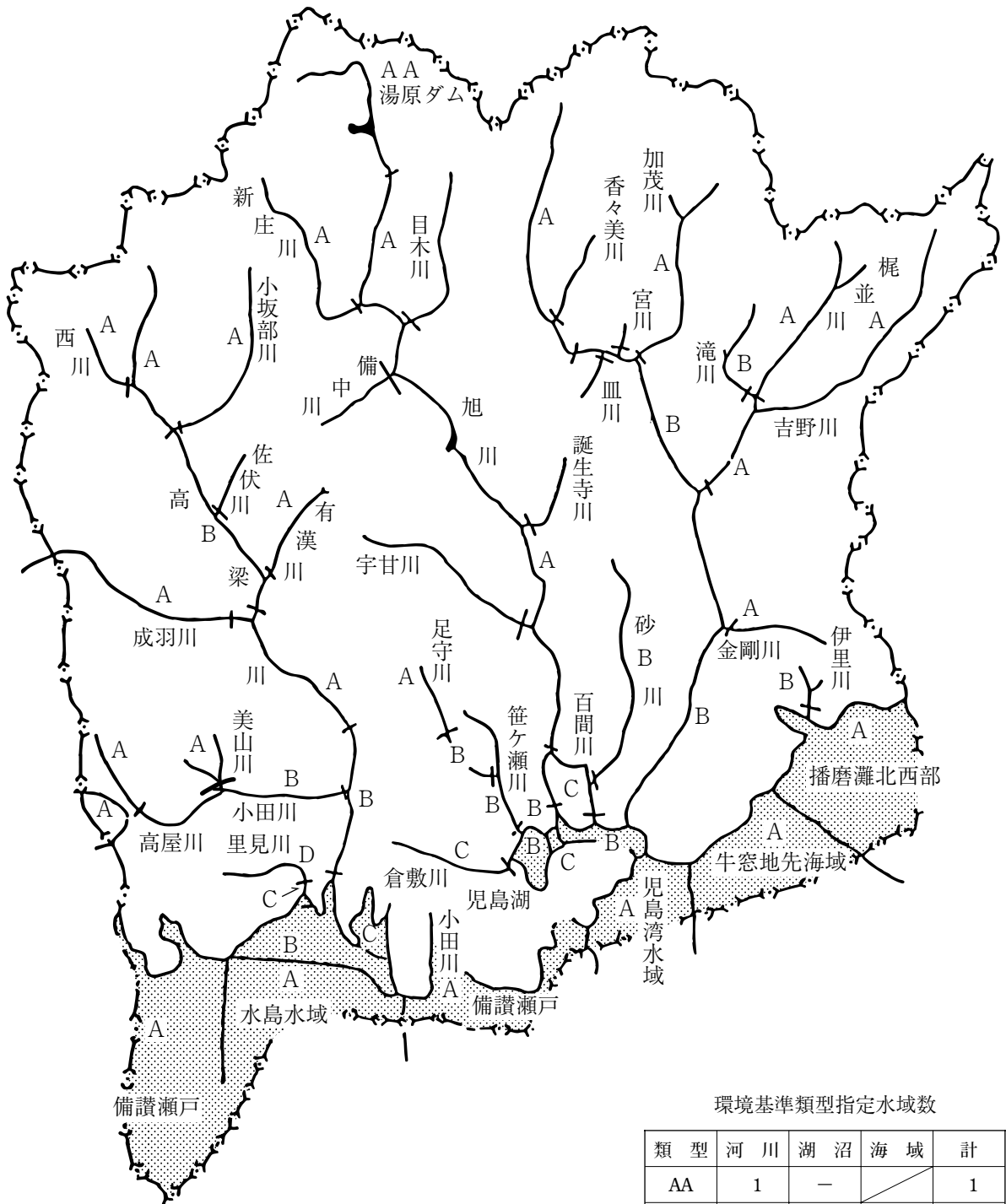
項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
III	水産2種 及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下

注) 基準値は、日間平均値とする。

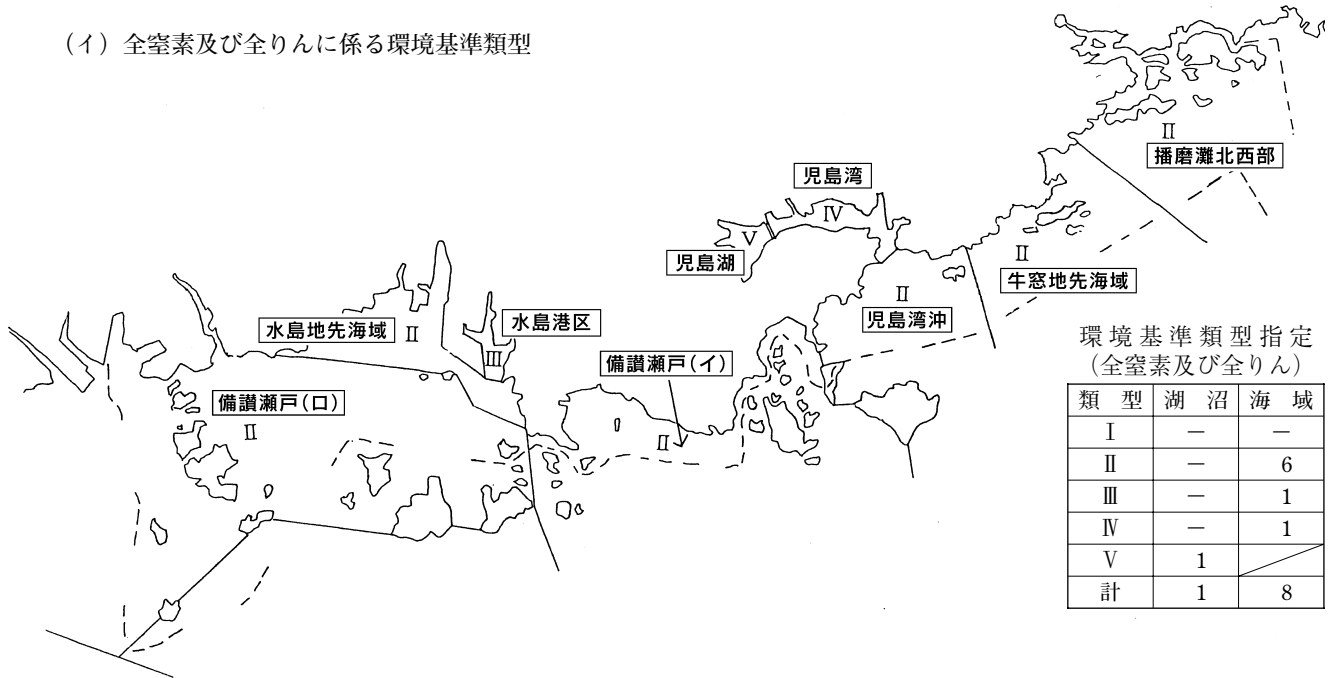
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 垂 鉛
生 物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下

(2) 県下水域の環境基準類型の指定概要図

(ア) BOD又はCOD等に係る環境基準類型



(イ) 全窒素及び全りんに係る環境基準類型



(3) 水域区別の環境基準達成状況

(ア) 環境基準達成状況 (BOD又はCOD) (単位：%)

水域区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
河川	83.9	83.9	83.9	93.5	90.3
湖沼	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海域	30.0	40.0	30.0	40.0	30.0
全体	69.0	71.4	69.0	78.6	73.8

注) 数値は、(環境基準を達成したあてはめ水域) / (総あてはめ水域) を示す。

(イ) 環境基準達成状況 (全窒素及び全りん) (単位：%)

区分		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
湖沼	全窒素	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	全りん	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海域	全窒素	87.5	100.0	100.0	87.5	87.5
	全りん	100.0	100.0	75.0	87.5	87.5

注) 数値は、(環境基準を達成したあてはめ水域) / (総あてはめ水域) を示す。

(4) 項目別の環境基準適合状況 (単位：%)

水域区分	項目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
河川	pH	93.1	94.5	92.5	96.2	94.6
	BOD	88.8	89.1	86.2	91.4	90.0
	SS	99.0	98.5	99.4	98.7	99.0
	DO	95.7	97.2	96.1	97.2	98.1
湖沼	pH	81.9	70.8	55.6	81.9	76.4
	COD	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4
	SS	19.4	25.0	9.7	33.3	65.3
	DO	91.7	93.1	97.2	91.7	94.4
海域	pH	91.9	94.6	96.7	93.7	94.9
	COD	58.8	67.3	65.4	47.8	40.6
	DO	75.5	77.6	75.9	78.7	80.3
	油分等	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を示す。

(5) 環境基準点における水質の経年変化

(ア) BOD又はCOD

(河川：31水域、33環境基準点)

水 域 名	地 点 名	市町村	水 質 (BOD : 75%値) (mg/ℓ)						環境基準値 (mg/ℓ)		
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度			
高 梁 川 水 域	高 梁 川 上 流	一 中 橋	新見市	1.3	1.4	1.7	1.9	1.5	1.9	○	2 以下
	高 梁 川 中 流 ①	中 井 橋	高梁市	1.1	1.4	1.2	1.2	1.0	1.0	○	3 以下
	高 梁 川 中 流 ②	湛 井 堰	総社市	0.8	1.0	0.9	0.8	1.3	0.9	○	2 以下
	高 梁 川 下 流	霞 橋	倉敷市	1.3	2.1	1.6	2.4	1.5	1.6	○	3 以下
	西 川	布 原 橋	新見市	1.0	1.1	1.3	1.3	1.3	1.3	○	2 以下
	小 坂 部 川	巖 橋	新見市	1.0	1.4	1.2	1.5	1.7	1.6	○	2 以下
	有 漢 川	幡 見 橋	高梁市	1.0	0.9	1.0	1.3	1.0	0.8	○	2 以下
	成 羽 川	神 崎 橋	高梁市	1.1	1.1	1.2	1.3	1.0	1.0	○	2 以下
	小 田 川 上 流	猪 原 橋	井原市	0.9	1.0	1.0	0.9	1.0	0.7	○	2 以下
	小 田 川 下 流	福 松 橋	真備町	1.5	1.7	1.9	1.7	1.8	1.4	○	3 以下
	美 山 川	栄 橋	矢掛町	1.5	1.6	1.2	1.7	1.1	1.2	○	2 以下
里 見 川	鴨方川合流点	金光町	4.8	5.8	5.3	7.2	5.8	3.6	○	8 以下	
旭 川 水 域	旭 川 上 流	湯 原 ダ ム	真庭市	1.5	1.1	1.9	1.9	1.7	2.0	×	1 以下
	旭 川 中 流	落 合 橋	真庭市	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.6	○	2 以下
		乙 井 手 堰	岡山市	0.8	0.9	0.9	0.7	0.8	0.7		
	旭 川 下 流	桜 橋	岡山市	1.4	1.4	1.1	1.3	0.9	0.7	○	3 以下
	新 庄 川	大 久 奈 橋	真庭市	0.9	1.0	1.0	1.4	1.1	1.3	○	2 以下
	百 間 川	清 内 橋	岡山市	3.5	4.1	4.8	4.1	4.2	2.7	○	5 以下
砂 川	新 橋	岡山市	2.5	2.5	2.4	2.3	1.9	1.6	○	3 以下	
吉 井 川 水 域	吉 井 川 上 流	嵯 峨 堰	津山市	1.1	1.1	1.1	1.2	1.3	1.6	○	2 以下
	吉 井 川 中 ・ 下 流	周 匝 大 橋	赤磐市	1.4	1.3	1.9	1.8	1.5	1.8	○	3 以下
		熊 山 橋	赤磐市	0.8	0.8	0.9	0.7	1.0	0.7		
	加 茂 川	加 茂 川 橋	津山市	1.1	1.2	1.5	1.3	1.3	1.5	○	2 以下
	梶 並 川	滝 村 堰	美作町	1.4	1.5	1.6	1.5	1.6	1.7	○	2 以下
	滝 川	三 星 橋	美作町	1.7	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	○	3 以下
	吉 野 川	鷺 湯 橋	美作町	1.2	1.4	1.8	1.5	1.4	1.6	○	2 以下
金 剛 川	宮 橋	和気町	0.6	0.8	0.9	0.6	0.6	<0.5	○	2 以下	
笹 ヶ 瀬 川 水 域	笹 ヶ 瀬 川	笹 ヶ 瀬 橋	岡山市	5.4	6.5	5.4	5.0	4.8	3.8	×	3 以下
	足 守 川 上 流	高 塚 橋	岡山市	1.5	1.8	1.3	1.6	1.5	1.6	○	2 以下
	足 守 川 下 流	入 江 橋	岡山市	5.0	4.7	4.3	5.9	2.5	4.1	×	3 以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川 橋	岡山市	6.2	5.6	6.5	5.2	4.4	4.4	○	5 以下
芦田川水域	高屋川	滝 山 堰	井原市	2.2	2.4	2.3	3.0	1.9	1.8	○	2 以下
伊里川水域	伊里川	浜 の 川 橋	備前市	1.0	1.6	1.6	2.8	2.1	1.6	○	3 以下

備考) 1 「75%値」とは、年間の n 個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。) 番目になるデータを表わす。

2 ○は、環境基準が達成された水域を示す。
×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(湖 沼 : 1 水域、2 環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水 質 (COD : 75%値) (mg/ℓ)						環境基準値 (mg/ℓ)	水 質 目 標 (mg/ℓ)		
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度				
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	9.7	9.2	9.1	9.8	9.1	9.0	×	5 以下	8.2
		樋 門	8.6	8.9	9.0	9.5	8.7	8.3			

(海 域 : 10 水域、27 環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水 質 (COD : 75%値) (mg/ℓ)						環境基準値 (mg/ℓ)		
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度			
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	4.5	5.3	5.6	5.6	5.9	6.4	○	8 以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	3.6	3.0	3.0	3.0	2.9	3.3	○	8 以下
	水島地先海域 (甲)	玉 島 港 沖 合	3.6	3.1	3.3	3.1	2.9	3.1	×	3 以下
		上 水 島 北	2.8	2.6	3.3	2.9	2.7	2.7		
		濃 地 諸 島 東	2.5	2.2	2.3	2.3	2.4	2.6		
水島地先海域 (乙)	網 代 諸 島 沖	2.8	2.4	2.4	2.5	2.7	2.9	×	2 以下	
児 島 湾 水 域	児 島 湾 (甲)	同 和 鉱 業 沖	5.7	7.5	5.9	7.0	6.1	6.0	○	8 以下
	児 島 湾 (乙)	旭 川 河 口 部	4.5	5.5	5.3	5.7	3.8	4.6	×	3 以下
		吉 井 川 河 口 部	3.9	4.5	5.7	5.2	4.1	3.8		
		横 樋 沖	5.5	6.3	5.4	5.7	5.1	5.1		
		九 幡 沖	5.5	5.7	5.1	5.1	4.8	4.8		
		阿 津 沖	4.9	5.2	4.6	5.6	4.0	5.1		
	児 島 湾 (丙)	向 小 串 沖	5.0	4.8	3.9	3.7	4.1	4.4	×	2 以下
		別 荘 沖	4.0	2.8	2.3	3.9	3.7	3.8		
		児 島 湾 口 沖	3.5	2.5	1.7	2.9	3.7	3.3		
		波 張 崎 南	1.9	2.1	1.5	1.9	2.4	2.6		
備 讃 瀬 戸	備 讃 瀬 戸	出 崎 東 沖	1.9	2.1	2.1	2.5	2.4	2.7	×	2 以下
		神 島 御 崎 沖	1.9	2.5	1.8	2.3	3.2	2.7		
		青 佐 鼻 沖	2.3	2.8	2.3	2.8	2.8	2.9		
		北 木 島 布 越 崎 北	1.8	1.8	1.5	2.0	2.4	2.2		
牛 窓 地 先 海 域	牛 窓 地 先 海 域	久 須 美 鼻 東	2.2	2.2	2.3	2.2	2.4	2.6	×	2 以下
		大 槌 島 北	1.5	1.9	1.6	1.6	2.2	2.1		
播 磨 灘 西 部	播 磨 灘 北 西 部	錦 海 湾	2.8	2.5	2.0	2.2	2.7	2.6	×	2 以下
		前 島 南 西	2.3	1.9	1.9	1.7	2.3	2.3		
		長 島 西 南 沖	2.3	2.2	1.7	2.2	2.6	2.6		
播 磨 灘 西 部	播 磨 灘 北 西 部	大 多 府 島 東 南 沖	2.3	2.6	1.9	1.9	2.8	2.9	×	2 以下
		鹿 久 居 島 東 沖	3.1	2.9	2.1	2.5	3.1	2.9		

備考) 1 「75%値」とは、年間の n 個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。) 番目になるデータを表わす。

- 2 ○は、環境基準が達成された水域を示す。
×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

資料編 (3 水環境関係)

(イ) 全窒素

(湖 沼：1 水域2 地点)

水 域 名	地 点 名	全窒素 (年間平均値) (mg/ℓ)					環境基準値 (mg/ℓ)	水 質 目 標 (mg/ℓ)	
		12年度	13年度	14年度	15年度	16 年 度			
見 島 湖	湖 心	1.6	1.4	1.3	1.3	1.5	×	1 以下	1.4
	樋 門	1.6	1.3	1.2	1.3	1.5			

(海 域：8 水域21地点)

水 域 名	地 点 名	全窒素 (年間平均値) (mg/ℓ)										環境基準値 (mg/ℓ)
		12年度	13 年 度	14 年 度	15 年 度	16 年 度		16 年 度		16 年 度		
水 島 港 区	水島港口部	0.37	0.38	0.38	0.31	0.31	0.33	0.33	0.30	0.30	○	0.6以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.39	0.27	0.27	0.27	0.26	0.29	0.23	0.26	0.28	○	0.3以下
	上水島北	0.32	0.29		0.28		0.24		0.32			
	濃地諸島東	0.23	0.24		0.24		0.17		0.25			
見 島 湾	九 蟠 沖	0.68	0.67	0.58	0.50	0.46	0.56	0.52	0.67	0.62	○	1 以下
	向小串沖	0.54	0.49		0.42		0.47		0.57			
見 島 湾 沖	見島湾口沖	0.37	0.25	0.28	0.29	0.25	0.39	0.32	0.41	0.33	×	0.3以下
	出崎東沖	0.28	0.36		0.25		0.29		0.30			
	銚島沖合	0.24	0.24		0.20		0.29		0.29			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.22	0.24	0.22	0.20	0.20	0.15	0.18	0.22	0.23	○	0.3以下
	大槌島北	0.22	0.20		0.19		0.21		0.24			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.26	0.24	0.23	0.27	0.25	0.17	0.22	0.26	0.26	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.22	0.24		0.26		0.25		0.27			
	青佐鼻沖	0.25	0.26		0.26		0.28		0.29			
	北木島布越崎北	0.21	0.18		0.19		0.18		0.20			
牛窓地先海域	錦 海 湾	0.25	0.22	0.21	0.20	0.20	0.21	0.20	0.21	0.22	○	0.3以下
	前島南西	0.25	0.23		0.21		0.21		0.23			
	前島東南	0.23	0.19		0.18		0.18		0.21			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.26	0.23	0.25	0.20	0.22	0.21	0.25	0.22	0.25	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.29	0.26		0.20		0.27		0.25			
	鹿久居島東沖	0.32	0.27		0.27		0.26		0.28			

備考) ○は、環境基準が達成された水域を示す。
 ×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(ウ) 全りん

(湖 沼：1 水域2 地点)

水域名	地点名	全りん (年間平均値) (mg/ℓ)					環境基準値 (mg/ℓ)	水質目標 (mg/ℓ)	
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度			
見島湖	湖心	0.19	0.19	0.19	0.19	0.21	×	0.1以下	0.17
	樋門	0.18	0.19	0.17	0.18	0.21			

(海 域：8 水域21地点)

水域名	地点名	全りん (年間平均値) (mg/ℓ)									環境基準値 (mg/ℓ)	
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		
水島港区	水島港口部	0.030	0.028	0.028	0.029	0.029	0.027	0.027	0.031	0.031	○	0.05以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.035	0.026	0.025	0.027	0.026	0.025	0.024	0.032	0.030	○	0.03以下
	上水島北	0.028	0.028		0.026		0.024		0.030			
	濃地諸島東	0.024	0.022		0.025		0.022		0.029			
見島湾	九幡沖	0.065	0.058	0.052	0.070	0.063	0.060	0.057	0.075	0.067	○	0.09以下
	向小串沖	0.052	0.045		0.055		0.053		0.058			
見島湾沖	見島湾口沖	0.036	0.029	0.028	0.040	0.032	0.043	0.037	0.045	0.039	×	0.03以下
	出崎東沖	0.025	0.032		0.032		0.033		0.036			
	銚島沖合	0.021	0.023		0.025		0.036		0.036			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.025	0.021	0.022	0.024	0.024	0.024	0.027	0.028	0.030	○	0.03以下
	大槌島北	0.024	0.022		0.024		0.029		0.031			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.025	0.021	0.023	0.022	0.027	0.023	0.029	0.029	0.029	○	0.03以下
	神島御崎沖	0.025	0.025		0.032		0.034		0.032			
	青佐鼻沖	0.031	0.027		0.032		0.035		0.034			
	北木島布越崎北	0.021	0.019		0.022		0.023		0.021			
牛窓地先海域	錦海湾	0.026	0.029	0.026	0.032	0.031	0.028	0.027	0.029	0.028	○	0.03以下
	前島南西	0.026	0.026		0.032		0.029		0.030			
	前島東南	0.023	0.023		0.029		0.024		0.026			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.026	0.028	0.027	0.030	0.030	0.027	0.028	0.028	0.027	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.032	0.027		0.030		0.029		0.026			
	鹿久居島東沖	0.027	0.027		0.030		0.027		0.027			

備考) ○は、環境基準が達成された水域を示す。

×は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(6) 地下水質の測定項目別検出状況

調 査 区 分 号	調 査 地 点 名	調 査 用 途	調 定 機 関	調 査 回 数	調 査 回 年	健 康 項 目		及 び		環 境				基 準 値		要 監 視 項 目 (22項目)									
						カ	全	六	ヒ	総	ア	ボ	ジ	四	1		1	1	1	チ	シ	オ	ベ	セ	値
1	玉野市八浜町地内	生活用水	国土交通省	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02	0.004	0.02	0.02	0.006	0.003	0.02	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	10	0.8	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
2	玉野市上山坂地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	3.2	不検出	不検出	不検出	全て不検出
3	瀬戸内市邑久町河原地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
4	瀬戸内市長瀬町池田地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
5	岡山市瀬戸内地区内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
6	岡山市瀬戸内地区内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
7	備前市木谷地内	その他	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
8	瀬戸町富田地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					16
9	赤磐市神田地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
10	備前市吉永町田内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
11	備前市中尾地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
12	総社市日羽地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
13	早島町早島地内	その他	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
14	笠岡市篠坂地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
15	笠岡市笠岡地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
16	井原市岩倉町地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
17	鴨方町本庄地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
18	井原市美郷町池田地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
19	井原市芳井町池田地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
20	高梁市落合町池田地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
21	真庭市阿口地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
22	高梁市成郷町池田地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
23	高梁市龍野町池田地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
24	新見市菅生地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
25	新見市大佐小南地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
26	新見市新郷池田地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
27	新見市菅野町池田地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
28	真庭市下河内地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
29	真庭市見明町池田地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
30	真庭市美原地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
31	津山市瓜生原地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
32	津山市加茂町池田地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
33	鏡野町富東谷地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
34	鏡野町百谷地内	一般飲用	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					
35	美咲町大坪和池田地内	生活用水	山 県	1	1	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出					

(単位: mg/ℓ)

調査区分	調査地点名	使用用途	測定機関		健康項目										環境基準										値		要監視項目 (22項目)			
			国	倉	カドミウム	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アールキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエタン	1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	オベカルフ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		ふっ素	ほう素	
概況	36	美咲町 岡佐地内	◎		0.01	不検出	0.05	0.01	0.0005	不検出	0.02	不検出	0.02	不検出	0.04	1	0.006	0.03	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1		
	37	美作市 壬生地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	38	美作市 安蘇地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.42	不検出	不検出	不検出	
	39	美作市 豊野地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	40	美作市 南地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	41	岡山市 金岡東町地内	◎		不検出	不検出	0.006	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	42	岡山市 金岡東町地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	
	43	岡山市 藤原西町地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.13	0.1	0.03	
	44	倉敷市 安江地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1.1	不検出	不検出	
	45	岡山市 浅川地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	2.2	0.1	不検出	
	46	岡山市 吉都南方地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	5.7	0.3	不検出	
47	岡山市 西隆寺地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	20	0.2	不検出		
48	岡山市 実島地内	◎		不検出	不検出	0.005	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1.2	0.3	0.06		
49	岡山市 実島地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	3.9	0.4	0.03		
50	岡山市 八幡東町地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1.4	0.1	不検出		
51	倉敷市 北浜町地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	2.1	0.1	不検出		
52	倉敷市 木見地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	2.0	0.1	不検出		
53	倉敷市 玉島八島地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1.9	0.1	不検出		
54	倉敷市 豊野西町地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	7.6	0.2	不検出		
55	倉敷市 山地地内	◎		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	31	0.4	不検出		
宿務モニタリング調査	1	高梁市 成瀬町成羽地内	◎																											
	2	笠岡市 吉浜地内	◎																								1.2			
	3	赤磐市 大屋地内	◎																								20			
	4	岡山市 藤原西町地内	◎		不検出	不検出	不検出	0.051	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	0.10
	8	倉敷市 児島西町地内	◎																											
調査	9	倉敷市 沖地内	◎																											
	10	倉敷市 中帯江地内	◎				0.012																				1.9			
	11	倉敷市 中島地内	◎				0.012																				2.1			

は、環境基準値を超過している検体。

(7) 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(単位: mg/ℓ)

区 分	農 薬 名 (ISO名等)	評価指針値
殺 虫 剤 (9)	イミダクロプリド	0.2
	※エトフェンブロックス	0.08
	※NAC (カルバリル)	0.05
	クロルピリホス	0.03
	ECP (ジクロフェンチオン)	0.006
	※DEP (トリクロルホン)	0.03
	※ピリダフェンチオン	0.002
	※ブプロフェジン	0.01
	※マラソン (マラチオン)	0.01
殺 菌 剤 (9)	イプロジオン	0.3
	※EDDP (エディフェンホス)	0.006
	トルクロホスメチル	0.2
	※トリシクラゾール	0.1
	※フサライド	0.1
	※プロベナゾール	0.05
	※フルトラニル	0.2
	※ベンシクロン	0.04
	※メプロニル	0.1
除 草 剤 (9)	エスプロカルブ	0.01
	シメトリン	0.06
	ブタミホス	0.004
	プレチラクロール	0.04
	プロモブチド	0.04
	SAP (ベンスリド)	0.1
	ペンディメタリン	0.1
	メフェナセット	0.009
	モリネート	0.005
	計 27農薬	

注) ※印は空中散布に使用されている農薬

(8) 調査農薬別の検出状況

(平成16年度)

農薬の 種 類	調 査 農 薬 名	環 境 省 暫 定 指 導 指 針 値	ゴルフ場の排水		環 境 省 暫 定 指 導 指 針 値 超 過 検 体 数	公 共 用 水 域	
			平成 16 年 5 月 調 査			平成 16 年 5 月 調 査	
			検 出 状 況	検 出 範 囲		検 出 状 況	検 出 範 囲
殺菌剤	イソプロチオラン	0.4	4/22	不検出～0.0008	0	5/6	不検出～0.0002
	イプロジオン	3	0/22	不検出	0	2/6	不検出～0.0001
	エトリジアゾール	0.04	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	オキシシン銅	0.4	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	キャプタン	3	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	クロロタロニル	0.4	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	クロロネブ	0.5	4/22	不検出～0.0001	0	0/6	不検出
	チウラム	0.06	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	トリクロホスメチル	0.8	1/22	不検出～0.0001	0	0/6	不検出
	フルトラニル	2	13/22	不検出～0.0013	0	0/6	不検出
	ペンシクロン	0.4	11/22	不検出～0.0032	0	0/6	不検出
	メタラキシル	0.5	9/22	不検出～0.0006	0	0/6	不検出
	メプロニル	1	2/22	不検出～0.0001	0	0/6	不検出
ポリカーバメート	0.3	0/22	不検出	0	0/6	不検出	
殺虫剤	アセフェート	0.8	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	イソキサチオン	0.08	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	イソフェンホス	0.01	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	エトフェンプロックス	0.8	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	クロルピリホス	0.04	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	ダイアジノン	0.05	1/22	不検出～0.0002	0	1/6	不検出～0.0001
	トリクロルホン	0.3	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	ピリダフェンチオン	0.02	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	フェニトロチオン	0.03	2/22	不検出～0.0027	0	1/6	不検出～0.0002
チオジカルブ	0.8	0/22	不検出	0	0/6	不検出	
除草剤	アシュラム	2	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	ジチオピル	0.08	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	シデュロン	3	1/22	不検出～0.001	0	0/6	不検出
	シマジン	0.03	3/22	不検出～0.0001	0	0/6	不検出
	テルブカルブ	0.2	4/22	不検出～0.0011	0	0/6	不検出
	トリクロピル	0.06	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	ナプロパミド	0.3	5/22	不検出～0.0001	0	0/6	不検出
	ピリブチカルブ	0.2	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	ブタミホス	0.04	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	プロピザミド	0.08	3/22	不検出～0.0003	0	0/6	不検出
	ベンスリド	1	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	ペンディメタリン	0.5	5/22	不検出～0.0002	0	0/6	不検出
	ペンフルラリン	0.8	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	メコプロップ	0.05	0/22	不検出	0	0/6	不検出
	メチルダイムロン	0.3	0/22	不検出	0	0/6	不検出
ハロスルフロンメチル	0.3	0/22	不検出	0	0/6	不検出	

注) 検出範囲及び環境省暫定指導指針値の単位は、mg/lである。

(9) 海水浴場の水質検査結果 (開設前)

(平成16年度)

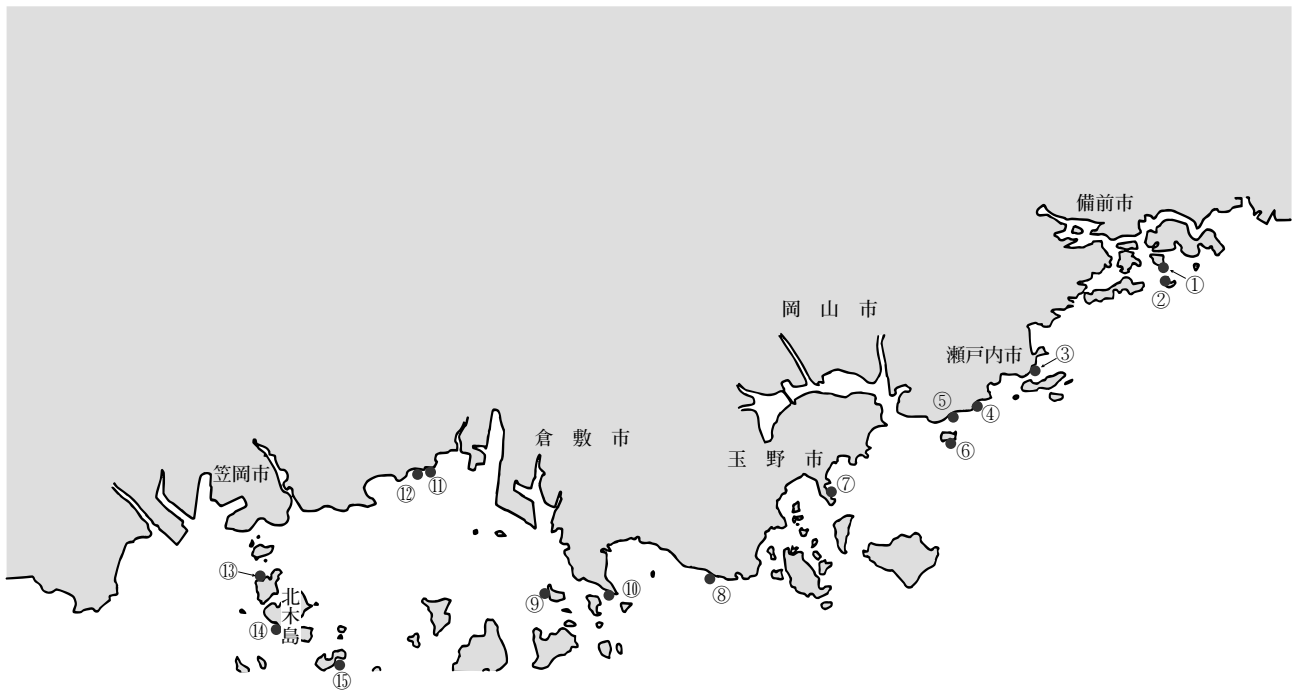
海水浴場名	所在地	検査項目				判定	O-157 調査	
		透明度	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	油膜の有無			
外輪(頭島)	備前市日生町日生	1m以上	4.1	不検出	無	可(B)	陰性	
宮の下(大多府島)	備前市日生町大多府	1m以上	4.0	不検出	無	可(B)	陰性	
牛窓	瀬戸内市牛窓町牛窓	1m以上	3.2	不検出	無	可(B)	陰性	
西脇	瀬戸内市牛窓町鹿忍	1m以上	2.7	2	無	可(B)	陰性	
宝伝	岡山市宝伝	1m以上	2.6	77	無	可(B)	陰性	
犬島	岡山市犬島	1m以上	3.0	12	無	可(B)	陰性	
出崎	玉野市沼	1m以上	1.6	7	無	適(A)	陰性	
渋川	玉野市渋川	1m以上	3.3	24	無	可(B)	陰性	
六口島	倉敷市下津井	1m以上	3.1	不検出	無	可(B)	陰性	
大浜	倉敷市大島	1m以上	3.1	4	無	可(B)	陰性	
沙美	東浜	倉敷市玉島黒崎	1m以上	3.1	不検出	無	可(B)	陰性
	西浜	倉敷市玉島黒崎	1m以上	3.4	不検出	無	可(B)	陰性
白石島	笠岡市白石島	1m以上	3.0	不検出	無	可(B)	陰性	
北木島下浦	笠岡市北木島町	1m以上	2.6	不検出	無	可(B)	陰性	
真鍋島	笠岡市真鍋島	1m以上	2.3	3	無	可(B)	陰性	

注) 調査は、5月中旬～6月上旬のうち2日実施

(参考) 水浴場水質判定基準(国)

区分	ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ)	油膜の有無	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	透明度 (m)
適	水質AA	認められない	2以下	1以上
	水質A			
可	水質B	常時は認められない	5以下	1未満～0.5以上
	水質C		8以下	
不適	1,000超	常時認められる	8超	0.5未満

(10) 海水浴場位置図



①	外 (頭 輪 島)	⑨	六 口 島
②	宮 の 下 (大 多 府 島)	⑩	大 浜
③	牛 窓	⑪	沙 美 東 浜
④	西 脇	⑫	沙 美 西 浜
⑤	宝 伝	⑬	白 石 島
⑥	犬 島	⑭	北 木 島 下 浦
⑦	出 崎	⑮	真 鍋 島
⑧	洪 川		

(11) 金剛川流域の土壌の調査結果

(平成16年度)

分析区分	測定項目	カドミウム	ヒ素	銅
含有試験 (mg/kg)		0.05~0.18	0.32~1.0	2.4~22
溶出試験 (mg/l)		すべて不検出	不検出~0.007	—

(参考) 土壌の汚染に係る環境基準

分析区分	測定項目	カドミウム	ヒ素	銅
含有試験 (mg/kg)		1 (玄米中)	15 (土壌中)	125 (土壌中)
溶出試験 (mg/l)		0.01	0.01	—

(12) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

区分	年度	平成13年	14	15	16
日平均排水量50m ³ 以上		863 (660)	844 (520)	843 (496)	822 (495)
日平均排水量50m ³ 未満		4,920 (3,221)	5,240 (3,309)	5,080 (3,319)	5,074 (3,275)
合計		5,783 (3,881)	6,084 (3,829)	5,923 (3,815)	5,896 (3,770)

注) () 内は、岡山県所管分

(13) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可件数

区分	年度	平成13年	14	15	16
法第5条(設置)		33	14	16	18
法第8条(変更)		34	18	23	26
届出		89	49	63	58
その他※		21	15	23	30
合計		177	96	125	132

注) 倉敷市内の事業場は平成14年度から、市の所管となった。

※) 他県からの意見照会

(14) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場数

区分	年度	平成13年	14	15	16
規制基準の適用されるもの※		37 (15)	35 (14)	34 (12)	34 (9)
規制基準の適用されないもの		278 (129)	280 (131)	280 (132)	269 (127)
合計		315 (144)	315 (145)	314 (144)	303 (136)

注) () 内は、岡山県所管分内数

※) 日最大排水量が50m³以上(児島湖流域については日平均排水量が20m³以上を含む。)の特定事業場

(15) 自然海浜保全地区指定状況

名 称	所 在 地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	瀬戸内市牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	昭和57.3.26
宝伝	岡山市宝伝	〃	養浜事業(昭和57 年度)	〃
銚島	玉野市番田	潮干狩り		〃
北木島楠	笠岡市北木島	海水浴・キャン プ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	〃
北木島西の浦	〃	〃		〃
沙美東	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和58.3.22
前泊海岸	瀬戸内市邑久町福谷	つり・潮干狩り		〃
唐琴の浦	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和59.3.27
計 8 地 区	5 市	—	—	—

4 有害化学物質関係

(1) 平成16年度ダイオキシン類環境調査結果

① 大気

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	調 査 地 点		春 期	夏 期	秋 期	冬 期	平 均 値	調 査 主 体
	名 称	所 在 地						
1	玉野市立日比市民センター	玉野市日比	0.048	0.032	0.085	0.041	0.052	岡 山 県
2	瀬戸町役場	瀬戸町瀬戸	0.047	0.024	0.73	0.032	0.21	
3	総社大気測定局	総社市中央	0.099	0.024	0.080	0.038	0.060	
4	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.035	0.037	0.11	0.042	0.056	
5	備中県民局高梁支局	高梁市落合町	0.036	0.023	0.051	0.019	0.032	
6	新見大気測定局	新見市金谷	0.034	0.047	0.10	0.052	0.058	
7	真庭市役所久世支局	真庭市久世	0.022	0.0093	0.049	0.022	0.026	
8	美作県民局	津山市山下	0.031	0.037	0.12	0.029	0.054	
9	県吉野寮	美作市三倉田	0.056	0.044	0.071	0.024	0.049	
10	南輝大気測定局	岡山市南輝	0.051	0.033	0.020	0.040	0.036	岡 山 市
11	吉備大気測定局	岡山市東花尻	0.034	0.028	0.017	0.029	0.027	
12	松江大気測定局	倉敷市松江	0.043	0.069	0.19	0.074	0.094	倉 敷 市
13	豊洲大気測定局	倉敷市西田	0.046	0.036	0.089	0.11	0.070	
14	倉敷美和大気測定局	倉敷市美和	0.030	0.030	0.12	0.053	0.058	環 境 省

備考 1 環境基準は、0.6pg-TEQ/m³以下(年間平均値)である。

2 試料は、いずれも1週間連続採取によるもので、調査時期は次表のとおりである。

(15) 自然海浜保全地区指定状況

名 称	所 在 地	利用区分	整備事業	指定年月日
西脇自然海浜保全地区	瀬戸内市牛窓町鹿忍	海水浴・つり	公衆便所の設置 (昭和58年度)	昭和57.3.26
宝伝	岡山市宝伝	〃	養浜事業(昭和57 年度)	〃
銚島	玉野市番田	潮干狩り		〃
北木島楠	笠岡市北木島	海水浴・キャン プ・つり	公衆便所の設置 (昭和57年度)	〃
北木島西の浦	〃	〃		〃
沙美東	倉敷市玉島黒崎	海水浴・つり		昭和58.3.22
前泊海岸	瀬戸内市邑久町福谷	つり・潮干狩り		〃
唐琴の浦	倉敷市児島唐琴	海水浴・つり		昭和59.3.27
計 8 地 区	5 市	—	—	—

4 有害化学物質関係

(1) 平成16年度ダイオキシン類環境調査結果

① 大気

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	調 査 地 点		春 期	夏 期	秋 期	冬 期	平 均 値	調 査 主 体
	名 称	所 在 地						
1	玉野市立日比市民センター	玉野市日比	0.048	0.032	0.085	0.041	0.052	岡 山 県
2	瀬戸町役場	瀬戸町瀬戸	0.047	0.024	0.73	0.032	0.21	
3	総社大気測定局	総社市中央	0.099	0.024	0.080	0.038	0.060	
4	茂平大気測定局	笠岡市茂平	0.035	0.037	0.11	0.042	0.056	
5	備中県民局高梁支局	高梁市落合町	0.036	0.023	0.051	0.019	0.032	
6	新見大気測定局	新見市金谷	0.034	0.047	0.10	0.052	0.058	
7	真庭市役所久世支局	真庭市久世	0.022	0.0093	0.049	0.022	0.026	
8	美作県民局	津山市山下	0.031	0.037	0.12	0.029	0.054	
9	県吉野寮	美作市三倉田	0.056	0.044	0.071	0.024	0.049	
10	南輝大気測定局	岡山市南輝	0.051	0.033	0.020	0.040	0.036	岡 山 市
11	吉備大気測定局	岡山市東花尻	0.034	0.028	0.017	0.029	0.027	
12	松江大気測定局	倉敷市松江	0.043	0.069	0.19	0.074	0.094	倉 敷 市
13	豊洲大気測定局	倉敷市西田	0.046	0.036	0.089	0.11	0.070	
14	倉敷美和大気測定局	倉敷市美和	0.030	0.030	0.12	0.053	0.058	環 境 省

備考 1 環境基準は、0.6pg-TEQ/m³以下(年間平均値)である。

2 試料は、いずれも1週間連続採取によるもので、調査時期は次表のとおりである。

資料編 (4 有害化学物質関係)

No	調査地点	春 期	夏 期	秋 期	冬 期
1	玉野市立日比市民センター	H16. 5.21~28	H16. 8.17~24	H16.11.22~29	H17. 2. 2~ 9
2	瀬戸町役場	H16. 5.20~27	H16. 8. 5~12	H16.11.19~26	H17. 2. 1~ 8
3	総社大気測定局	H16. 5.21~28	H16. 8.17~24	H16.11.22~29	H17. 2. 2~ 9
4	茂平大気測定局	H16. 5.10~17	H16. 8.16~23	H16.11. 1~ 8	H17. 2.15~22
5	備中県民局高梁支局	H16. 5.11~18	H16. 8.16~23	H16.11. 1~ 8	H17. 2.15~22
6	新見大気測定局	H16. 5.11~18	H16. 8. 6~13	H16.11. 9~16	H17. 2.14~21
7	真庭市役所久世支局	H16. 5.11~18	H16. 8. 6~13	H16.11. 9~16	H17. 2.14~21
8	美作県民局	H16. 5.20~27	H16. 8. 5~12	H16.11.19~26	H17. 2. 1~ 8
9	県吉野寮	H16. 5.20~27	H16. 8. 5~12	H16.11.19~26	H17. 2. 1~ 8
10	南輝大気測定局	H16. 5.27~ 6.3	H16. 8.17~24	H16.11.12~19	H17. 2. 3~10
11	吉備大気測定局	H16. 5.27~ 6.3	H16. 8.17~24	H16.11.12~19	H17. 2. 3~10
12	松江大気測定局	H16. 5.10~17	H16. 8.18~25	H16.11.17~24	H17. 2.17~24
13	豊洲大気測定局	H16. 5.10~17	H16. 8.18~25	H16.11.17~24	H17. 2.17~24
14	倉敷美和大気測定局	H16. 7.28~8.4	H16.10. 7~14	H16.12. 9~16	H17. 3. 2~ 9

② 公共用水域

単位 [水質: pg-TEQ/ℓ
底質: pg-TEQ/g]

No	調査地点		水 質		底 質		調査主体	
	水 域 名	地 点 名	試料採取日	結 果	試料採取日	結 果		
1	高梁川水域	高梁川上流	一中橋	H16.10. 8	0.10	—	岡山県	
2		高梁川中流	中井橋	H16.10.15	0.020	H16.10.15	0.20	岡山県
3		高梁川下流	霞橋	H17. 2. 3	0.078	H17. 2. 3	13	国土交通省
4		西川	布原橋	H16.10. 8	0.025	—	岡山県	
5		小坂部川	巖橋	H16.10. 8	0.031	—	岡山県	
6		有漢川	幡見橋	H16.10.15	0.025	—	岡山県	
7		成羽川	神崎橋	H16.10.15	0.038	H16.10.15	0.22	岡山県
8		小田川上流	猪原橋	H16.10. 6	0.066	—	岡山県	
9		美山川	栄橋	H16.10. 6	0.18	—	岡山県	
10		里見川	鴨方川合流点	H16.10. 6	0.45	H16.10. 6	0.17	岡山県
11	旭川水域	旭川上流	湯原ダム	H16.10.13	0.024	H16.10.13	6.0	岡山県
12		旭川中流	落合橋	H16.10.13	0.033	H16.10.13	2.8	岡山県
13			乙井手堰	H17. 2. 3	0.072	H17. 2. 3	0.26	国土交通省
14		新庄川	大久奈橋	H16.10.13	0.018	—	岡山県	
15		百間川	清内橋	H17. 2. 3	0.078	H17. 2. 3	0.82	国土交通省
16		砂川	新橋	H16.11.12	0.21	H16.11.12	0.13	岡山県
17	吉井川水域	吉井川上流	嵯峨堰	H16.10.27	0.044	—	岡山県	
18		吉井川中・下流	周匝大橋	H16.10.27	0.047	H16.10.27	0.14	岡山県
19			熊山橋	H17. 2. 3	0.071	H17. 2. 3	0.81	国土交通省
20			坂根堰	H17. 2. 3	0.071	H17. 2. 3	1.0	国土交通省
21		加茂川	加茂川橋	H16.10.27	0.036	—	岡山県	
22		梶並川	滝村堰	H16.11.11	0.051	—	岡山県	
23		滝川	三星橋	H16.11.11	0.060	H16.11.11	0.26	岡山県
24		吉野川	鷺湯橋	H16.11.11	0.034	—	岡山県	
25	笹ヶ瀬川水域	足守川上流	高塚橋	H16.12. 1	0.055	H16.12. 1	0.46	岡山市
26		足守川下流	入江橋	H16.12. 1	0.093	H16.12. 1	0.12	岡山市
27		笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	H16.12. 1	0.15	H16.12. 1	1.3	岡山市

No.	調査地点		水質		底質		調査主体	
	水域名	地点名	試料採取日	結果	試料採取日	結果		
28	河川	倉敷川	入船橋	H16.12. 7	0.23	H16.12. 7	4.7	倉敷市
29			新田橋	H16.12. 7	0.19	H16.12. 7	26	倉敷市
30			下灘橋	H16.12. 7	0.19	H16.12. 7	75	倉敷市
31			粒栄橋	H16.12. 7	0.86	H16.12. 7	5.1	倉敷市
32			盛綱橋	H16.12. 7	0.91	H16.12. 7	6.6	倉敷市
33			稔橋	H16.12. 1	0.21	H16.12. 1	0.48	岡山市
34			倉敷川橋	H16.12. 1	0.35	H16.12. 1	19	岡山市
35			倉敷川及び妹尾川合流点	H16.12. 1	0.59	H16.12. 1	17	岡山市
36			吉岡川	粒江橋	H16.12. 7	0.48	H16.12. 7	33
37		六間川	桜橋	H16.12. 7	0.53	H16.12. 7	16	倉敷市
38		郷内川	新藤戸橋	H16.12. 7	0.24	H16.12. 7	0.25	倉敷市
39		妹尾川	妹尾川国道30号線下	H16.12. 1	0.23	H16.12. 1	2.7	岡山市
40		高屋川	滝山堰	H16.10. 6	0.049	H16.10. 6	0.25	岡山県
41		伊里川	浜の川橋	H16.11.12	0.042	H16.11.12	0.11	岡山県
42	湖沼	児島湖	湖心	H16.12. 1	0.19	H16.12. 1	1.6	岡山市
43			樋門	H16.12. 1	0.22	H16.12. 1	19	岡山市
44	海	玉島港区	玉島港奥部	H16.12.10	0.15	H16.12.10	7.3	倉敷市
45		水島港区	水島港口部	H16.12.13	0.10	H16.12.13	7.7	倉敷市
46		水島地先海域 (甲)	玉島港沖合	H16.12.10	0.072	H16.12.10	6.2	倉敷市
47			上水島北	H16.12.10	0.070	H16.12.10	0.99	倉敷市
48			濃地諸島東	H16.12.13	0.087	H16.12.13	0.73	倉敷市
49		水島地先海域 (乙)	網代諸島沖	H16.12.10	0.078	H16.12.10	0.39	倉敷市
50		児島湾 (甲)	同和鉱業沖	H16.11.30	0.13	H16.11.30	8.5	岡山市
51		児島湾 (乙)	旭川河口部	H16.11.30	0.11	H16.11.30	7.7	岡山市
52			吉井川河口部	H16.11.30	0.20	H16.11.30	11	岡山市
53			横樋沖	H16.11.30	0.12	H16.11.30	8.8	岡山市
54			九幡沖	H16.11.30	0.072	H16.11.30	8.6	岡山市
55			阿津沖	H16.11.30	0.092	H16.11.30	10	岡山市
56			向小串沖	H16.11.30	0.15	H16.11.30	9.1	岡山市
57		児島湾 (丙)	別荘沖	H16.11.30	0.074	H16.11.30	7.2	岡山市
58	児島湾口沖		H16.11.30	0.070	H16.11.30	2.2	岡山市	
59	波張崎南		H16.11. 2	0.043	H16.11. 2	1.1	岡山県	
60	出崎東沖		H16.11. 2	0.034	H16.11. 2	2.9	岡山県	
61	備讃瀬戸	神島御崎沖	H16.11. 1	0.041	H16.11. 1	6.0	岡山県	
62		青佐鼻沖	H16.11. 1	0.066	H16.11. 1	5.5	岡山県	
63		北木島布越崎北	H16.11. 1	0.040	H16.11. 1	3.8	岡山県	
64		久須美鼻東	H16.12.13	0.067	H16.12.13	0.37	倉敷市	
65		大槌島北	H16.11. 2	0.060	H16.11. 2	0.32	岡山県	
66	牛窓地先海域	錦海湾	H16.11. 5	0.089	H16.11. 5	7.6	岡山県	
67		前島南西	H16.11. 5	0.028	H16.11. 5	6.0	岡山県	
68	播磨灘北西部	長島西南沖	H16.11. 5	0.052	H16.11. 5	6.0	岡山県	
69		大多府島東南沖	H16.11. 5	0.029	H16.11. 5	4.8	岡山県	
70		鹿久居島東沖	H16.11. 5	0.050	H16.11. 5	10	岡山県	

備考 1 水質の環境基準は、1pg-TEQ/ℓ以下(年間平均値)である。

2 底質の環境基準は、150pg-TEQ/g以下である。

③ 地下水質

(単位: pg-TEQ/ℓ)

No.	調査地点	試料採取日	結果	調査主体
1	玉野市八浜町地内	H16.11.16	0.15	岡山県
2	玉野市上山坂地内	H16.11.16	0.091	
3	瀬戸内市邑久町尻海地内	H16.11.16	0.073	
4	瀬戸内市長船町東須恵地内	H16.11.16	0.078	
5	岡山市灘崎町奥迫川地内	H16.11.16	0.071	
6	岡山市灘崎町西高崎地内	H16.11.16	0.071	
7	備前市木谷地内	H16.11.10	0.072	
8	瀬戸町万富地内	H16.11.10	0.076	
9	赤磐市神田地内	H16.11.10	0.071	
10	備前市吉永町笹目地内	H16.11.10	0.073	
11	総社市中尾地内	H16.11.17	0.071	
12	総社市日羽地内	H16.11.17	0.070	
13	早島町早島地内	H16.11.17	0.073	
14	笠岡市篠坂地内	H16.11.19	0.076	
15	笠岡市笠岡地内	H16.11.19	0.070	
16	井原市岩倉町地内	H16.11.19	0.071	
17	鴨方町本庄地内	H16.11.19	0.071	
18	井原市美星町黒忠地内	H16.11.19	0.072	
19	井原市芳井町川相地内	H16.11.19	0.071	
20	高梁市落合町福地地内	H16.11. 9	0.36	
21	真庭市阿口地内	H16.11. 9	0.070	
22	高梁市成羽町布寄地内	H16.11. 9	0.071	
23	高梁市備中町西山地内	H16.11. 9	0.071	
24	新見市菅生地内	H16.11. 5	0.069	
25	新見市大佐小南地内	H16.11. 5	0.071	
26	新見市神郷油野地内	H16.11. 5	0.069	
27	新見市哲西町大野部地内	H16.11. 5	0.073	
28	真庭市下河内地内	H16.11.17	0.071	
29	真庭市見明戸地内	H16.11.17	0.073	
30	真庭市美甘地内	H16.11.17	0.072	
31	津山市瓜生原地内	H16.11.12	0.074	
32	津山市加茂町倉見地内	H16.11.12	0.070	
33	鏡野町富東谷地内	H16.11.12	0.074	
34	鏡野町百谷地内	H16.11.12	0.073	
35	美咲町大坪和西地内	H16.11.12	0.072	
36	美咲町周佐地内	H16.11.12	0.071	
37	美作市壬生地内	H16.11.11	0.071	
38	美作市阿蘇地内	H16.11.11	0.072	
39	美作市豊野地内	H16.11.11	0.070	
40	美作市南地内	H16.11.11	0.074	
41	岡山市西隆寺地内	H16.11.17	0.082	岡山市
42	岡山市八幡東町地内	H16.11.17	0.044	
43	岡山市浅川地内	H16.11.17	0.044	
44	岡山市古都南方地内	H16.11.17	0.047	
45	岡山市箕島地内①	H16.11.17	0.045	
46	岡山市箕島地内②	H16.11.17	0.045	
47	倉敷市玉島八島	H16.11.24	0.065	倉敷市
48	倉敷市木見	H16.11.24	0.065	

備考) 環境基準は、1 pg-TEQ/ℓ 以下 (年平均値) である。

④ 土壌

(単位: pg-TEQ/g)

No.	調査地点		試料採取日	結果	調査主体
	名称	所在地			
1	玉野市立八浜小学校	玉野市八浜町波知29	H16.11. 1	0.034	岡山県
2	玉野市立胸上小学校	玉野市梶岡639	H16.11. 1	0.42	
3	公民館長浜分館広場	瀬戸内市牛窓町長浜3940-1	H16.11. 1	0.049	
4	淳風トレーニングセンター広場	瀬戸内市邑久町上笠加125-1	H16.11. 1	0.026	
5	岡山市立灘崎小学校	岡山市灘崎町片岡1091	H16.11. 1	0.0076	
6	灘崎町補助グラウンド	岡山市灘崎町北七区61	H16.11. 1	0.14	
7	閑谷学校	備前市閑谷784	H16.10.25	0.0014	
8	備前市立香登小学校	備前市香登本908	H16.10.25	0.031	
9	赤磐市山陽グラウンド	赤磐市下市325-1	H16.10.25	0.087	
10	旧和意谷小学校	備前市吉永町和意谷623-2	H16.10.25	0.024	
11	高梁市立玉川小学校	高梁市玉川町玉1538-1	H16.11.10	0.0019	
12	公園	総社市日羽1557	H16.11. 2	0.037	
13	早島町ニュースポーツ公園	早島町早島2240-11	H16.11. 2	0.00072	
14	笠岡市立陶山小学校	笠岡市押撫910-3	H16.11.11	0.069	
15	笠岡市立神内小学校	笠岡市神島3984	H16.11.11	0.018	
16	井原市立県主小学校	井原市門田町649	H16.11.11	0.0068	
17	天草公園	鴨方町鴨方2244	H16.11.11	0.0020	
18	旧黒忠小学校	井原市美星町黒忠2688	H16.11.11	0.23	
19	井原市立川相小学校	井原市芳井町川相1461	H16.11.11	0.0083	
20	高梁市立福地小学校	高梁市落合町福地1578	H16.11.10	0.059	
21	真庭市立阿口小学校	真庭市阿口2390	H16.11.10	0.0013	
22	高梁市立田原保育園	高梁市成羽町布寄145	H16.11.10	0.0019	
23	高梁市立西山小学校	高梁市備中町西山2105	H16.11.10	0.0065	
24	新見市立菅生小学校	新見市菅生6102	H16.10.28	0.025	
25	大佐グラウンド	新見市大佐小南473	H16.10.28	0.00034	
26	上油野多目的広場	新見市神郷油野地内	H16.10.28	0.00033	
27	大野部グラウンド	新見市哲西町大野部1874-1	H16.10.28	0.00038	
28	下河内神社	真庭市下河内851	H16.11. 2	1.3	
29	旧見明戸小学校	真庭市見明戸地内	H16.11. 2	0.029	
30	クリエイト菅谷	真庭市美甘1050-2	H16.11. 2	0.00092	
31	中核工業団地公園	津山市金井565-10	H16.10.27	0.035	
32	黒木コミュニティ公園	津山市加茂町黒木626-5	H16.10.27	0.0011	
33	鏡野町立富小学校	鏡野町富西谷581-1	H16.10.27	0.00012	
34	鏡野町立香北小学校	鏡野町真経730	H16.10.27	0.00088	
35	美咲町立大坪和小学校	美咲町大坪和西1001-2	H16.10.27	0.0022	
36	美咲町立東小学校	美咲町行信141-1	H16.10.27	0.0013	
37	大吉コミュニティ	美作市壬生87	H16.10.26	0.0018	
38	岡山県立美作高等技術専門学校	美作市阿蘇345	H16.10.26	0.0012	
39	旧豊野小学校	美作市豊野477	H16.10.26	0.26	
40	谷口農村公園	美作市北243	H16.10.26	0.023	
41	遊園地	岡山市海岸通	H16.11.19	1.8	岡山市
42	公園	岡山市郡	H16.11.19	0.89	
43	公園	岡山市北方	H16.11.16	0.021	
44	公園	岡山市当新田	H16.11.19	0.11	
45	遊園地	岡山市下高田	H16.11.16	0.0048	
46	遊園地	岡山市富吉	H16.11.16	0.26	
47	公園	岡山市横井	H16.11.16	0.0052	
48	遊園地	岡山市牟佐	H16.11.16	0.15	
49	遊園地	岡山市平山	H16.11.16	0.083	
50	遊園地	岡山市藤田錦	H16.11.19	1.4	
51	遊園地	岡山市宝伝	H16.11.19	2.6	
52	遊園地	岡山市正儀	H16.11.19	1.2	

資料編（4 有害化学物質関係）

No.	調 査 地 点		試料採取日	結 果	調査主体
	名 称	所 在 地			
53	菅生小学校	倉敷市西坂538	H16.12.24	2.3	倉 敷 市
54	大高小学校	倉敷市堀南621	H16.12.24	1.5	
55	茶屋町小学校	倉敷市茶屋町早沖445	H16.12.24	1.1	
56	第一福田小学校	倉敷市東塚3-1-1	H16.12.24	0.61	
57	西浦小学校	倉敷市連島町西之浦3575	H16.12.24	0.12	
58	乙島小学校	倉敷市玉島乙島7471	H16.12.24	0.028	
59	赤崎小学校	倉敷市児島赤崎2-1-59	H16.12.24	0.26	
60	郷内小学校尾原分校	倉敷市尾原689	H16.12.24	0.19	

備考) 環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下である。

(2) 平成16年度有害大気汚染物質環境調査結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査主体 調査地点 物質名	岡山県			岡山市			倉敷市			岡山市			岡山県 (補足地点: 参考値)※			環境基準	指針値
	長津大気 測定局	茂平大気 測定局	美作 市民局	玉野市立日比 市民センター	南輝大気 測定局	吉備大気 測定局	倉敷美和 測定局	松江 測定局	春日 測定局	塩生 測定局	乙島東 幼稚園	宇野津大気 測定局	広江大気 測定局	港湾局大気 測定局	宇野津大気 測定局		
アクリロニトリル	0.072	0.058	0.024	0.059	0.077	0.065	0.059	0.55	0.12	0.15	0.074	-	-	-	-	2以下	
アセトアルデヒド	2.3	1.4	1.4	1.7	2.1	2.8	2.7	3.2	-	-	-	-	-	-	-		
塩化ビニルモノマー	0.059	0.055	0.026	0.093	0.029	0.018	0.034	0.16	0.051	0.088	0.034	-	-	-	-	10以下	
クロホルム	0.42	0.24	0.26	0.51	0.24	0.23	0.088	0.17	0.097	0.18	0.082	-	-	-	-		
酸化エチレン	0.13	0.077	0.16	0.055	0.032	0.030	0.025	0.028	-	-	-	-	-	-	-		
1,2-ジクロロエタン	0.18	0.17	0.11	0.18	0.18	0.13	0.083	1.1	0.12	0.32	0.089	-	-	-	-		
ジクロロメタン	1.0	0.82	1.4	0.67	1.2	1.1	0.75	0.89	0.75	0.58	1.2	-	-	-	-	150以下	
水銀及びその化合物	0.0022	0.0022	0.0020	0.0027	0.0026	0.0031	0.0030	0.0036	-	0.0031	-	-	-	-	-	0.04以下	
テトラクロロエチレン	0.16	0.19	0.10	0.16	0.13	0.15	0.082	0.51	0.13	0.14	0.11	-	-	-	-	200以下	
トリクロロエチレン	0.21	0.19	0.36	0.13	0.16	0.17	0.18	0.99	0.34	0.23	0.19	-	-	-	-	200以下	
ニッケル化合物	0.0050	0.0059	0.0031	0.0088	0.0051	0.0050	0.0063	0.029	-	0.0089	-	0.0085	0.011	0.0095	-	0.025以下	
ヒ素及びその化合物	0.0033	0.0039	0.0021	0.015	0.0029	0.0022	0.0044	0.0078	-	-	-	-	-	-	-		
1,3-ブタジエン	0.38	0.12	0.22	0.14	0.21	0.30	0.59	1.4	0.59	0.52	0.48	-	-	-	-		
ベリリウム及びその化合物	0.000028	0.000040	0.000014	0.000023	N.D.	N.D.	0.000032	0.000056	-	-	-	0.000037	0.000049	0.000051	-		
ベンゼン	2.5	2.3	1.6	1.7	2.0	2.0	1.7	3.3	2.5	2.4	1.8	-	-	-	-	3以下	
ベンゾ(a)ピレン	0.00072	0.0011	0.00024	0.00024	0.00046	0.00050	0.00047	0.0019	-	-	-	-	-	-	-		
ホルムアルデヒド	3.0	2.0	2.1	2.4	3.3	3.2	3.0	3.4	-	-	-	-	-	-	-		
マンガン及びその化合物	0.069	0.074	0.013	0.027	0.039	0.046	0.070	0.17	-	-	-	0.068	0.092	0.17	-		
クロム及びその化合物	0.0026	0.0039	0.00085	0.0028	0.0051	0.0044	0.0072	0.019	-	-	-	0.0033	0.0046	0.0081	-		

備考) 毎月1回、連続24時間のサンプリングを行い、年12回の測定値から年間平均値を算出した。
 ※県が実施した補足3地点(宇野津、広江、港湾局)での測定結果は、調査回数(年4回)が少なく、環境基準と直接的に比較はできない。

(3) ニッケル化合物排出実態調査結果

事業所	ニッケル化合物排出施設の排出口			事業所の敷地境界	
	排出口	回数	調査結果 ($\mu\text{gNi}/\text{m}^3$)	地点	調査結果 ($\mu\text{gNi}/\text{m}^3$)
A	1	1	2.8	1	0.054
		2	1.0	2	0.039
		3	2.0	3	0.13
				4	0.24
B				1	0.0061
				2	0.017
				3	0.0068
				4	0.0081

備考) 事業所の敷地境界における調査は、原則として事業所の4方位の各1地点において実施したものである。

(4) 平成16年度環境ホルモン等実態調査結果

① 調査の目的

人や野生生物の内分泌作用を攪乱する化学物質(いわゆる環境ホルモン)及びその疑いのある物質について、その環境中の存在状況を把握していくことは、今後の調査研究や対策の検討を進めていく上で重要である。

このため、県では、平成11年度から公共用水域(水質及び底質)において調査を実施しているが、平成16年度の調査結果は、次のとおりであった。

② 調査概要

- ア 調査物質 別表1に示す24物質(群)
- イ 調査地点 別図に示す23地点(河川19地点、湖沼1地点、海域3地点)
- ウ 調査媒体 水質(23地点)、底質(12地点)
- エ 調査頻度 年1回(試料採取:平成16年10月7日~11月10日)
- オ 分析機関 岡山県環境保健センター

③ 調査結果の概要

調査を実施した24物質（群）のうち、水質及び底質から12物質（群）が検出された。

物 質 名	水 質		底 質	
	検 出 地 点 数	濃 度 範 囲 ($\mu\text{g}/\ell$)	検 出 地 点 数	濃 度 範 囲 ($\mu\text{g}/\text{kg}$)
ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	3	N.D. ~0.0003	8	N.D. ~9.5
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	4	N.D. ~0.03	0	N.D.
CAT(シマジン)	3	N.D. ~0.01	0	N.D.
NAC(カルバリル)	3	N.D. ~0.04	0	N.D.
トリブチルスズ	0	N.D.	5	N.D. ~6.3
トリフェニルスズ	0	N.D.	3	N.D. ~1.0
アルキルフェノール類(C5~C9)				
4-オクチルフェノール	0	N.D.	1	N.D. ~5
ノニルフェノール	5	N.D. ~0.07	5	N.D. ~580
ビスフェノールA	8	N.D. ~0.16	5	N.D. ~18
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7	N.D. ~1.4	9	N.D. ~4,800
フタル酸ブチルベンジル	0	N.D.	1	N.D. ~29
フタル酸ジ-n-ブチル	2	N.D. ~2.0	5	N.D. ~160
ベンゾ(a)ピレン	0	N.D. ~0.0010	11	N.D. ~70
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	0	N.D.	2	N.D. ~27
ベンゾフェノン	7	N.D. ~0.026	4	N.D. ~2.5
17 β -エストラジオール	3	N.D. ~0.001	8	N.D. ~0.065

- 備考 1 「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。
 2 地点別の調査結果は、別表2のとおり。
 3 全国調査結果との比較は、別表3のとおり。

④ 評価等

化学物質による内分泌攪乱作用の程度やメカニズムは未解明な部分が多く、評価を行える状況にはないが、今回の調査結果は、環境省等が独自に実施している全国調査結果の範囲内であった。

⑤ 今後の対応

県では、今後とも環境保健センターの超微量化学物質分析施設の活用等による調査体制の充実や対象物質や地点の見直しを行いつつ調査を継続することにより、データの蓄積を図るとともに、新たな知見の収集に努め、対応を検討していくこととしている。

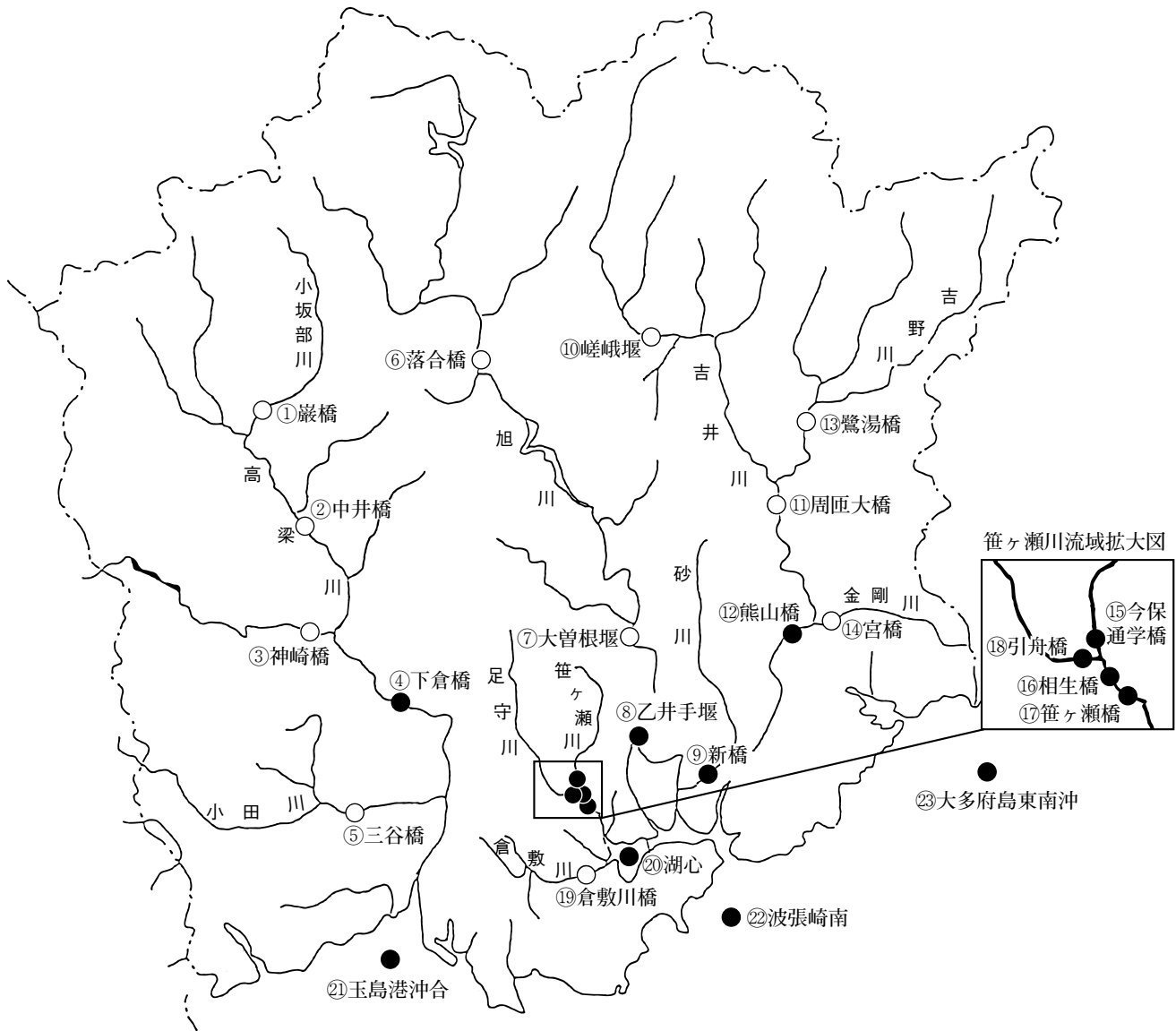
(参考)

- ・分析方法：「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（水質、底質、水生生物）」（平成10年10月環境庁水質保全局水質規制課）
- ・ μg （マイクログラム）：100万分の1グラム、0.000001g

別表1 平成16年度環境ホルモン等実態調査対象物質

No.	物質名	用途等
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	熱媒体、ノンカーボン紙、電気製品
2	ポリ臭化ビフェニール類(PBB)	難燃剤
3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	除草剤
4	CAT (シマジン)	除草剤
5	NAC (カルバリル)	殺虫剤
6	マラチオン	殺虫剤
7	トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防腐剤
8	トリフェニルスズ	船底塗料、漁網の防腐剤
9	トリフルラリン	除草剤
10	アルキルフェノール類(C5~C9) 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール 4-オクチルフェノール ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
11	ビスフェノールA	樹脂の原料
12	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
13	フタル酸ブチルベンジル	プラスチックの可塑剤
14	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
15	フタル酸ジシクロヘキシル	プラスチックの可塑剤
16	フタル酸ジエチル	プラスチックの可塑剤
17	ベンゾ(a)ピレン	非意図的生成物
18	2,4-ジクロロフェノール	染料中間体
19	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
20	ベンゾフェノン	医薬品合成原料、保香剤等
21	4-ニトロトルエン	2,4-ジニトロトルエンなどの中間体
22	オクタクロロスチレン	有機塩素系化合物の副生成物
23	17 β -エストラジオール	人畜由来の女性ホルモン
24	エチニルエストラジオール	合成女性ホルモン(経口避妊薬)

別図 平成16年度環境ホルモン等実態調査地点図



備考 ○の地点は水質を測定、●の地点は水質及び底質を測定

①小坂部川	: 巖橋	⑨砂川	: 新橋	⑰笹ヶ瀬川	: 笹ヶ瀬橋
②高梁川	: 中井橋	⑩吉井川上流	: 嵯峨堰	⑱足守川	: 引舟橋
③成羽川	: 神崎橋	⑪吉井川中流	: 周匝大橋	⑲倉敷川	: 倉敷川橋
④高梁川	: 下倉橋	⑫吉井川下流	: 熊山橋	⑳児島湖	: 湖心
⑤小田川	: 三谷橋	⑬吉野川	: 鷺湯橋	㉑水島地先海域	: 玉島港沖合
⑥旭川	: 落合橋	⑭金剛川	: 宮橋	㉒児島湾	: 波張崎南
⑦旭川	: 大曾根堰	⑮笹ヶ瀬川	: 今保通学橋	㉓播磨灘西北部	: 大多府島東南沖
⑧旭川	: 乙井手堰	⑯笹ヶ瀬川	: 相生橋		

別表3 全国調査結果との比較

(1) 水質

(単位: $\mu\text{g}/\ell$)

No.	化学物質名 (底質調査)	平成16年度岡山県調査			(参考) 全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	3/23	0.0003	0.0001	815/1,090	0.22	0.00001
2	ポリ臭化ビフェニール類(PBB)	0/23	N.D.	0.0001	0/951	N.D.	0.001
3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	4/23	0.03	0.01	68/847	1.56	0.02
4	C A T	3/23	0.01	0.01	7/772	0.21	0.02
5	N A C	3/23	0.04	0.01	11/772	0.39	0.01
6	マラチオン	0/23	N.D.	0.01	9/797	0.32	0.01
7	トリブチルスズ	0/23	N.D.	0.003	82/1,090	0.09	0.001
8	トリフェニルスズ	0/23	N.D.	0.001	3/1,090	0.006	0.001
9	トリフルラリン	0/23	N.D.	0.01	1/797	0.05	0.01
10	アルキルフェノール類(C5~C9)						
	4-オクチルフェノール	0/23	N.D.	0.01	510/2,417	13	0.0026
	ノニルフェノール	5/23	0.07	0.03	831/2,460	21	0.01
11	ビスフェノールA	8/23	0.16	0.01	1,222/2,423	19	0.0028
12	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7/23	1.4	0.2	687/2,114	9.9	0.1
13	フタル酸ブチルベンジル	0/23	N.D.	0.2	9/1,915	3.1	0.1
14	フタル酸ジ-n-ブチル	2/23	2.0	0.2	232/2,345	16	0.1
15	フタル酸ジシクロヘキシル	0/23	N.D.	0.2	0/950	N.D.	0.1
16	フタル酸ジエチル	0/23	N.D.	0.2	37/1,122	1.1	0.1
17	ベンゾ(a)ピレン	0/23	N.D.	0.0004	14/1,137	0.07	0.01
18	2,4-ジクロロフェノール	0/23	N.D.	0.01	101/1,117	0.88	0.01
19	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	0/23	N.D.	0.1	290/2,115	1.8	0.005
20	ベンゾフェノン	7/23	0.026	0.001	174/1,246	0.84	0.01
21	4-ニトロトルエン	0/23	N.D.	0.0004	28/1,101	0.63	0.01
22	オクタクロロスチレン	0/23	N.D.	0.0004	0/951	N.D.	0.01
23	17 β -エストラジオール	3/23	0.001	0.001	1,095/1,660	0.28	0.0001
24	エチニルエストラジオール	0/23	N.D.	0.001	26/662	0.0065	0.0001

(2) 底質

(単位: $\mu\text{g}/\text{kg}$)

No.	化学物質名 (底質調査)	平成16年度岡山県調査			(参考) 全国調査結果		
		検出頻度	最大値	検出限界値	検出頻度	最大値	検出限界値
1	ポリ塩化ビフェニール類(PCB)	8/12	9.5	0.05	329/386	2,200	0.01
2	ポリ臭化ビフェニール類(PBB)	0/12	N.D.	0.05	0/323	N.D.	2
3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	0/12	N.D.	10	0/154	N.D.	5
4	C A T	0/12	N.D.	10	0/114	N.D.	0.7
5	N A C	0/12	N.D.	10	0/109	N.D.	1
6	マラチオン	0/12	N.D.	10	0/124	N.D.	1
7	トリブチルスズ	5/12	6.3	0.3	254/386	300	0.1
8	トリフェニルスズ	3/12	1.0	0.1	112/386	18	0.1
9	トリフルラリン	0/12	N.D.	10	0/129	N.D.	0.7
10	アルキルフェノール類(C5~C9)						
	4-オクチルフェノール	1/12	5	2	157/461	170	1
	ノニルフェノール	5/12	580	20	278/464	12,000	3
11	ビスフェノールA	5/12	18	2	260/464	350	0.2
12	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	9/12	4,800	20	379/437	210,000	25
13	フタル酸ブチルベンジル	1/12	29	10	69/389	1,400	10
14	フタル酸ジ-n-ブチル	3/12	160	20	167/450	2,000	25
15	フタル酸ジシクロヘキシル	0/12	N.D.	10	10/323	170	10
16	フタル酸ジエチル	0/12	N.D.	10	6/386	32	10
17	ベンゾ(a)ピレン	11/12	70	0.2	444/580	3,800	1
18	2,4-ジクロロフェノール	0/12	N.D.	2	10/371	230	1
19	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	2/12	27	10	23/437	66	10
20	ベンゾフェノン	4/12	2.5	0.4	94/398	29	1
21	4-ニトロトルエン	0/12	N.D.	2	21/371	24	1
22	オクタクロロスチレン	0/12	N.D.	0.05	0/323	N.D.	1
23	17 β -エストラジオール	8/12	0.065	0.005	325/384	16	0.0048
24	エチニルエストラジオール	0/12	N.D.	0.005	3/192	0.15	0.01

備考 1 「検出頻度」とは、検出地点数/調査地点数である。

2 「N.D.」とは、検出限界値未満のことである。

3 「全国調査結果」とは、平成10年度から平成15年度までに行われた環境省及び国土交通省の調査結果である。

4 調査年度等によって検出限界値が異なる場合は、小さい方の値を表示している。

5 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準

平成10年環境庁告示（平成11年4月から適用）

区 分		類 型 A A	類 型 A	類 型 B	類 型 C
環境基準	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
道路に面する地域	区分	—	2車線以上の車線を有する道路	2車線以上の車線を有する道路	車線を有する道路
	昼間	—	60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	夜間	—	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下

時間区分：昼間6：00～22：00、夜間22：00～6：00

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用

昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下）によることができる。	

(2) 騒音に係る環境基準のあてはめ地域 (一般地域・道路に面する地域)

市町村名		あ て は め 地 域		
現 在	合併前	類 型 A	類 型 B	類 型 C
岡 山 市	岡 山 市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	灘 崎 町	一低、一中高	一住、二住、用途以外	近商、準工
倉 敷 市	倉 敷 市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	船 穂 町	二中高	一住、二住	近商、準工、工業
	真 備 町	一中高	一住	近商、準工、工業
津 山 市	津 山 市	一低、二低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
玉 野 市	玉 野 市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
笠 岡 市	笠 岡 市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外 (島しょ部を除く)	近商、商業、準工、工業
井 原 市	井 原 市	一低、一中高	一住、用途以外	近商、商業、準工、工業
総 社 市	総 社 市	一低、一中高、二中高	一住、二住、用途以外	近商、商業、準工、工業
	山 手 村		一住	
	清 音 村		一住	準工、工業
高 梁 市	高 梁 市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
新 見 市	新 見 市	一低	一住、二住	近商、商業、準工、工業
備 前 市	備 前 市	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、商業、準工、工業
赤 磐 市	山 陽 町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工
	熊 山 町	一低	一住	近商、準工
真 庭 市	勝 山 町	一中高	一住	近商、準工
	落 合 町	一低	一住、二住	近商、準工、工業
	久 世 町	一低	一住	近商、準工、工業
美 作 市	美 作 町	一低、一中高	一住、二住	近商、商業、準工
瀬 戸 町	瀬 戸 町	一低、一中高	一住、二住	近商、準工、工業
和 気 町	和 気 町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工
早 島 町	早 島 町	一低、一中高	一住、用途以外	近商、準工、工業
金 光 町	金 光 町	一低、一中高、二中高	一住、二住	近商、準工
矢 掛 町	矢 掛 町	一中高、二中高	一住	近商、準工、工業
勝 央 町	勝 央 町	一低、二中高	一住、二住	近商、準工
吉備中央町	加 茂 川 町	一低、一中高		準工
	賀 陽 町	一低、一中高	一住、二住	商業、準工

備考1 「用途」、「一低」、「二低」、「一中高」、「二中高」、「一住」、「二住」、「準住」、「近商」、「商業」、「準工」及び「工業」とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

※ 市町村欄の「合併前」とは平成16年10月～平成17年8月に行われた市町村合併前の市町村名です。

※ 市町村合併による指定地域の拡大や縮小等の変更は行われていません。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	あてはめ地域
I	70デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域
II	75デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考) 地域類型のあてはめをする地域は、岡山市、倉敷市等11市町村の新幹線鉄道の軌道中心線より左右それぞれ300m（橋りょうに係る部分は400m）以内の地域

(4) 航空機騒音に係る環境基準とあてはめ地域

地域の類型	基準値	備考
I	70以下	専ら住居の用に供される地域
II	75以下	I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

注) 基準値の単位はWECPNL

WECPNLとは
加重等価平均感覚騒音レベルと訳され、一般に「(航空機騒音の)うるささ指数」と呼ばれるもので、1機ごとの騒音レベルに時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけて加味したものである。

地域の類型	あてはめ地域
II	岡山市のうち空港周辺の一部 おおむね滑走路延長方向に滑走路中心から東へ約4.0km、西へ約3.5km、滑走路中心線から左右それぞれ約400m以内の地域

(5) 一般地域における騒音測定結果 (平成16年度)

No	測定場所	用途 地域	類型	区域	騒音レベル(dB)		適合状況	
					昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市国府市場99-5	1	A	1	46	37	○	○
2	岡山市学南町2-14-46	3	A	1	53	41	○	○
3	岡山市広瀬町3-26	6	B	2	47	42	○	○
4	岡山市藤崎201-4	12	B	2	46	42	○	○
5	岡山市幸町10-9	9	C	3	59	55	○	×
6	岡山市江並428-73	11	C	4	50	45	○	○
7	倉敷市玉島八島475-3	1	A	1	50	47	○	×
8	倉敷市玉島爪崎104	1	A	1	47	40	○	○
9	倉敷市玉島乙島4995	1	A	1	47	40	○	○
10	津山市山北757	4	A	2	55	46	○	×
11	津山市二宮2170	1	A	1	58	47	×	×
12	津山市山北548	12	B	2	55	43	○	○
13	津山市志戸部315	8	C	3	40	38	○	○
14	津山市高野本郷1274-12	12	B	2	48	41	○	○
15	津山市西吉田479-4	1	A	3	50	44	○	○
16	笠岡市茂平1868	1	A	1	48	36	○	○
17	笠岡市笠岡5929-5	5	B	2	54	48	○	×
18	笠岡市笠岡2580	8	C	3	55	50	○	○
19	笠岡市横島1946-2	5	B	2	52	45	○	○
20	笠岡市旭ヶ丘145	3	A	2	55	39	○	○
21	笠岡市六番町1-15	9	C	3	54	44	○	○
22	笠岡市今立2564-2	12	B	2	53	43	○	○
23	井原市西江原町3371	1	A	1	46	42	○	○
24	井原市西江原町2178-1	3	A	2	46	40	○	○
25	井原市高屋町1998	5	B	2	47	34	○	○
26	井原市下出部町886	5	B	2	54	52	○	×
27	井原市井原町1133	5	B	2	50	39	○	○
28	井原市西江原町1365-2	5	B	2	50	44	○	○
29	井原市木之子町2891	5	B	2	46	35	○	○
30	井原市高屋町114	10	C	3	54	46	○	○
31	井原市高屋町2-25-15	11	C	4	51	47	○	○
32	井原市東江原町172	10	C	3	56	55	○	×
33	井原市井原町2700	12	B	2	48	45	○	○
34	井原市東江原町3102	12	B	2	54	44	○	○

備考) 類型：騒音に係る環境基準の類型

区域：騒音規制法に基づく区域の区分

用途地域の区分：

- | | | |
|----------------|-----------|--------------|
| 1：第一種低層住居専用地域 | 5：第一種住居地域 | 9：商業地域 |
| 2：第二種低層住居専用地域 | 6：第二種住居地域 | 10：準工業地域 |
| 3：第一種中高層住居専用地域 | 7：準住居地域 | 11：工業地域 |
| 4：第二種中高層住居専用地域 | 8：近隣商業地域 | 12：用途地域以外の地域 |

(6) 道路に面する地域における騒音測定結果 (平成16年度)

番号	測定地点	対象道路名	用地 地域	地域 類型	車線数	近接 空間	騒音レベル(dB)		適合状況	
							昼間	夜間	昼間	夜間
1	岡山市灘崎町西紅陽台3-1-130	国道30号	4	C	4	1	64	59	○	○
2	岡山市灘崎町植松87-30	県道岡山児島線	3	B	4	1	73	70	×	×
3	岡山市佐山2223-4	県道上芳賀岡山線	1	A	2	1	65	57	○	○
4	岡山市日近1981	県道建部大井線	7	B	2	1	71	59	×	○
5	岡山市松新町160-7	県道岡山牛窓線	3	B	2	1	69	64	○	○
6	岡山市藤崎606	県道岡山玉野線	5	C	6	1	73	68	×	×
7	岡山市撫川1469-1	県道岡山倉敷線	5	C	2	1	72	70	×	×
8	倉敷市西田554-1	瀬戸中央自動車道	7	B	4	1	58	52	○	○
9	倉敷市西坂1480-125	国道429号	7	B	4	1	69	63	○	○
10	倉敷市広江2-12-40	県道玉野福田線	3	B	4	1	72	68	×	×
11	津山市小田中741-1	中国自動車道	3	B	4	1	66	63	○	○
12	津山市川崎176-1	国道53号	4	C	4	1	74	70	×	×
13	津山市二宮81-2	国道179号	4	C	4	1	63	58	○	○
14	津山市Ⅲ512	国道53号	2	B	2	1	71	67	×	×
15	津山市二宮2170	国道53号バイパス	3	C	4	1	54	48	○	○
16	津山市山北548	県道小原船頭線	2	C	2	1	65	62	○	○
17	津山市志戸部315	県道大篠津山停車場線	2	B	2	1	69	62	○	○
18	津山市高野本郷1274-12	市道1002号線	3	C	2	0	68	62	×	×
19	津山市西吉田479-4	国道179号	2	B	2	1	70	66	○	×
20	玉野市用吉1697-1	国道30号	4	C	2	1	69	65	○	○
21	玉野市迫間2071-5	県道槌ヶ原日比線	4	C	2	1	70	65	○	○
22	玉野市宇野二丁目1-12	国道30号	4	C	4	1	77	71	×	×
23	玉野市渋川一丁目10-3	国道430号	4	C	2	1	76	68	×	×
24	玉野市八浜町八浜165	県道岡山玉野線	3	B	2	1	81	76	×	×
25	玉野市迫間2302-4	県道槌ヶ原日比線	5	C	2	1	76	69	×	×
26	玉野市宇藤木547-1	国道30号	5	C	2	1	76	71	×	×
27	玉野市槌ヶ原1061-1	国道30号	4	C	4	1	81	75	×	×
28	笠岡市園井604-4	山陽自動車道	7	B	4	1	54	55	○	○
29	笠岡市笠岡272-1	国道2号	5	C	2	1	70	71	○	×
30	笠岡市茂平1637-6	県道井原福山港線	5	C	4	1	66	60	○	○
31	井原市井原町1228-1付近	国道313号	5	C	2	1	67	60	○	○
32	井原市高屋町1-3-3付近	国道313号	5	C	2	1	71	69	×	×
33	井原市東江原町859付近	国道486号	3	B	2	1	70	69	○	×
34	井原市岩倉町634付近	県道笠岡井原線	7	B	2	1	68	61	○	○
35	総社市三輪1004	県道倉敷総社線	3	B	2	1	60	53	○	○
36	総社市北溝手211-1	岡山自動車道	7	B	2	1	53	39	○	○
37	総社市総社2-18-2	国道180号	7	B	2	1	69	66	○	×
38	総社市清音柿木887-1	県道清音真金線	3	B	2	1	69	64	○	○
39	高梁市鉄砲町1175-2	国道180号	4	C	4	1	68	63	○	○
40	備前市伊部1415-2	国道2号	3	B	2	1	73	75	×	×
41	真庭市久世2247-1	国道181号	5	C	2	1	65	60	○	○
42	真庭市下市瀬1278-1	国道313号	5	C	2	1	64	57	○	○
43	瀬戸町瀬戸615	県道西大寺山陽線	3	B	4	1	69	64	○	○
44	早島町早島3101-7	国道2号	5	C	6	1	73	73	×	×
45	金光町大谷441-1	国道2号	5	C	2	1	67	68	○	×

備考) 類型：用途地域の区分：
 1：第一種・第二種低層住居専用地域
 2：第一種・第二種中高層住居専用地域
 3：第一種・第二種住居地域、準住居地域
 4：近隣商業地域、商業地域
 5：準工業地域、工業地域
 6：工業専用地域
 7：用途地域以外の地域
 近接空間の区分：幹線交通を担う道路に近接する空間に該当 1 該当しない 0
 幹線交通を担う道路：高速自動車国道、一般国道、県道及び（4車線以上の）市町村道
 近接する空間の範囲：2車線以下は15m、2車線超は20m
 環境基準との比較：適合 ○ 不適合 ×

(7) 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

(平成16年度)

測定場所	測定年月日	地域の 類型	路線 構造	防音壁 の種類	騒音測定結果 (dB) 25m地点	振動測定結果 (dB) 25m地点
岡山市川入152	平成16年11月25日	I	高架	逆L型	72	51
岡山市西平島	平成16年11月25日	I	高架	逆L型	75	61
倉敷市上東1384-4	平成16年4月21日	I	高架	逆L型	73	58
倉敷市玉島道越391	平成16年10月27日	I	高架	逆L型	73	60
笠岡市有田3550-2	平成16年11月30日	I	高架	逆L型	75	51
備前市伊部756-2	平成16年11月29日	I	盛土	直防	71	57
備前市香登本592-3	平成16年11月29日	II	高架	ラムダ型	71	56
倉敷市船穂町船穂1861-1	平成16年11月25日	I	高架	直防	72	64
鴨方町地頭上144-1	平成16年11月26日	I	高架	逆L型	74	53

(8) 瀬戸大橋線列車騒音(橋梁部)測定結果(評価値)の推移

No.	測定年月日	評価値 (デシベル)	測定目的
1	S 63. 4. 25~26	83~85	供用開始直後
2	S 63. 6. 21~22	82	深夜・早朝4本の列車減速効果の確認
3	S 63. 7. 1~2	80~83	ディーゼル特急4本の車両変更効果の確認
4	S 63. 10. 11~12	78~83	下面吸音板設置効果の確認
5	H 1. 7. 24~25	77~80	ディーゼル特急32本の減速効果の確認
6	H 1. 11. 29~30	76~80	努力目標遵守状況の確認
7	H 2. 3. 13~14	78~81	努力目標遵守状況の確認
8	H 2. 4. 23~24	77~82	車輪削正効果の確認
9	H 2. 12. 17~18	78~80	諸対策効果の確認
10	H 3. 6. 20~22	76~78	試験走行の監視
11	H 3. 7. 24~25	75~76	諸対策効果の再確認
12	H 3. 8. 26~27	75~76	速度復元に伴う試験走行の監視
13	H 3. 12. 16~17	77~79	速度復元後の監視
14	H 4. 7. 22~23	75~77	努力目標遵守状況の確認
15	H 5. 4. 22~23	77~78	努力目標遵守状況の確認
16	H 7. 5. 15~16	76~78	努力目標遵守状況の確認
17	H 9. 1. 21~22	75~76	努力目標遵守状況の確認
18	H 9. 12. 4~5	75~78	努力目標遵守状況の確認
19	H 10. 11. 2~3	74~76	努力目標遵守状況の確認
20	H 11. 10. 21~22	74~75	努力目標遵守状況の確認
21	H 12. 10. 27~28	75~77	努力目標遵守状況の確認
22	H 13. 11. 16~17	75~78	努力目標遵守状況の確認
23	H 14. 10. 25~26	73~75	努力目標遵守状況の確認
24	H 15. 10. 17~18	73~75	努力目標遵守状況の確認 新型マリンライナー導入の影響把握
25	H 16. 11. 5~6	74~77	努力目標遵守状況の確認

(9) 航空機騒音の測定結果

ア 環境基準達成状況調査

(平成16年度)

測定地点		指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)	環境基準値 (WECPNL)
東側固定測定点	岡山市御津河内新田2867	内	61	75
西側固定測定点	岡山市日近1129-2		65	

イ 空港周辺の騒音調査

(平成16年度)

測定地点		指定地域 内外の別	評価値 (WECPNL)
岡山大学津高牧場	岡山市日応寺	外	67
E氏宅	岡山市杉谷		62
岡山市少年自然の家	岡山市日応寺		65

(10) 騒音規制法・振動規制法に基づく指定地域と区域区分 (自動車騒音に係るものを除く)

(平成17年8月1日現在)

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	御津町		御津新庄, 御津矢原の各一部 (別図のとおり)	第2種区域・第4種区域以外	御津河内, 御津宇垣, 御津高津, 御津宇甘, 御津紙工, 御津伊田, 御津矢原の各一部 (別図のとおり)	御津新庄, 御津矢原の各一部 (別図のとおり)	第1種区域以外
	灘崎町	一低	一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
倉敷市	倉敷市	一低, 二低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	船穂町		二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	工業	二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業
	真備町		一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工	工業	一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
津山市	津山市	一低, 二低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	勝北町		第3種区域以外	都市計画区域		第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			第4種区域以外	くめ		すべての区域
玉野市	玉野市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	笠岡市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外 (都市計画区域内に限る)	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外 (都市計画区域内に限る)	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	井原市	一低	一中高, 一住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	芳井町			芳井町梶江, 芳井町吉井の各一部 (別図のとおり)			
総社市	総社市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	山手村		一住, 用途以外			一住, 用途以外	
	清音村		一住, 用途以外	準工	工業	一住, 用途以外	準工, 工業
高梁市	高梁市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	新見市	一低	一住, 二住	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一住, 二住,	近商, 商業, 準工, 工業
	神郷町		新郷下神代の一部 (別図のとおり)			新郷下神代の一部 (別図のとおり)	
備前市	備前市	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工	工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	日生町		日生町日生, 日生町寒河, 日生町大多府, 日生町寺山の各一部 (別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部 (別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部 (別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河, 日生町大多府, 日生町寺山の各一部 (別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部 (別図のとおり)
	吉永町			吉永町金谷, 吉永町福満, 吉永町南方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永町今崎, 吉永町神根本, 吉永町高田			吉永町金谷, 吉永町福満, 吉永町南方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永町今崎, 吉永町神根本, 吉永町高田

資料編 (5 騒音・振動関係)

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	第2種区域・第4種区域以外	邑久町豆田, 邑久町福元, 邑久町福山, 邑久町上笠加, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部(別図のとおり)	第2種区域以外		長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
赤磐市	山陽町	一低	一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	赤坂町		第3種区域以外	町苅田, 東軽部, 山口の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	町苅田, 東軽部, 山口の各一部(別図のとおり)
	熊山町	一低	一住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 準工		一低, 一住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 準工
	吉井町		河原屋, 草生, 滝山, 黒本, 黒沢, 稲蒔, 光木, 塩木, 仁堀東, 仁堀中, 仁堀西, 合田, 中畑, 広戸の全域 周匝, 福田の各一部(別図のとおり)	周匝, 福田のうち第2種区域以外(別図のとおり)		河原屋, 草生, 滝山, 黒本, 黒沢, 稲蒔, 光木, 塩木, 仁堀東, 仁堀中, 仁堀西, 合田, 中畑, 広戸の全域 周匝, 福田の各一部(別図のとおり)	周匝, 福田のうち第1種区域以外(別図のとおり)
真庭市	北房町			宮地, 山田, 五名			
	勝山町		一中高, 一住	近商, 準工		一中高, 一住	近商, 準工
	落合町	一低	一住, 二住	近商, 準工	工業	一低, 一住, 二住	近商, 準工, 工業
	湯原町		都市計画区域			都市計画区域	
	久世町	一低	一住	近商, 準工	工業	一低, 一住	近商, 準工, 工業
美作市	勝田町		第3種区域以外	久賀の一部(別図のとおり)		第2種区域以外	久賀の一部(別図のとおり)
	美作町	一低	一中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工
	作東町		第3種区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部(別図のとおり)		第2種区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部(別図のとおり)
瀬戸町	瀬戸町	一低	一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	工業	一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業
佐伯町	佐伯町		津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田, 塩田			津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田, 塩田	
和気町	和気町	一低	一中高, 一住, 二住	商業, 準工, 用途以外		一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工, 用途以外
早島町	早島町	一低	一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工	工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
金光町	金光町	一低	一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工		一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
鴨方町	鴨方町		みどりヶ丘の全域 鳩ヶ丘, 鴨方, 六条院中, 六条院東の各一部(別図のとおり)	第2種区域・第4種区域以外	六条院西の一部(別図のとおり)	みどりヶ丘の全域 鳩ヶ丘, 鴨方, 六条院中, 六条院東の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
矢掛町	矢掛町		一中高, 二中高, 一住	近商, 準工	工業	一中高, 二中高, 一住	近商, 準工, 工業
勝央町	勝央町	一低	二中高, 一住, 準住	近商, 準工		一低, 二中高, 一住, 準住	近商, 準工

市町村名		騒音規制法				振動規制法	
現在	合併前	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	第1種区域	第2種区域
久米南町	久米南町			下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所, 山手の各一部 (別図のとおり)			下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所, 山手の各一部 (別図のとおり)
美咲町	柵原町		第3種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原, 吉ヶ原の各一部 (別図のとおり)		第2種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原, 吉ヶ原の各一部 (別図のとおり)
吉備中央町	加茂川町	一低	一中高	準工		一低, 一中高	準工
	賀陽町	一低	一中高, 一住, 二住	商業, 準工		一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工

備考1 「用途」, 「一低」, 「二低」, 「一中高」, 「二中高」, 「一住」, 「二住」, 「準住」, 「近商」, 「商業」, 「準工」及び「工業」とは, それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域, 第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは, 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 別図は省略し, 関係図面とともに岡山県生活環境部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 市町村欄の「合併前」とは平成16年10月～平成17年8月に行われた市町村合併前の市町村名です。

※ 市町村合併による指定地域の拡大や縮小等の変更は行われていません。

(11) 騒音規制法・振動規制法に基づく自動車騒音及び道路交通振動に係る区域区分 (平成17年8月1日現在)

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a 区域	b 区域	c 区域	第1種区域	第2種区域
岡山市	岡山市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	御津町		御津新庄, 御津矢原の各一部(別図のとおり)	b 区域以外	御津新庄, 御津矢原の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
	灘崎町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
倉敷市	倉敷市	一低, 二低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	船穂町	二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業	二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業
	真備町	一中高	一住, 用途以外	近商, 準工, 工業	一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
津山市	津山市	一低, 二低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 二低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	勝北町		c 区域以外	都市計画区域	第2種区域以外	都市計画区域
	久米町			すべての地域		すべての地域
玉野市	玉野市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
笠岡市	笠岡市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外(都市計画区域内に限る)	近商, 商業, 準工, 工業
井原市	井原市	一低, 一中高	一住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	芳井町			芳井町梶江, 芳井町吉井の各一部(別図のとおり)		
総社市	総社市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	山手村		一住, 用途以外		一住, 用途以外	
	清音村		一住, 用途以外	準工, 工業	一住, 用途以外	準工, 工業
高梁市	高梁市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
新見市	新見市	一低	一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一住, 二住	近商, 商業, 準工, 工業
	神郷町		神郷下神代の一部(別図のとおり)		神郷下神代の一部(別図のとおり)	
備前市	備前市	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 商業, 準工, 工業
	日生町		日生町日生, 日生町寒河, 日生町大多府, 日生町寺山の各一部(別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部(別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河, 日生町大多府, 日生町寺山の各一部(別図のとおり)	日生町日生, 日生町寒河の各一部(別図のとおり)
	吉永町			吉永町金谷, 吉永町福満, 吉永町南方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永町今崎, 吉永町神根本, 吉永町高田		吉永町金谷, 吉永町福満, 吉永町南方, 吉永町吉永中, 吉永町三股, 吉永町岩崎, 吉永町今崎, 吉永町神根本, 吉永町高田
瀬戸内市	邑久町		邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	b 区域以外	邑久町尾張, 邑久町山田庄, 邑久町福元, 邑久町百田, 邑久町下笠加の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外
	長船町		長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部(別図のとおり)	b 区域以外	長船町福岡, 長船町服部及び長船町長船の各一部(別図のとおり)	第1種区域以外

市町村名		騒音規制法			振動規制法	
現在	合併前	a 区域	b 区域	c 区域	第1種区域	第2種区域
赤磐市	山陽町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
	赤坂町		c 区域以外	町苅田, 東軽部, 山口の各一部 (別図のとおり)	第2種区域以外	町苅田, 東軽部, 山口の各一部 (別図のとおり)
	熊山町	一低	一住, 用途以外 (都市計画区域内に限る)	近商, 準工	一低, 一住, 用途以外 (都市計画区域内に限る)	近商, 準工
	吉井町		河原屋, 草生, 滝山, 黒本, 黒沢, 稲蒔, 光木, 塩木, 仁堀東, 仁堀中, 仁堀西, 合田, 中畑, 広戸の全域 周匝, 福田の各一部 (別図のとおり)	周匝, 福田のうち b 区域以外 (別図のとおり)	河原屋, 草生, 滝山, 黒本, 黒沢, 稲蒔, 光木, 塩木, 仁堀東, 仁堀中, 仁堀西, 合田, 中畑, 広戸の全域 周匝, 福田の各一部 (別図のとおり)	周匝, 福田のうち第1種区域以外 (別図のとおり)
真庭市	北房町			宮地, 山田, 五名		
	勝山町	一中高	一住	近商, 準工	一中高, 一住	近商, 準工
	落合町	一低	一住, 二住	近商, 準工, 工業	一低, 一住, 二住	近商, 準工, 工業
	湯原町		都市計画区域		都市計画区域	
	久世町	一低	一住	近商, 準工, 工業	一低, 一住	近商, 準工, 工業
美作市	勝田町		c 区域以外	久賀の一部 (別図のとおり)	第2種区域以外	久賀の一部 (別図のとおり)
	美作町	一低, 一中高	一住, 二住	近商, 商業, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住	近商, 商業, 準工
	作東町		c 区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部 (別図のとおり)	第2種区域以外	宮原, 瀬戸, 土居, 竹田及び上福原の各一部 (別図のとおり)
瀬戸町	瀬戸町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業	一低, 一中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工, 工業
佐伯町	佐伯町		津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田, 塩田		津瀬, 米沢, 佐伯, 父井原, 矢田部, 宇生, 田賀, 小坂, 加三方, 矢田, 塩田	
和気町	和気町	一低, 一中高	一住, 二住, 用途以外	商業, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工, 用途以外
早島町	早島町	一低, 一中高	一住, 用途以外	近商, 準工, 工業	一低, 一中高, 一住, 用途以外	近商, 準工, 工業
金光町	金光町	一低, 一中高, 二中高	一住, 二住, 用途以外	近商, 準工	一低, 一中高, 二中高, 一住, 二住, 用途以外	近商, 準工
鴨方町	鴨方町		みどりヶ丘の全域 鳩ヶ丘, 鴨方, 六条院中, 六条院東の各一部 (別図のとおり)	b 区域以外	みどりヶ丘の全域 鳩ヶ丘, 鴨方, 六条院中, 六条院東の各一部 (別図のとおり)	第1種区域以外
矢掛町	矢掛町	一中高, 二中高	一住	近商, 準工, 工業	一中高, 二中高, 一住	近商, 準工, 工業
勝央町	勝央町	一低, 二中高	一住, 準住	近商, 準工	一低, 二中高, 一住, 準住	近商, 準工
久米南町	久米南町			下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所, 山手の各一部 (別図のとおり)		下弓削, 下二ヶ, 上二ヶ, 仏教寺, 上神目の全域 別所, 山手の各一部 (別図のとおり)
美咲町	柵原町		c 区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原, 吉ヶ原の各一部 (別図のとおり)	第2種区域以外	百々, 行信, 書副, 周佐, 藤田上, 柵原, 高下, 飯岡, 塚角, 大戸下, 藤原, 吉ヶ原の各一部 (別図のとおり)
吉備中央町	加茂川町	一低, 一中高		準工	一低, 一中高	準工
	賀陽町	一低, 一中高	一住, 二住	商業, 準工	一低, 一中高, 一住, 二住	商業, 準工

備考1 「用途」, 「一低」, 「二低」, 「一中高」, 「二中高」, 「一住」, 「二住」, 「準住」, 「近商」, 「商業」, 「準工」, 「工業」とは, それぞれ都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域, 第1種低層住居専用地域, 第2種低層住居専用地域, 第1種中高層住居専用地域, 第2種中高層住居専用地域, 第1種住居地域, 第2種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域をいう。

2 「用途以外」とは, 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域をいう。

3 別図は省略し関係図面とともに岡山県生活環境部環境管理課及び関係市役所又は町村役場に備え縦覧に供する。

※ 市町村欄の「合併前」とは平成16年10月~平成17年8月に行われた市町村合併前の市町村名です。

※ 市町村合併による指定地域の拡大や縮小等の変更は行われていません。

(12) 平成16年度騒音規制法施行状況調査 (工場・事業場数)

(平成17年3月31日現在)

	金 属 加工機械	空 気 圧縮機等	土 石 用 破 碎 機 等	織 機	建設用資材 製造機械	穀物用 製粉機	木材加工 機	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡山市	183	669	38	16	37	4	101	4	127	21	16	1,216
倉敷市	127	251	18	57	21	1	45	0	40	10	8	578
津山市	42	84	10	5	8	0	45	1	37	4	2	238
玉野市	38	46	2	11	5	2	17	0	9	1	0	131
笠岡市	18	33	8	14	3	1	10	0	8	2	1	98
井原市	24	28	1	149	1	0	11	1	2	2	0	219
総社市	45	49	15	12	13	1	12	0	9	4	4	164
高梁市	1	3	0	0	2	0	2	0	0	1	0	9
新見市	1	3	0	0	2	0	2	0	0	1	0	9
備前市	16	33	33	0	5	0	7	1	3	7	0	105
瀬戸内市	3	14	1	1	1	0	0	0	4	0	0	24
赤磐市	11	11	0	0	0	0	0	0	2	3	0	27
真庭市	2	3	0	0	2	0	1	0	0	2	1	11
美作市	11	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	16
建部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸町	1	5	0	1	3	0	0	0	0	1	0	11
佐伯町	1	2	1	0	1	0	1	0	0	2	0	8
和気町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早島町	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
船穂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金光町	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3
鴨方町	3	8	0	0	1	0	5	0	1	1	0	19
寄島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
真備町	10	2	0	7	0	0	0	0	5	3	0	27
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	2	2	1	0	1	0	2	0	1	0	1	10
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
美咲町	1	6	1	0	1	0	0	0	0	1	0	10
吉備中央町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	541	1,259	130	274	107	9	262	7	251	67	33	2,940

(13) 平成16年度騒音規制法施行状況調査 (施設数)

(平成17年3月31日現在)

	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機	抄紙機	印刷機械	合成樹脂用射出成形機	鋳造型機	合計
岡山市	913	4,529	253	1,330	48	70	331	16	766	250	59	8,565
倉敷市	572	1,991	97	3,644	24	3	127	0	170	48	30	6,706
津山市	379	569	28	112	19	0	157	9	103	161	7	1,544
玉野市	118	344	22	245	5	12	74	0	26	8	0	854
笠岡市	118	328	43	194	10	5	24	0	39	5	10	776
井原市	442	268	1	2,523	1	0	36	2	12	73	0	3,358
総社市	346	352	68	316	17	1	29	0	37	27	20	1,213
高梁市	11	31	0	0	3	0	7	0	0	9	0	61
新見市	11	31	0	0	3	0	7	0	0	9	0	61
備前市	89	1,038	436	0	7	0	82	2	7	15	0	1,676
瀬戸内市	11	172	2	4	2	0	0	0	48	0	0	239
赤磐市	158	74	0	0	0	0	0	0	30	57	0	319
真庭市	5	30	0	0	3	0	2	0	0	54	12	106
美作市	69	11	0	0	0	0	0	0	2	0	0	82
建部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸町	4	172	0	48	3	0	0	0	7	4	0	238
佐伯町	7	12	1	0	1	0	4	0	0	10	0	35
和気町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早島町	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
船穂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金光町	0	1	0	0	0	0	7	0	3	0	0	11
鴨方町	20	52	0	0	2	0	21	0	6	22	0	123
寄島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
真備町	85	21	0	26	0	0	0	0	11	13	0	156
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	4	15	5	0	1	0	3	0	5	0	16	49
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2
美咲町	5	50	18	0	5	0	0	0	0	23	0	101
吉備中央町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	3,370	10,097	975	8,445	154	91	911	29	1,272	789	154	26,287

(14) 平成16年度振動規制法施行状況調査 (工場・事業場数)

(平成17年3月31日現在)

	金属加工機	圧縮機	土石用 破碎機等	織機	コンクリートブ ロックマン等	木材加工機	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合計
岡山市	181	275	41	12	15	6	91	13	16	9	659
倉敷市	125	175	20	48	7	8	14	6	6	8	417
津山市	35	54	8	6	6	9	13	0	2	1	134
玉野市	38	28	2	11	5	5	1	0	2	0	92
笠岡市	12	19	10	19	1	2	6	0	2	1	72
井原市	26	28	1	177	0	4	1	0	2	0	239
総社市	37	17	13	5	4	0	4	0	4	3	87
高梁市	2	4	0	0	1	0	0	1	0	0	8
新見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備前市	15	17	41	0	2	1	2	0	7	0	85
瀬戸内市	1	12	1	1	1	0	4	0	0	0	20
赤磐市	2	7	0	0	0	0	0	0	3	0	12
真庭市	1	1	0	0	1	0	0	0	2	0	5
美作市	6	2	0	0	0	0	2	0	0	0	10
建部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸町	1	7	0	1	0	0	0	1	1	0	11
佐伯町	3	2	1	0	1	1	0	0	2	0	10
和気町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早島町	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3
船穂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金光町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
鴨方町	2	4	0	0	1	0	1	0	0	0	8
寄島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里庄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢掛町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真備町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新庄村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝央町	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	4
奈義町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西粟倉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久米南町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
美咲町	2	6	1	0	1	0	0	0	1	0	11
吉備中央町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	490	663	140	281	46	37	139	21	51	23	1,891

(15) 平成16年度振動規制法施行状況調査 (施設数)

(平成17年3月31日現在)

	金属加工 機 械	圧 縮 機	土 石 用 破 碎 機 等	織 機	コンクリートブ ロックマシン等	木材加工 機 械	印刷機械	ロール機	合成樹脂用 射出成形機	鋳造型機	合 計
岡 山 市	1,031	1,029	282	1,183	23	9	406	63	341	39	4,406
倉 敷 市	523	778	95	3,151	13	9	88	28	49	21	4,755
津 山 市	329	173	19	109	11	15	44	0	72	3	775
玉 野 市	117	126	22	230	5	8	2	0	10	0	520
笠 岡 市	108	258	62	224	5	2	14	0	41	9	723
井 原 市	462	183	1	2,785	0	5	12	0	81	0	3,529
総 社 市	328	127	71	239	10	0	11	0	27	15	828
高 梁 市	25	11	0	0	2	0	0	8	0	0	46
新 見 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備 前 市	70	179	434	0	2	1	2	0	15	0	703
瀬 戸 内 市	5	57	2	4	2	0	32	0	0	0	102
赤 磐 市	23	55	0	0	0	0	0	0	56	0	134
真 庭 市	3	80	0	0	2	0	0	0	45	0	130
美 作 市	40	2	0	0	0	0	2	0	0	0	44
建 部 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬 戸 町	27	43	0	48	0	0	0	7	4	6	135
佐 伯 町	45	7	1	0	3	1	0	0	10	0	67
和 気 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早 島 町	0	6	0	1	0	0	0	0	0	0	7
船 穂 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 光 町	2	0	0	0	0	7	0	0	0	0	9
鴨 方 町	6	30	0	0	2	0	2	0	0	0	40
寄 島 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里 庄 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢 掛 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真 備 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 庄 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鏡 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勝 央 町	0	12	5	0	0	0	0	0	0	16	33
奈 義 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西 粟 倉 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久 米 南 町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
美 咲 町	6	48	19	0	13	0	0	0	23	0	109
吉 備 中 央 町	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計	3,150	3,206	1,013	7,974	93	57	615	106	775	109	17,098

(16) 工場・事業場に係る騒音・振動の規制基準

騒音	区 分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	昼 間	7：00～20：00	50デシベル	60デシベル	65デシベル	70デシベル
	朝・夕	5：00～7：00 20：00～22：00	45デシベル	50デシベル	60デシベル	65デシベル
	夜 間	22：00～5：00	40デシベル	45デシベル	50デシベル	55デシベル
振動	区 分		第 1 種 区 域		第 2 種 区 域	
	昼 間	7：00～20：00	60デシベル		65デシベル	
	夜 間	20：00～7：00	55デシベル		60デシベル	

注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内の基準は、5デシベルを減じた値とする。ただし、騒音の第1種区域は除く。

(17) 特定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

規制種別	区域の区分	騒 音	振 動
基準値	1号及び2号	85デシベル	75デシベル
作業時刻	1号	午後7時～午前7時の時間内でないこと。	
	2号	午後10時～午前6時の時間内でないこと。	
※1日当りの作業時間	1号	1日10時間を超えないこと。	
	2号	1日14時間を超えないこと。	
作業期間	1号及び2号	連続して6日を超えないこと。	
作業日	1号及び2号	日曜日その他の休日ではないこと。	

注 1 基準値を超えている場合、騒音、振動の防止の方法、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
 2 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外の規定が設けられている。
 3 2号区域とは、指定地域であって騒音の規制基準の区域の区分の第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域以外の区域をいい、1号区域とは、指定地域のうち2号区域以外をいう。

(18) 要請限度（自動車騒音・道路交通振動の規制）

騒音	区 分		a 区域		b 区域		c 区域
			1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
	昼 間	6：00～22：00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
夜 間	22：00～6：00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル	
音	また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。 昼間 : 75デシベル 夜間 : 70デシベル						

注) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によるものとする。
 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道とする。
 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、次の範囲とする。
 2車線以下の車線を有する道路の場合：道路の敷地境界から 15m
 3車線以上の車線を有する道路の場合： ” 20m

振動	区 分		第1種区域	第2種区域
	昼 間	7：00～20：00	65デシベル	70デシベル
	夜 間	20：00～7：00	60デシベル	65デシベル

6 廃棄物・リサイクル関係

(1) グリーン調達ガイドラインに係る平成16年度調達実績

区分	特定調達品目	調達目標	単位	全調達量	特定調達品目量	実績 (%)	調達目標との差 (%)
紙類	紙類 (本庁調達分対象)	100%	千円	27,249	27,184	99.8	-0.2
文具類	文具類 (本庁調達分対象)			55,309	55,228	99.9	-0.1
機器類	机		2,400	2,400	100	—	
	椅子		4,856	4,856	100	—	
	棚		1,152	1,147	99.6	-0.4	
制服等	制服		70	70	100	—	
	作業服		9,148	9,078	99.2	-0.8	
資材	再生加熱アスファルト混合物		1,011	1,011	100	—	
	再生骨材		2,167	2,167	100	—	
OA機器	パソコン		1,364	1,364	100	—	
家電製品	冷蔵庫、テレビ、ビデオ、エアコン	311	309	99.4	-0.6		
自動車	自動車 (特殊な車両を除く)	1	1	100	—		
役務	印刷	5,492	5,482	99.8	-0.2		
	OA機器のリース	512	511	99.8	-0.2		
	イベント	16	15	93.8	-6.2		

(2) 岡山県エコ製品品目別認定件数

(平成17年10月1日現在)

品目	認定件数	備考	
文具類	1	紙ひも	
2件	1	古紙を使用した製品	
制服等	93	再生ペット樹脂を使用した製品	
96件	1	再生ポリエチレンを使用した製品	
	2	発泡ポリエチレン再生樹脂を使用した製品	
資材	29	道路の舗装用資材	
	59	再生砕石 (路盤用材、裏込用、基礎用)、再生砂 (埋戻用、裏込用)、再生割栗石	
	1	上層路盤材	
	1	路盤材	
	3	高炉スラグを使用した資材	
	142	高炉スラグ等を使用した資材	
	16	建設工事に伴い副次的に発生する建設発生土・建設汚泥を原材料として製造された資材	
	4	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材	
	1	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥を原材料として製造された資材	
	10	廃ガラス、木材 (檜材) を使用した再生品	
	11	古紙、間伐材、再生ポリエチレンの再生品	
	3	樹皮等を使用した製品	
	2	工業用水浄水スラッジ再生品	
	4	再生プラスチック等の再生品	
	1	高炉スラグを使用した製品	
	5	樹皮、伐採木等を使用したマルチング材	
	6	焼成品1件: 溶融スラグ、児島湖底泥等を使用したブロック 常温生成品5件 (廃タイヤ再生品): 車止め、防草マット、透水性舗装材等	
	1	台形集成材 (間伐材使用)	
	1	フライアッシュ (石炭灰) を使用した浸食防止材	
	その他	5	古紙を使用した家畜用敷料、吸液材、充填材 (枕の中身) 等
		6	再生プラスチック再生品
		1	再生プラスチック再生品
		1	ひも (再生プラスチック再生品)
		1	再生ペット樹脂を使用した製品
		1	RDF (一般廃棄物固形燃料) を使用した製品
		1	餌料培養基質にかき殻を使用した魚礁
		1	畳床に古紙、廃木材を使用した畳
		2	支柱に間伐材、廃タイヤを使用した視線誘導標等
		3	再生ペット樹脂を使用した分別回収容器等
	29件	2	再生ペット樹脂を使用した畳縁
5		再生プラスチックを使用したゴミ袋等	
計	427		

(3) 岡山県エコ製品事業所別一覧

(平成17年10月1日現在)

区分	事業者名	件数	所在地	製品	循環資源	認定年月日	
文具類	早瀬工業(株)	1	津山市	紙ひも	古紙	平成15年3月20日	
	(株)明日絵	1	倉敷市	事務用封筒	古紙	平成16年8月30日	
制服・作業服	明石被服興業(株)	27	倉敷市	学生服等	再生ペット樹脂	平成15年3月20日	
	大川被服(株)	9	倉敷市	作業服	〃		
	ヤマメン(株)	5	井原市	作業服	〃		
	倉敷製帽(株)	2	倉敷市	帽子	〃		
	興和商事(株)	6	真庭市	事務用制服	〃		
	(株)サンアミ	4	倉敷市等	学生服等	〃		
	テイコク(株)	9	玉野市等	事務用制服等	〃		
	備前商工(株)	3	岡山市	事務用制服	〃		
	富士ダルマ(株)	6	倉敷市	作業服	〃		
	明石被服興業(株)	16	倉敷市	学生用長袖シャツ等	〃	平成15年8月26日	
	小郷産業(株)	4	倉敷市	スラックス等	〃		
	小郷産業(株)	2	倉敷市	学生服等(女子用)	〃	平成16年2月20日	
	ブルーシート 1件	萩原工業(株)	1	倉敷市	ブルーシート	再生ポリエチレン	平成15年8月26日
	ベッドマットレス	(有)スウィート・ケア	1	倉敷市	ベッドマットレス	発泡ポリエチレン再生樹脂	平成16年8月30日
(有)スウィート・ケア		1	倉敷市	ベッドマットレス	再生ポリエチレン再生樹脂	平成17年2月23日	
再生加熱アスファルト混合物	大林道路(株)備前アスファルト混合所	1	備前市	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊	平成15年3月20日	
	(株)吉田組・大林道路(株)・蜂谷工業(株)JV 真庭アスコン	1	真庭市	〃	〃		
	(株)吉田組 岡山合材所	1	岡山市	〃	〃		
	日本道路(株)岡山合材センター	1	岡山市	〃	〃		
	日本道路(株)岡山中央合材センター	1	建部町	〃	〃		
	前田道路(株)倉敷合材工場	1	倉敷市	〃	〃		
	世紀東急工業(株)倉敷混合所	1	倉敷市	〃	〃		
	(株)NIPPOコーポレーション	3	笠岡市等	〃	〃		
	(株)西山組	1	赤磐市	〃	〃		
	岡山舗道(株)・(株)NIPPOコーポレーションJV	1	瀬戸内市	〃	〃		
	ニューロード(株)	1	倉敷市	〃	〃		
	杉岡建設(株)	1	新見市	〃	〃		
	大成ロテック(株)久米合材工場	1	津山市	〃	〃		
	山陽道路(株)	1	総社市	〃	〃		
	(株)ガイアート T・K 岡山営業所	1	岡山市	〃	〃		
	鹿島道路(株)倉敷合材製造所	1	倉敷市	〃	〃		
	東垂道路工業(株)・蜂谷工業(株)・国土道路(株)共同企業体 吉備アスコン	1	岡山市	〃	〃		
	(株)まつもとコーポレーション 美作合材所	1	美作市	〃	〃		
	岡山アスコン(株)	2	岡山市	〃	〃		
	日本道路(株)岡山合材センター	1	岡山市	〃	アスファルト・コンクリート塊、一般廃棄物溶融スラグ	平成16年2月20日	
	東垂道路工業(株)・蜂谷工業(株)・国土道路(株)共同企業体 吉備アスコン	1	岡山市	〃	〃		
	岡山アスコン(株)	2	岡山市	〃	〃		
	(株)吉田組 岡山合材所	1	岡山市	〃	〃		
	大林道路(株)備前アスファルト混合所	1	備前市	〃	〃		
	岡山舗道(株)・(株)NIPPOコーポレーションJV	1	瀬戸内市	〃	〃		
	再生骨材等	木林勉	1	玉野市	再生砕石 (RC-40)	コンクリート塊等	平成15年8月26日
		田村砕石工業(株)	1	岡山市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂	〃	
		(有)御津砕石工業所	1	岡山市	再生砕石 (RC-30、40)	〃	
		第一建設(株)	1	岡山市	再生砕石 (RC-40)	〃	
(株)石原工務店		1	瀬戸内市	再生砕石 (RC-30)、再生砂、再生割栗石	〃		
大林道路(株)備前アスファルト混合所		1	備前市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
(株)ヒオカ砕石鉱業所		1	赤磐市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
(株)岡建設		1	赤磐市	再生砕石 (RC-40)	〃		
丸紅産業(有)		1	赤磐市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
(有)シバタ組		1	和気町	再生砕石 (RC-40)	〃		
(株)金池産業		1	総社市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
新成建材(株)		1	総社市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂	〃		
吉田建材(株)		1	倉敷市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂	〃		
(株)松浦組		1	笠岡市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂	〃		
井原砕石(株)		1	井原市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
(有)藤充建設工業		1	井原市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂	〃		
(株)三好組		1	矢掛町	再生砕石 (RC-40)	〃		
坂川建設鉱業(株)		1	井原市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
落合砕石(株)		1	真庭市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
杉岡建設(株)		1	新見市	再生砕石 (RC-40)	〃		

区分	事業者名	件数	所在地	製品	循環資源	認定年月日	
再生骨材等	(株)ガイアート・T・K 新見骨材再生工場	1	新見市	再生砕石 (RC-30、40)	コンクリート塊等	平成15年 8月26日	
	(有)真庭環境クリエート	1	真庭市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	大林道路(株)真庭アスファルト混合所	1	真庭市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	竹籐建設(株)	1	真庭市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂	〃		
	(株)ツヤマ殖産	1	真庭市	再生砕石 (RC-40)	〃		
	(有)三谷建設	1	津山市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	(株)近藤組	1	津山市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	(有)ブルーワールド	1	津山市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	(株)森協興業	1	美咲町	再生砕石 (RC-40)	〃		
	坂田砕石工業(株)	2	久米南町	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	杉山砕石工業(株)	1	久米南町	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	(株)加藤興業	1	久米南町	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	海邊建設(株)	1	津山市	再生砕石 (RC-40)	〃		
	佐藤砕石販売(株)	1	勝央町	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	中野開発(株)	1	岡山市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂	〃		
	(株)誠実興業	1	岡山市	再生砕石 (RC-40)	〃		
	エヌエス日進(株)	1	岡山市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	シー・シー・エス岡山(株)	1	岡山市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	(株)ヨシハラ機工	1	岡山市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	〃		
	南備建設(有)	1	岡山市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	〃		
	(有)片岡久工務店	1	岡山市	再生砕石 (RC-40)、再生砂	〃		
	藤クリーン(株)	1	岡山市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂	〃		
	J F E ミネラル(株)倉敷製造所	1	倉敷市	再生砕石 (RC-40)	〃		
	倉敷企業合資会社	1	倉敷市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	〃		
	(株)トーヨー商事	1	倉敷市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	〃		
	瀬戸興業(株)	1	倉敷市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	〃		
	瀬戸内工業(株)	1	倉敷市	再生砕石 (RC-30、40)、再生砂、再生割栗石	〃		
	前田道路(株)倉敷合材工場	1	倉敷市	再生砕石 (RC-40)	〃		
	橋本産業(株)	1	倉敷市	再生砕石 (RC-40)	〃		
	(有)第一砂利	1	倉敷市	再生砕石 (RC-30、40)	〃	平成16年 2月20日	
	山陽興産(株)	1	高梁市	再生砕石 (RC-40)	〃		
	(株)石部商店	1	総社市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	(株)西日本アチューマツククリーン	1	岡山市	再生砕石 (RC-40)、再生砂	建設汚泥再生処理の過程で生ずる再生骨材等	平成16年 8月30日	
	岡山県北部砕石事業協同組合	1	美作市	再生砕石 (RC-30、40)	コンクリート塊等		
	県北砕石協同組合	1	吉備中央町	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	(株)美頭興産	1	岡山市	再生砕石 (RC-40)	〃	平成17年 2月23日	
	東洋砕石工業(株)	1	倉敷市	再生砕石 (RC-30、40)	〃		
	(有)フジ工業	1	玉野市	再生砕石 (RC-40)	〃	平成17年 8月25日	
	59件	レディミクストコンクリート 3件	3	岡山市	レディミクストコンクリート	高炉スラグ細骨材	平成16年 2月20日
	コンクリート 2次製品	ランデス(株)	6	真庭市	コンクリート 2次製品	高炉スラグ細骨材等	平成15年 3月20日
		岡山県ブロック工業(株)	6	真庭市	〃	高炉スラグ細骨材	
		岡山コンクリート工業(株)	28	赤磐市等	〃	〃	平成15年 8月26日
		光陽コンクリート工業(株)	6	真庭市	〃	〃	
		(株)サイコン	9	岡山市	〃	〃	
		(有)笹岡コンクリート	1	津山市	〃	〃	
		山陽コンクリート工業(株)	5	備前市	〃	〃	
		大一コンクリート(株)	6	岡山市	〃	〃	
		大和クレス(株)	13	瀬戸内市等	〃	〃	
		日本興業(株)	7	総社市	〃	〃	
		丸栄西部コンクリート(株)	3	矢掛町	〃	〃	
		三星コンクリート(株)	5	岡山市	〃	〃	
		(株)光田建材店	5	岡山市	〃	〃	
		ランデス(株)	13	真庭市	〃	〃	
		大和クレス(株)	4	瀬戸内市等	〃	〃	
		(有)吉井ブロック工業	1	赤磐市	〃	〃	
		(有)豊和コンクリート	3	和気町	〃	〃	
		丸栄西部コンクリート(株)	2	岡山市	〃	〃	
		ランデス(株)	1	真庭市	〃	〃	
		(有)興和コンクリート	1	笠岡市	〃	〃	
三星コンクリート(株)		1	岡山市	〃	〃		
(有)長瀬ブロック工業所		1	美作市	〃	〃		
松本興業(有)		1	高梁市	〃	〃		
八王寺工業(株)		1	倉敷市	〃	戻り生コン		

資料編 (6 廃棄物・リサイクル関係)

区分	事業者名	件数	所在地	製品	循環資源	認定年月日	
各 種 資 材	コンクリート 2次製品	岡山コンクリート工業(株)	1	赤磐市	コンクリート2次製品	高炉スラグ細骨材	平成16年8月30日
		山陽コンクリート工業(株)	2	備前市	〃	〃	
		ヒカリブロック工業(株)	1	吉備中町	〃	〃	
		三栄コンクリート工業(有)	4	新見市	〃	〃	
		(株)光田建材店	1	岡山市	〃	〃	平成17年2月23日
		光陽コンクリート工業(株)	2	真庭市	〃	〃	
		三栄コンクリート工業(有)	1	新見市	〃	〃	
	145件	(有)長瀬ブロック工業所	4	美作市	〃	〃	平成17年8月25日
	改良土	南備建設(有)	1	岡山市	改良土	建設発生土	平成15年8月26日
		(株)暁工業	1	岡山市	〃	〃	
		中野開発(株)	1	岡山市	〃	建設発生土、建設汚泥	
		(有)片岡久工務店	1	岡山市	〃	建設発生土	
		(有)東部リサイクルセンター	1	岡山市	〃	〃	
		(株)ヨシハラ機工	1	岡山市	〃	建設発生土、建設汚泥	
(株)ヒオカ砕石破業所		1	岡山市	〃	建設発生土		
(株)竹内組		1	岡山市	〃	〃		
(株)トーヨー商事		1	倉敷市	〃	建設発生土、建設汚泥		
(有)ワールド吉備路		1	総社市	〃	建設発生土		
(株)松浦組		2	笠岡市等	〃	建設発生土、建設汚泥		
(株)アートコーポレーション		1	岡山市	〃	建設発生土	平成16年2月20日	
新力(株)		1	岡山市	〃	〃		
(株)松田組		1	岡山市	〃	〃	平成16年8月30日	
16件		矢吹海運(有)	1	岡山市	〃	〃	平成17年8月25日
再生処理土		(株)太陽マテリアル	1	岡山市	再生処理土	建設汚泥	平成16年2月20日
	(株)アートコーポレーション	1	岡山市	〃(移動式施設にて製造)	〃		
	藤クリーン(株)	1	岡山市	〃	〃		
4件	(株)アートコーポレーション	1	岡山市	〃	〃	平成17年8月25日	
流動化処理土 1件	(株)西日本アチューマツクリーン	1	岡山市	流動化処理土	建設汚泥	平成16年2月20日	
そ の 他 資 材	JFEミネラル(株)倉敷製造所	1	倉敷市	鉄鋼スラグ混入路盤材	高炉スラグ細骨材	平成15年3月20日	
		日本植生(株)	5	津山市	植生シート	木くず等	
		(株)セラテクノ備前工場	1	備前市	ブロック	児島湖底泥等	
	日進ゴム(株)	3	岡山市	防草マット等	タイヤ		
	倉敷化工(株)	1	倉敷市	透水性舗装材	タイヤ等		
	岡山弁柄工業(株)	1	佐伯町	透水性舗装材	タイヤ等		
	東快産業(株)	3	岡山市	擬木等	再生プラスチック		
	津山国産材加工協同組合	1	津山市	台形集成材	間伐材		
	岡山県企業局	1	倉敷市	浄水ケーキ	浄水スラッジ		
	日本植生(株)	5	津山市	植生シート等	再生プラスチック等	平成15年8月26日	
	東快産業(株)	1	岡山市	擬木	再生プラスチック、木くず		
	(株)日本資源開発社	1	岡山市	有機質被覆材	樹皮等		
	米田産業(株)	1	備前市	土壌改良材	高炉スラグ細骨材等	平成16年2月20日	
	(株)富士テック	1	勝央町	浸食防止材	フライアッシュ(石炭灰)		
	日本植生(株)	1	津山市	植生マット	間伐材	平成16年8月30日	
	タマタイ産業(株)	2	建部町	パーク堆肥	樹皮等		
	タマタイ産業(株)	4	建部町	有機質被覆材	樹皮等		
	大手開発(株)	1	倉敷市	SFスラグ混入路盤材	SFスラグ	平成16年11月19日	
	(有)白滝有機産業	1	美作市	食品残さ、剪定枝等	たい肥	平成17年2月23日	
	岡山県南部水道企業団	1	倉敷市	浄水ケーキ	浄水スラッジ		
	43件	ランダス(株)	7	真庭市	景観用資材	ヒノキ木片	平成17年8月25日
	そ の 他	明和製紙原料(株)	3	岡山市	家畜用敷料等	古紙	平成15年3月20日
		(株)城南エコテック	1	和気町	吸液材	古紙	
		(株)エフピコ	1	笠岡市	食品トレー	トレー	
		(株)リプロ	1	岡山市	境界杭	再生プラスチック	
		丸三化学工業(株)	1	倉敷市	PPバンド	再生プラスチック	
		森下(株)	1	備前市	防球ネット	再生ペット樹脂	
		(有)藤商	1	岡山市	充填材(枕の中身)	古紙	平成15年8月26日
		(株)日本リサイクルマネジメント水島事業所	1	倉敷市	炭化製品	RDF(一般廃棄物固形燃料)	
		森下(株)	3	備前市	分別回収容器等	再生ペット樹脂	
		高田織物(株)	2	倉敷市	畳縁	〃	
		海洋建設(株)	1	玉野市	魚礁	かき殻	平成16年2月20日
		(株)ライフネット難波	1	倉敷市	畳	古紙、廃木材	
(株)猿川		2	岡山市	ごみ袋	再生プラスチック		
山陽ロード工業(株)		1	津山市	視線誘導標	間伐材(支柱部分)	平成16年8月30日	
(株)グリーンベスト		5	倉敷市	果物用容器包装	再生ポリエチレン樹脂	平成17年2月23日	
ワタナベ工業(株)		2	総社市	ごみ袋等	再生ポリエチレン樹脂		
(株)タツシン		1	倉敷市	視線誘導標	廃タイヤ	平成17年8月25日	
29件		津山工業原料(株)	1	津山市	ごみ袋	再生ペット樹脂	
計		150事業者	427				

(4) 岡山エコ事業所一覧

(平成17年10月1日現在)

区分	事業所名	所在地	取組みの概要
ゼロエミッション事業所	1 明石被服興業(株)	倉敷市児島田の口	I S O 14001の取得による環境管理システムの構築、廃棄物の排出抑制・再資源化の実施等
	2 (株)エフビコ 笠岡工場	笠岡市用之江	〃
	3 (株)岡山村田製作所	瀬戸内市邑久町福元	〃
	4 キリンビール(株) 岡山工場	赤磐郡瀬戸町万富	〃
	5 (株)クラレ 岡山事業所	岡山市海岸通	〃
	6 (株)クラレ 倉敷事業所(倉敷)	倉敷市酒津	〃
	7 (株)クラレ 倉敷事業所(玉島)	倉敷市玉島乙島	〃
	8 グンゼ(株) メンズ&キッズカンパニー久世工場	真庭市久世	〃
	9 サラヤ(株) 岡山営業所	岡山市下中野	〃
	10 シャープタカヤ電子工業(株)	浅口郡里庄町里見	〃
	11 大正製薬(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	12 中国セキスイ工業(株) ハイム岡山工場	岡山市古都宿	〃
	13 中国セキスイ工業(株) ツーユー九幡工場	岡山市九幡	〃
	14 中国電力(株)流通事業本部 岡山電力所	岡山市福成	〃
	15 日本ペイント(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	16 平林金属(株) HIRAKINリサイクルファーム御津	岡山市御津高津	〃
	17 松下電器産業(株)照明社 岡山工場	備前市友延	〃
	18 松下電器産業(株) パナソニックAVCネットワークス社 メディアビジネスユニット津山工場	津山市草加部	〃
	(19事業所)	19 矢崎部品(株) 新見工場	新見市西方
一般事業所	1 アイサワ工業(株) 本店	岡山市表町	I S O 14001の取得による環境管理システムの構築、グリーン調達の実施等
	2 明石被服興業(株)	倉敷市児島田の口	〃
	3 (株)岡山村田製作所	瀬戸内市邑久町福元	〃
	4 グンゼ(株) メンズ&キッズカンパニー久世工場	真庭市久世	〃
	5 サラヤ(株) 岡山営業所	岡山市下中野	〃
	6 シャープタカヤ電子工業(株)	浅口郡里庄町里見	〃
	7 生活協同組合おかやまコープ 藤田本部	岡山市藤田	〃
	8 生活協同組合おかやまコープ 本部(オルガ)	岡山市奉還町	〃
	9 (株)総社技術コンサルタント	総社市中央	〃
	10 大正製薬(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	11 大和ハウス工業(株) 岡山工場	赤磐市多賀	〃
	12 中国電力(株) 岡山支社	岡山市内山下	〃
	13 日本植生(株) 本社	津山市高尾	〃
	14 日本植生(株) 東中国支店 岡山営業所	岡山市横井上	〃
	15 日本植生(株) 東中国支店 津山営業所	津山市高尾	〃
	16 日本ペイント(株) 岡山工場	勝田郡勝央町大平台	〃
	17 松下電器産業(株) パナソニックAVCネットワークス社 ネットワーク事業グループ 岡山工場	岡山市東平島	〃
	18 松下電器産業(株) パナソニックAVCネットワークス社 メディアビジネスユニット 津山工場	津山市草加部	〃
(18事業所)			
小売店	1 アイム天満屋 小田中店	津山市小田中	再製品の販売促進、容器包装の店頭回収、包装材の削減、レジ袋の削減等
	2 アイム天満屋 落合店	真庭市下方	〃
	3 アイム天満屋 鏡野店	苫田郡鏡野町寺元	〃
	4 アイム天満屋 金川店	岡山市御津宇垣	〃
	5 アイム天満屋 亀甲店	久米郡美咲町原田	〃
	6 アイム天満屋 勝央店	勝田郡勝央町岡	〃
	7 アイム天満屋 建部店	御津郡建部町大田	〃
	8 アイム天満屋 東一宮店	津山市東一宮	〃
	9 アイム天満屋 弓削店	久米郡久米南町下弓削	〃
	10 阿新農業協同組合 Aコープあしん	新見市高尾	〃
	11 阿新農業協同組合 Aコープいしが	新見市石蟹	〃
	12 阿新農業協同組合 Aコープくさま	新見市草間	〃
	13 阿新農業協同組合 Aコープてった	新見市哲多町本郷	〃
	14 阿新農業協同組合 Aコープとよなが	新見市豊永佐伏	〃

資料編 (6 廃棄物・リサイクル関係)

区分	事業所名	所在地	取組みの概要
小売店	15 おかやまコープ コープ院庄	津山市院庄	再製品の販売促進、容器包装の店頭回収、包装材の削減、レジ袋の削減等
	16 おかやまコープ コープ大野辻	岡山市今	〃
	17 おかやまコープ コープ大福	岡山市大福	〃
	18 おかやまコープ コープ鴨方	鴨方町鴨方	〃
	19 おかやまコープ コープ北畝	倉敷市北畝	〃
	20 おかやまコープ コープ倉敷北	倉敷市宮前	〃
	21 おかやまコープ コープ西大寺	岡山市西大寺上	〃
	22 おかやまコープ コープ山陽	赤磐市下市	〃
	23 おかやまコープ コープ総社東	総社市総社	〃
	24 おかやまコープ コープ築港	岡山市築港元町	〃
	25 おかやまコープ コープ林田	津山市林田	〃
	26 おかやまコープ コープ東川原	岡山市東川原	〃
	27 キョーエイ 賀陽店	加賀郡吉備中央町上竹	〃
	28 キョーエイ 本店	高梁市栄町	〃
	29 キョーエイ 美袋店	総社市美袋	〃
	30 サンストア サンパーク新見店	新見市正田宇橋ノ本	〃
	31 サンプラザ 食品館	真庭市垂水	〃
	32 ジャスコ イオン倉敷店	倉敷市水江	〃
	33 ジャスコ 岡山店	岡山市青江	〃
	34 ジャスコ 倉敷店	倉敷市笹沖	〃
	35 ジャスコ 津山店	津山市河辺	〃
	36 スーパータマヤ 宇野店	玉野市宇野	〃
	37 スーパータマヤ 東児店	玉野市東田井地	〃
	38 スーパータマヤ ニュータウン店	玉野市長尾	〃
	39 天満屋ハピータウン 久世店	真庭市久世	〃
	40 天満屋ハピータウン 岡南店	岡山市築港新町	〃
	41 天満屋ハピータウン 児島店	倉敷市児島駅前	〃
	42 天満屋ハピータウン 西大寺店	岡山市西大寺南	〃
	43 天満屋ハピータウン 妹尾店	岡山市箕島	〃
	44 天満屋ハピータウン 玉野店	玉野市宇野	〃
	45 天満屋ハピータウン 原尾島店	岡山市原尾島	〃
	46 天満屋ハピータウン リブ総社店	総社市門田	〃
	47 テンマヤハピーマート 足守店	岡山市足守	〃
	48 テンマヤハピーマート 江崎店	岡山市江崎	〃
	49 テンマヤハピーマート 老松店	倉敷市老松	〃
	50 テンマヤハピーマート 吉備津店	岡山市吉備津	〃
	51 テンマヤハピーマート 京山店	岡山市谷万成	〃
	52 テンマヤハピーマート 総社溝口店	総社市溝口	〃
	53 テンマヤハピーマート 大安寺店	岡山市大安寺南町	〃
	54 テンマヤハピーマート 田の口店	倉敷市児島田の口	〃
	55 テンマヤハピーマート 中庄店	倉敷市松島	〃
	56 テンマヤハピーマート 西阿知店	倉敷市西阿知	〃
	57 テンマヤハピーマート 西古松店	岡山市西古松西町	〃
	58 テンマヤハピーマート 平島店	岡山市東平島	〃
	59 テンマヤハピーマート 福島店	倉敷市黒崎	〃
	60 テンマヤハピーマート 和気店	和気郡和気町衣笠	〃
	61 東久ストア 宇野店	玉野市宇野	〃
	62 東久ストア 上の町店	倉敷市児島上の町	〃
	63 東久ストア 菰池店	倉敷市菰池	〃
	64 東久ストア 田の口店	倉敷市児島田の口	〃
	65 東久ストア 中畦店	岡山市中畦	〃
	66 東久ストア 柳田店	倉敷市児島柳田町	〃
	67 ニシナ 千鳥町店	岡山市千鳥町	〃
	68 ニシナ 矢掛小田店	小田郡矢掛町小田	〃
	69 ニシナ フードバスケット笠岡店	笠岡市富岡	〃
	70 ニシナ フードバスケット児島下の町店	倉敷市児島下の町	〃
	71 ニシナ フードバスケット西大寺店	岡山市広谷	〃
	72 ニシナ フードバスケット総社東店	総社市井手	〃
	73 ニシナ フードバスケット玉野長尾店	玉野市長尾	〃
	74 ニシナ フードバスケット中島店	倉敷市中島	〃
	75 ニシナ フードバスケット中仙道店	岡山市中仙道	〃

区 分	事 業 所 名	所 在 地	取組みの概要	
小売店	76 ニシナ フードバスケット南輝店	岡山市南輝	再製品の販売促進、容器包装の店頭回収、包装材の削減、レジ袋の削減等	
	77 ニシナ フードバスケット西阿知店	倉敷市西阿知	〃	
	78 ニシナ フードバスケット羽島店	倉敷市羽島	〃	
	79 ニシナ フードバスケット堀南店	倉敷市堀南	〃	
	80 ニシナ フードバスケット三門店	岡山市西崎	〃	
	81 ニシナ フードバスケット水島北店	倉敷市北畝	〃	
	82 ニシナ フードバスケット福島店	倉敷市福島	〃	
	83 ニシナ フードバスケット真備店	倉敷市真備町川辺	〃	
	84 ハピーズ 泉田店	岡山市泉田	〃	
	85 ハピーズ 井原店	井原市西江原町	〃	
	86 ハピーズ 卸センター店	岡山市間屋町	〃	
	87 ハピーズ 岡輝店	岡山市奥田本町	〃	
	88 ハピーマート 赤坂店	赤磐市町苅田	〃	
	89 ハピーマート 笠岡吉田店	笠岡市吉田	〃	
	90 ハピーマート 国府市場店	岡山市国府市場	〃	
	91 ハピーマート 吉井店	赤磐市周匝	〃	
	92 ハピッシュ 山陽店	赤磐市沼田	〃	
	93 ハピッシュ 志戸部店	津山市沼	〃	
	94 プレスタ 新見店	新見市高尾	〃	
	95 ポルカ食品館	高梁市ポルカ通り	〃	
	96 ボンエース 大佐店	新見市大佐小坂部	〃	
	97 マックスバリュ 連島店	倉敷市連島町	〃	
	98 マックスバリュ 児島店	倉敷市児島	〃	
	99 マックスバリュ 鴨方店	浅口郡鴨方町鴨方	〃	
	100 マックスバリュ 笠岡店	笠岡市入江	〃	
	101 マツサカ 天城店	倉敷市藤戸町	〃	
	102 マツサカ 岡南店	岡山市築港新町	〃	
	103 マツサカ 金光店	浅口郡金光町占見新田	〃	
	104 マツサカ 新倉敷プラザ	倉敷市玉島爪崎西	〃	
	105 マツサカ 新福店	岡山市新福	〃	
	106 マツサカ 総社店	総社市中央	〃	
	107 マツサカ 富井店	倉敷市富井	〃	
	108 マツサカ 平田店	倉敷市平田	〃	
	109 マツサカ 船穂店	倉敷市船穂町船穂	〃	
	110 マツサカ 真備プラザ	倉敷市真備町箭田	〃	
	111 マツサカ 矢掛プラザ	小田郡矢掛町小林	〃	
	112 マルイ イーストランド店	津山市川崎	〃	
	113 マルイ ウエストランド店	津山市二宮	〃	
	114 マルイ 勝山店	真庭市三田	〃	
	115 マルイ 志戸部店	津山市林田	〃	
	116 マルイ 下中野店	岡山市下中野	〃	
	117 マルイ 勝央店	勝田郡勝央町岡	〃	
	118 マルイ 高野店	津山市高野山西	〃	
	119 マルイ ノースランド店	津山市上河原	〃	
	120 マルイ 本店	津山市元魚町	〃	
	121 マルイ 湯郷店	美作市湯郷	〃	
	122 三井造船生活協同組合 荘内店	玉野市長尾	〃	
	123 三井造船生活協同組合 田井店	玉野市田井	〃	
	124 三井造船生活協同組合 日比店	玉野市御崎	〃	
	125 三井造船生活協同組合 本部店	玉野市玉	〃	
	126 三井造船生活協同組合 和田店	玉野市和田	〃	
	127 リョービストア 連島店	倉敷市連島西之浦	〃	
	128 リョービストア 富田店	倉敷市玉島八島	〃	
	129 リョービプラッツ 泉田店	岡山市泉田	〃	
	130 リョービプラッツ 雄町店	岡山市雄町	〃	
	131 リョービプラッツ 西大寺店	岡山市西大寺上	〃	
	132 リョービプラッツ 山南店	岡山市神崎町	〃	
	133 リョービプラッツ 新倉敷店	倉敷市玉島	〃	
	134 リョービプラッツ 玉島店	倉敷市玉島中央町	〃	
	135 リョービプラッツ 灘崎店	岡山市灘崎町西紅陽台	〃	
	136 リョービプラッツ 東連島店	倉敷市連島町連島	〃	
	(137事業所)	137 リョービプラッツ 東山店	岡山市東山	〃
	合計		174事業所	

(5) ごみ処理の推移

区分		年度									
		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総人口(人)		1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175
計画処理区域内人口(人)		1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175
	計画収集人口(人)	1,936,150	1,941,350	1,944,078	1,949,754	1,947,935	1,957,152	1,956,698	1,959,829	1,959,395	1,956,220
	自家処理人口(人)	14,543	13,939	13,572	11,204	14,529	5,818	6,480	3,038	8,281	5,955
計画処理外域内人口(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集量(t/年)		594,879	598,831	607,697	609,677	619,769	628,115	652,094	631,961	646,339	662,341
直接搬入量(t/年)		47,635	51,880	58,893	56,741	59,268	60,288	82,269	66,499	71,192	78,825
自家処理量(t/年)		26,630	32,064	31,955	22,323	9,270	6,061	3,129	3,486	5,213	3,857
ごみ総排出量(t/年)		669,144	682,775	698,545	688,741	688,307	694,464	737,492	701,946	722,744	745,023
計画処理量	直接焼却(t/年)	491,390	511,400	526,433	529,182	541,549	558,580	580,752	592,157	606,508	634,076
	コンポスト(t/年)	1,976	2,306	1,505							
	中間処理(t/年)	57,169	64,747	69,284	76,054	56,127	52,651	53,840	47,666	51,235	56,183
	直接資源(t/年)					18,406	23,347	34,871	25,307	29,115	23,649
	直接埋立(t/年)	91,954	72,258	69,368	61,182	62,955	53,825	64,900	33,330	30,673	27,258
計		642,489	650,711	666,590	666,418	679,037	688,403	734,363	698,460	717,531	741,166
焼却量(t/年)		499,829	519,139	534,069	536,056	547,970	565,135	589,296	600,271	608,019	642,900
最終処分量(t/年)		195,292	173,480	168,985	156,325	151,904	141,988	158,323	117,903	107,982	106,978
資源化量(t/年)		25,341	33,703	37,876	45,344	50,604	54,780	64,970	55,177	67,838	72,211
集団回収量(t/年)		43,608	46,807	50,462	53,645	55,757	58,659	61,037	62,931	62,840	60,294
リサイクル率(t/年)		10.0	11.5	12.3	13.7	14.5	15.2	15.9	15.5	16.7	16.5

※中間処理は、焼却以外の粗大ごみ処理施設や資源化施設での処理をいう

※焼却量=直接焼却量+中間処理残さの焼却量

※最終処分量=直接埋立量+焼却残さ及び中間処理残さの埋立量

※直接資源とは、中間処理を経ないで資源化されるものをいう

※リサイクル率=(資源化量+集団回収量) / (計画処理量+集団回収量) なお、計画処理量=計画収集量+直接搬入量

(6) し尿処理の推移

区分		年度									
		平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総人口(人)		1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175
計画処理区域内人口(人)		1,950,693	1,955,289	1,957,650	1,960,958	1,962,464	1,962,970	1,963,178	1,962,867	1,962,676	1,962,175
水洗化人口	公共下水道(人)	454,730	485,655	518,607	570,979	523,220	563,992	740,498	760,692	816,843	798,124
	し尿浄化槽(人)	610,024	630,842	654,137	697,286	718,768	722,764	648,459	689,253	660,194	694,487
	コミュニティプラント(人)	3,990	4,042	4,005	3,998	3,957	3,989	2,974	2,919	2,938	1,367
	小計(人)	1,068,744	1,120,539	1,176,749	1,272,263	1,245,945	1,290,745	1,391,931	1,452,864	1,479,975	1,493,978
計画収集人口(人)		805,573	767,045	720,703	639,184	672,507	632,005	535,373	481,143	461,198	447,442
自家処理人口(人)		76,376	67,705	60,198	49,563	44,012	40,220	35,874	28,860	21,503	20,775
計画処理区域外人口(人)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画収集処理量(kl/年)		804,376	831,831	845,405	851,724	846,814	842,180	823,404	826,233	815,691	807,370
し尿処理施設	し尿処理施設(kl/年)	694,754	717,037	733,525	760,387	755,421	757,566	739,576	724,218	718,385	693,345
	下水道投入(kl/年)	97,850	102,051	99,898	82,224	82,381	75,763	75,026	92,550	94,656	98,855
	農村還元(kl/年)	4,590	4,732	2,982	1,544	0	0	0	0	0	0
	その他(kl/年)	7,182	8,011	9,000	7,569	9,012	8,851	8,802	9,465	2,650	15,170
自家処理量(kl/年)		43,502	38,543	35,638	32,572	28,023	27,420	22,456	21,367	16,697	15,131
計(kl/年)		847,878	870,374	882,755	884,296	874,837	869,600	845,860	847,600	832,388	822,501

(7) ごみ処理の状況

(平成15年度) 1 / 2

市町村名	計 画 収 入 人 口 ①	自 家 処 理 口 ②	ご み 排 出 量 t/年					集 団 回 収 量 t/年 ⑧	収 集 量 (内訳) t/年					
			収 集 量 ③	直 接 搬 入 量 ④	搬 入 総 量 ⑤=③+④	自 家 処 理 量 ⑥	総 量 ⑦=⑤+⑥		混 合 ご み	可 燃 ご み	不 燃 ご み	資 源 ご み	そ の 他	粗 大 ご み
岡山市	629,003	0	252,477	12,195	264,672	0	264,672	17,845	0	226,822	12,468	11,097	175	1,915
玉野市	69,749	0	24,246	2,907	27,153	0	27,153	2,600	0	18,473	3,232	2,331	2	208
御津町	10,453	0	1,976	249	2,225	0	2,225	0	0	1,283	81	447	1	164
建部町	6,995	0	1,462	261	1,723	0	1,723	0	0	672	276	487	0	27
加茂川町	6,238	0	701	49	750	0	750	0	0	415	25	243	0	18
牛窓町	7,758	7	2,310	910	3,220	3	3,223	289	0	2,096	83	77	0	54
邑久町	19,799	0	5,314	1,907	7,221	0	7,221	624	0	4,815	164	245	0	90
長船町	12,770	0	3,465	24	3,489	0	3,489	513	0	3,075	0	166	0	224
灘崎町	16,297	0	3,521	0	3,521	0	3,521	509	0	2,923	64	528	0	6
備前市	28,665	0	10,346	817	11,163	0	11,163	970	0	9,088	406	816	0	36
瀬戸町	15,002	0	5,814	733	6,547	0	6,547	245	0	5,095	0	716	3	0
山陽町	25,859	0	6,505	416	6,921	290	7,211	701	0	5,533	48	710	10	204
赤坂町	5,186	0	1,724	122	1,846	0	1,846	0	0	1,534	61	63	0	66
熊山町	8,497	287	1,456	426	1,882	78	1,960	362	0	1,351	0	95	0	10
吉井町	5,354	181	948	221	1,169	48	1,217	167	0	859	0	80	0	9
日生町	8,736	0	2,662	458	3,120	0	3,120	66	0	1,869	110	505	0	178
吉永町	5,236	177	902	329	1,231	41	1,272	240	0	826	0	68	0	8
佐伯町	4,191	0	529	262	791	31	822	85	0	473	0	51	0	5
和氣町	12,332	373	2,327	1,676	4,003	169	4,172	124	0	2,187	0	123	0	17
倉敷市	436,000	19	162,388	24,644	187,032	7	187,039	18,471	0	151,428	2,892	7,636	114	318
総社市	56,767	0	18,979	6,438	25,417	0	25,417	1,474	0	16,816	628	1,267	14	254
早島町	11,977	0	4,800	595	5,395	0	5,395	147	0	3,836	339	622	0	3
山手村	4,200	0	1,165	72	1,237	0	1,237	182	0	1,031	43	73	0	18
清音村	5,652	0	1,509	292	1,801	0	1,801	118	0	1,249	52	169	0	39
船穂町	7,608	0	2,307	518	2,825	0	2,825	28	0	1,466	127	714	0	0
真備町	23,423	0	6,757	1,760	8,517	0	8,517	814	0	6,096	274	387	0	0
笠岡市	58,616	0	17,142	1,566	18,708	0	18,708	2,294	0	13,395	1,017	2,583	0	147
井原市	31,236	4,310	9,852	1,610	11,462	1,573	13,035	1,109	0	7,910	269	1,672	0	1
金光町	12,530	0	2,564	506	3,070	0	3,070	540	0	2,194	247	90	0	33
鴨方町	19,185	0	7,994	1,298	9,292	0	9,292	644	0	6,469	1,087	390	3	45
寄島町	6,755	0	2,069	129	2,198	0	2,198	183	0	1,719	97	221	0	32
里庄町	11,108	0	3,178	1,095	4,273	0	4,273	317	0	2,658	308	193	0	19
矢掛町	16,442	0	3,317	572	3,889	0	3,889	492	0	2,625	187	483	0	22
美星町	5,702	0	524	36	560	0	560	199	0	369	80	71	0	4
芳井町	6,044	0	849	106	955	0	955	210	0	665	75	75	0	34
高梁市	22,936	0	8,677	475	9,152	0	9,152	608	0	7,012	695	896	0	74
有漢町	2,776	0	369	71	440	0	440	0	0	204	38	99	0	28
北房町	6,496	0	968	680	1,648	0	1,648	0	0	741	70	120	0	37
賀陽町	8,437	10	1,521	0	1,521	1,551	3,072	308	0	1,137	120	169	0	95
成羽町	5,778	0	1,355	199	1,554	0	1,554	113	0	998	86	185	0	86
川上町	4,017	0	460	85	545	0	545	0	0	239	31	160	0	30
備中町	2,363	591	364	0	364	1	365	0	0	207	28	105	0	24
新見市	23,835	0	8,869	647	9,516	0	9,516	593	0	7,580	171	954	0	164
大佐町	3,937	0	852	8	860	0	860	89	0	740	18	82	0	12
神郷町	2,598	0	367	0	367	0	367	111	0	330	0	35	0	2
哲多町	4,014	0	784	5	789	0	789	0	0	533	52	189	0	10
哲西町	3,251	0	581	0	581	0	581	0	0	434	11	131	0	5
勝山町	9,215	0	1,525	750	2,275	0	2,275	475	0	1,362	53	110	0	0
落合町	15,806	0	2,364	1,896	4,260	0	4,260	0	0	1,883	138	237	0	106
湯原町	3,587	0	744	362	1,106	20	1,126	0	0	672	4	57	0	11
久世町	11,584	0	2,350	1,950	4,300	0	4,300	543	0	2,107	116	127	0	0
美甘村	1,769	0	219	81	300	0	300	0	0	202	1	14	0	2
新庄村	1,131	0	183	46	229	20	249	0	0	165	1	15	0	2
川上村	2,518	0	790	188	978	20	998	0	0	733	4	45	0	8
八束村	3,131	0	626	303	929	0	929	0	0	569	4	45	0	8
中和村	857	0	143	54	197	5	202	0	0	125	1	15	0	2
津山市	89,310	0	31,097	615	31,712	0	31,712	4,455	0	25,537	1,538	2,853	824	345
加茂町	5,524	0	1,188	11	1,199	0	1,199	0	0	656	33	434	0	65
富村	899	0	168	1	169	0	169	0	0	136	24	8	0	0
奥津町	1,809	0	332	153	485	0	485	0	0	278	40	14	0	0
上斎原村	911	0	245	5	250	0	250	0	0	207	28	10	0	0
阿波村	700	0	90	0	90	0	90	0	0	63	0	27	0	0
鏡野町	11,666	0	2,230	34	2,264	0	2,264	0	0	1,720	221	138	0	151
中央町	7,379	0	1,212	13	1,225	0	1,225	0	0	884	189	76	0	63
旭町	3,508	0	413	27	440	0	440	0	0	247	37	112	0	17
久米南町	6,117	0	1,388	197	1,585	0	1,585	0	0	696	252	408	0	32
久米町	7,820	0	1,379	44	1,423	0	1,423	0	0	1,037	170	79	0	93
柵原町	6,967	0	1,481	130	1,611	0	1,611	0	0	1,072	182	227	0	0
勝田町	3,857	0	783	194	977	0	977	0	0	551	91	141	0	0
勝央町	11,568	0	2,011	144	2,155	0	2,155	0	0	1,654	6	351	0	0
奈義町	6,793	0	1,223	168	1,391	0	1,391	0	0	1,071	5	147	0	0
勝北町	7,500	0	1,332	351	1,683	0	1,683	0	0	1,149	5	178	0	0
大原町	4,809	0	1,070	549	1,619	0	1,619	0	0	632	32	406	0	0
東粟倉村	1,475	0	309	92	401	0	401	0	0	207	8	94	0	0
西粟倉村	1,750	0	347	229	576	0	576	0	0	193	11	143	0	0
美作町	13,144	0	3,890	2,096	5,986	0	5,986	203	0	2,863	384	643	0	0
作東町	7,725	0	1,220	429	1,649	0	1,649	234	0	881	48	291	0	0
英田町	3,588	0	743	344	1,087	0	1,087	0	0	532	93	118	0	0
岡山県	1,956,220	5,955	662,341	78,825	741,166	3,857	745,023	60,294	0	579,554	29,779	46,182	1,146	5,680

資料編 (6 廃棄物・リサイクル関係)

(平成15年度) 2 / 2

市町村名	ごみ処理量 t/年							中間処理に伴う資源化量 t/年 ⑫	1人1日当たり排出量 g/人日 ⑬ =⑦/(①+②)*365	減容量率 = (⑧-⑨)/⑩	リサイクル率 = (⑧+⑩+⑬)/(⑧+⑩)		
	直接埋立量 ⑨	中間処理					直接資源化量 ⑩					合計 ⑪	
	直接焼却	粗大処理	資源化	堆肥化	燃料化	その他							
岡山市	10,218	235,726	7,053	5,633	0	0	0	6,042	264,672	19,792	1,153	96.1%	15.5%
玉野市	2,676	21,482	947	0	0	0	0	2,048	27,153	529	1,067	90.1%	17.4%
御津町	0	1,283	0	175	0	0	307	460	2,225	269	583	100.0%	32.8%
建部町	0	672	288	763	0	0	0	0	1,723	487	675	100.0%	28.3%
加茂川町	0	450	0	243	0	0	57	0	750	288	329	100.0%	38.4%
牛窓町	766	2,270	0	149	0	0	0	35	3,220	339	1,137	76.2%	18.9%
邑久町	740	6,110	0	309	0	0	0	62	7,221	830	999	89.8%	19.3%
長船町	0	3,193	0	166	0	0	0	130	3,489	166	749	100.0%	20.2%
灘崎町	70	2,923	0	0	0	0	0	528	3,521	0	592	98.0%	25.7%
備前市	1,223	9,088	36	816	0	0	0	0	11,163	308	1,067	89.0%	10.5%
瀬戸町	0	5,565	0	617	0	0	0	365	6,547	533	1,196	100.0%	16.8%
山陽町	0	5,908	0	220	0	0	0	793	6,921	91	764	100.0%	20.8%
赤坂町	53	1,532	0	196	0	0	0	65	1,846	156	975	97.1%	12.0%
熊山町	0	1,665	103	0	0	0	0	114	1,882	52	611	100.0%	23.5%
吉井町	0	1,027	64	0	0	0	0	78	1,169	39	602	100.0%	21.3%
日生町	0	2,057	0	475	0	0	0	588	3,120	321	978	100.0%	30.6%
吉永町	0	1,097	66	0	0	0	0	68	1,231	31	644	100.0%	23.0%
佐伯町	0	674	59	0	0	0	0	58	791	31	537	100.0%	19.9%
和気町	0	3,631	171	0	0	0	0	201	4,003	81	900	100.0%	9.8%
倉敷市	3,360	169,209	5,569	3,330	0	0	0	5,564	187,032	5,071	1,175	98.2%	14.2%
総社市	3,107	19,245	1,729	1,266	0	0	0	70	25,417	1,956	1,227	87.8%	13.0%
早島町	339	4,285	0	432	0	0	0	339	5,395	136	1,234	93.7%	11.2%
山手村	2	1,066	101	68	0	0	0	0	1,237	112	807	99.8%	20.7%
清音村	19	1,454	149	179	0	0	0	0	1,801	243	873	98.9%	18.8%
船穂町	334	1,777	0	255	0	0	0	459	2,825	258	1,017	88.2%	26.1%
真備町	210	7,094	828	385	0	0	0	0	8,517	679	996	97.5%	16.0%
笠岡市	0	14,807	1,312	2,579	0	0	0	10	18,708	3,029	874	100.0%	25.4%
井原市	150	9,211	443	1,658	0	0	0	0	11,462	1,426	1,005	98.7%	20.2%
金光町	157	2,700	33	0	0	0	0	180	3,070	33	671	94.9%	20.9%
鴨方町	1,599	7,089	234	315	0	0	0	55	9,292	391	1,327	82.8%	11.0%
寄島町	0	1,848	129	221	0	0	0	0	2,198	263	891	100.0%	18.7%
里庄町	0	3,736	344	193	0	0	0	0	4,273	299	1,054	100.0%	13.4%
矢掛町	0	2,728	232	483	0	0	0	446	3,889	559	648	100.0%	34.2%
美星町	0	405	85	70	0	0	0	0	560	98	269	100.0%	39.1%
芳井町	0	751	34	170	0	0	0	0	955	153	433	100.0%	31.2%
高梁市	0	7,361	816	975	0	0	0	0	9,152	1,208	1,093	100.0%	18.6%
有漢町	0	273	68	99	0	0	0	0	440	112	434	100.0%	25.5%
北房町	0	1,260	240	62	0	0	0	86	1,648	173	695	100.0%	15.7%
賀陽町	0	1,137	215	169	0	0	0	0	1,521	220	996	100.0%	28.9%
成羽町	0	1,142	227	185	0	0	0	0	1,554	245	737	100.0%	21.5%
川上町	0	312	73	160	0	0	0	0	545	175	372	100.0%	32.1%
備中町	0	205	54	105	0	0	0	0	364	116	339	100.0%	31.9%
新見市	705	7,713	0	0	0	0	0	1,098	9,516	0	1,094	92.6%	16.7%
大佐町	18	748	0	0	0	0	0	94	860	0	598	97.9%	19.3%
神郷町	0	330	0	0	0	0	0	37	367	0	387	100.0%	31.0%
哲多町	52	538	0	0	0	0	0	199	789	0	539	93.4%	25.2%
哲西町	0	434	0	0	0	0	0	147	581	0	490	100.0%	25.3%
勝山町	0	2,000	156	119	0	0	0	0	2,275	208	676	100.0%	24.8%
落合町	0	3,381	598	149	0	0	0	132	4,260	402	738	100.0%	12.5%
湯原町	0	946	0	22	0	0	0	138	1,106	139	860	100.0%	25.0%
久世町	327	3,538	265	170	0	0	0	0	4,300	322	1,017	92.4%	17.9%
美甘村	0	260	0	5	0	0	0	35	300	37	465	100.0%	24.0%
新庄村	0	189	0	6	0	0	0	34	229	29	603	100.0%	27.5%
川上村	0	841	0	29	0	0	0	108	978	133	1,086	100.0%	24.6%
八束村	0	754	0	22	0	0	0	153	929	115	813	100.0%	28.8%
中和村	0	158	0	8	0	0	0	31	197	27	646	100.0%	29.4%
津山市	824	25,805	645	4,279	0	0	0	159	31,712	3,147	973	97.4%	21.5%
加茂町	33	656	0	11	0	0	0	499	1,199	11	595	97.2%	42.5%
富村	13	137	0	18	0	0	0	1	169	7	515	92.3%	4.7%
奥津町	44	380	0	57	0	0	0	4	485	24	735	90.9%	5.8%
上斎原村	17	209	0	22	0	0	0	2	250	8	752	93.2%	4.0%
阿波村	0	63	0	0	0	0	0	27	90	0	352	100.0%	30.0%
鏡野町	0	1,743	383	0	0	0	0	138	2,264	15	532	100.0%	6.8%
中央町	0	891	258	0	0	0	0	76	1,225	7	455	100.0%	6.8%
旭町	0	261	75	51	0	0	0	53	440	70	344	100.0%	28.0%
久米南町	0	696	229	660	0	0	0	0	1,585	408	710	100.0%	25.7%
久米町	0	1,066	278	0	0	0	0	79	1,423	9	499	100.0%	6.2%
柵原町	191	1,179	0	35	0	0	0	206	1,611	35	634	88.1%	15.0%
勝田町	0	685	0	292	0	0	0	0	977	246	694	100.0%	25.2%
勝央町	0	1,802	0	97	0	0	0	256	2,155	97	510	100.0%	16.4%
奈義町	0	1,249	0	39	0	0	0	103	1,391	39	561	100.0%	10.2%
勝北町	0	1,502	0	48	0	0	0	133	1,683	48	615	100.0%	10.8%
大原町	0	1,180	0	23	0	0	33	383	1,619	23	922	100.0%	25.1%
東粟倉村	0	300	0	6	0	0	7	88	401	6	745	100.0%	23.4%
西粟倉村	11	422	0	8	0	0	0	135	576	8	902	98.1%	24.8%
美作町	0	4,437	0	1,549	0	0	0	0	5,986	1,376	1,248	100.0%	25.5%
作東町	0	1,310	0	34	0	0	48	257	1,649	34	585	100.0%	27.9%
英田町	0	825	0	262	0	0	0	0	1,087	234	830	100.0%	21.5%
岡山県	27,258	634,076	24,589	31,142	0	0	452	23,649	741,166	48,562	1,040	96.3%	16.5%

(9) ごみ処理の有料化の状況

(平成16年度実績)

区 分	市町村数	実 施 市 町 村 名
一 般 ご み	指 定 袋	21 瀬戸内市、建部町、吉備中央町、備前市、赤磐市、佐伯町、和気町、 早島町、真備町、笠岡市、鴨方町、寄島町、里庄町、真庭市、新庄村、 津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、美作市、西粟倉村
	他	
粗 大 ご み	荷 札 等	16 岡山市、建部町、備前市、赤磐市、佐伯町、和気町、倉敷市、早島町、 笠岡市、金光町、新見市、真庭市、新庄村、鏡野町、久米南町、美咲町
	他	5 玉野市、吉備中央町、船穂町、井原市、津山市 (振込等による徴収)

※一般ごみは粗大ごみ以外のごみ

※地域によって有料化の状況が異なる場合には、主たる地域が有料化している場合に有料化していることとした。

(10) 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村(平成17年度計画)(第3期市町村分別収集計画による)

市 町 村 名	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙	PET	その他プラ(白色トレイを含む)	スチール	アルミ	段ボール	紙パック
岡 山 市	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
倉 敷 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津 山 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉 野 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
笠 岡 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井 原 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備 前 市	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
御 津 町	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○
加 茂 川 町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
瀬 戸 町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
山 陽 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
赤 坂 町	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○
日 生 町	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○
牛 窓 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
邑 久 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長 船 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
灘 崎 町	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—
早 島 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
船 穂 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金 光 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鴨 方 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寄 島 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
里 庄 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢 掛 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美 星 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
芳 井 町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加 茂 町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
阿 波 村	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
柵 原 町	—	—	—	—	○	—	○	○	—	○
和気北部衛生施設組合 (熊山町, 吉井町, 吉永町, 佐伯町, 和気町)	○	○	○	—	○	—	○	○	○	—
阿新広域事務組合 (新見市, 大佐町, 神郷町, 哲多町, 哲西町)	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
建部町久米南町衛生施設組合 (建部町, 久米南町)	○	○	○	—	○	—	○	○	○	○
岡山県中部環境施設組合 (北房町, 落合町, 旭町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
英北衛生施設組合 (大原町, 東粟倉村, 西粟倉村, 作東町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
津山圏域東部衛生施設組合 (勝央町, 奈義町, 勝北町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
津山圏域北部衛生施設組合 (富村, 奥津町, 上齋原村)	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—
津山圏域西部衛生施設組合 (鏡野町, 中央町, 久米町)	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—
高梁広域事務組合 (高梁市, 有漢町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 備中町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
美作勝田英田町衛生施設組合 (勝田町, 美作町, 英田町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
総社広域環境施設組合 (総社市, 山手村, 清音村, 真備町)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○
まにわ中央環境施設組合 (勝山町, 久世町)	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—
真庭広域連合 (湯原町, 美甘村, 新庄村, 川上村, 八束村, 中和村)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
岡 山 県 合 計	77	77	76	26	74	55	78	78	64	52

(11) 平成17年度の市町村別の分別収集見込み量 (計画)

(トン)

市 町 村 名	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙	PET	その他プラ	スチール	アルミ	段ボール	紙パック
岡 山 市	1,828.0	1,438.0	622.0	97.0	844.0	0.0	1,216.0	521.0	1,427.0	65.0
倉 敷 市	1,534.0	1,438.0	1,599.0	1,292.0	278.0	33.0	1,034.0	178.0	420.0	97.0
津 野 市	500.0	570.0	155.0	2.0	185.0	800.0	620.0	160.0	64.0	1.0
玉 野 市	394.0	394.0	50.0	395.0	112.0	1,142.0	320.0	36.0	397.0	130.0
笠 岡 市	192.9	220.7	103.3	49.5	83.0	392.1	107.7	78.7	386.1	20.6
井 原 市	129.0	169.0	21.0	1.0	29.0	76.0	323.0	38.0	79.0	1.0
備 前 市	24.0	70.0	—	—	25.0	5.0	150.0	65.0	540.0	8.0
御 津 町	25.0	20.0	6.0	—	30.0	—	30.0	12.0	24.0	3.0
加 茂 川 町	21.0	26.0	10.0	—	7.0	3.0	38.0	12.0	32.0	3.0
瀬 戸 町	64.0	51.0	16.0	—	13.0	1.0	101.0	13.0	66.0	2.0
山 陽 町	135.0	91.0	58.0	227.0	32.0	246.0	63.0	17.0	43.0	4.0
赤 坂 町	10.0	10.0	5.0	—	3.4	0.6	45.3	6.6	—	1.2
日 生 町	36.0	52.0	13.0	—	—	—	60.0	10.0	62.0	2.0
牛 窓 町	29.0	38.0	17.0	6.0	6.0	8.0	18.0	14.0	13.0	1.0
邑 久 町	57.0	75.0	33.0	8.0	16.0	8.0	45.0	19.0	8.0	4.0
長 船 町	107.0	58.0	16.0	5.0	16.0	5.0	65.0	32.0	28.0	4.0
灘 崎 町	145.0	90.0	52.0	—	22.0	—	74.0	16.0	—	—
早 島 町	25.0	13.0	15.0	6.0	10.0	3.0	61.0	25.0	70.0	3.0
船 穂 町	41.0	41.0	7.0	6.0	2.0	1.0	42.0	11.0	35.0	1.0
金 光 町	20.0	18.0	10.0	13.0	3.0	25.0	30.0	12.0	60.0	8.0
鴨 方 町	73.0	68.0	31.0	1.0	22.0	18.0	77.0	51.0	106.0	2.0
寄 島 町	19.0	29.0	4.0	0.1	7.0	9.0	20.0	8.0	21.0	1.0
里 庄 町	18.0	22.0	7.0	7.0	17.0	25.0	14.0	12.0	45.0	2.0
矢 掛 町	70.0	73.0	16.0	22.0	23.0	24.0	32.0	38.0	85.0	28.0
美 星 町	6.0	9.0	1.0	4.0	4.0	16.0	4.0	3.0	1.0	1.0
芳 井 町	20.0	25.0	4.0	1.0	5.0	10.0	39.0	9.0	5.0	1.0
加 茂 町	11.0	11.0	9.0	—	7.0	90.0	26.0	9.0	38.0	0.0
阿 波 村	0.6	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	1.1	0.4	—	0.3
柵 原 町	—	—	—	—	17.0	—	36.0	10.0	—	12.0
和気北部衛生施設組合 (熊山町, 吉井町, 吉永町, 佐伯町, 和気町)	131.0	138.0	38.0	—	13.0	—	153.0	16.0	137.0	—
阿新広域事務組合 (新見市, 大佐町, 神郷町, 哲多町, 哲西町)	189.0	213.0	50.0	2.0	12.0	—	164.0	47.0	69.0	6.0
建部町久米南町衛生施設組合 (建部町, 久米南町)	40.0	34.0	9.0	—	23.0	—	23.0	15.0	30.0	3.0
岡山県中部環境施設組合 (北房町, 落合町, 旭町)	57.0	89.0	80.0	—	24.0	61.0	45.0	22.0	99.0	7.0
英北衛生施設組合 (大原町, 東粟倉村, 西粟倉村, 作東町)	53.0	62.0	28.0	46.0	31.0	69.0	88.0	14.0	168.0	6.0
津山圏域東部衛生施設組合 (勝央町, 奈義町, 勝北町)	76.0	101.0	21.0	—	20.0	92.0	84.0	24.0	73.0	—
津山圏域北部衛生施設組合 (富村, 奥津町, 上齋原村)	3.0	4.5	6.0	—	4.5	—	31.0	11.0	—	—
津山圏域西部衛生施設組合 (鏡野町, 中央町, 久米町)	65.0	76.0	11.0	—	—	—	18.0	19.0	—	—
高梁広域事務組合 (高梁市, 有漢町, 賀陽町, 成羽町, 川上町, 備中町)	132.0	90.0	30.0	—	56.0	904.0	52.0	29.0	151.0	69.0
美作勝田英田町衛生施設組合 (勝田町, 美作町, 英田町)	115.0	134.0	56.0	—	26.0	6.0	143.0	36.0	195.0	5.0
総社広域環境施設組合 (総社市, 山手村, 清音村, 真備町)	399.0	399.0	171.0	—	143.0	28.0	285.0	86.0	285.0	28.0
まにわ中央環境施設組合 (勝山町, 久世町)	78.0	141.0	42.0	—	31.0	6.0	58.0	23.0	—	—
真庭広域連合 (湯原町, 美甘村, 新庄村, 川上村, 八束村, 中和村)	95.0	122.0	24.0	—	12.0	12.0	103.0	28.0	461.0	—
岡 山 県 合 計	6,967.5	6,723.6	3,446.5	2,190.8	2,214.1	4,118.9	5,939.1	1,786.7	5,723.1	530.1

(12) 市町村(一部事務組合)の一般廃棄物処理施設

ア 焼却施設

(平成17年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
岡山	岡山山 南環境センター	岡山市豊成1-4-1	220	S53	岡山市
	岡山山 当新田環境センター	岡山市当新田486-1	300	H6	岡山市
	岡山山 東部クリーンセンター	岡山市西大寺新地453-5	450	H13	岡山市
	玉野市 東清掃センター	玉野市樋ヶ原3072-5	150	S53	玉野市
	瀬戸市 瀬戸内クリーンセンターかもめ	瀬戸市内市牛窓町牛窓228	30	H9	瀬戸内市
備前	備前市 前クリーンセンター	備前市八木山859-4	34	H10	備前市
	赤磐市 山陽桜が丘清掃センター	赤磐市中島357-1	30	S57	赤磐市
	赤磐市 赤坂環境センター	赤磐市多賀2546-6	6	H6	赤磐市
	瀬戸町 瀬戸クリーンセンター	瀬戸町万富2370-1	24	H11	瀬戸町
	和気町 和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	40	H6	備前市、赤磐市、和気町、 佐伯町
倉敷	倉敷市 水島清掃工場	倉敷市水島川崎通1-1-4	300	H6	倉敷市(早島町)
	倉敷市 敷西部清掃施設組合 清掃工場	倉敷市玉島道越888-1	120	H10	倉敷市、金光町、船穂町
	総社市 総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	真備町箭田481	180	H9	総社市、真備町
井笠	岡山県 西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄3655	100	H11	笠岡市、里庄町、寄島町、 鴨方町
	岡山県 井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター	井原市木之子町2192-1	90	H6	井原市、矢掛町
高梁	高梁市 地域事務組合 清掃センター	高梁市段町748	56	H10	高梁市、吉備中央町
	岡山県 中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	真庭市北房町宮地631-3	30	H6	真庭市、美咲町
阿新	新見市 新クリーンセンター	新見市金谷253	46	H11	新見市
真庭	真庭市 真クリーンセンターまにわ	久世町樫西290	30	H11	真庭市
	真庭市 真庭北部クリーンセンター	真庭市蒜山初和592-1	20	H3	真庭市(新庄村)
津山	津山市 ごみ焼却市場	津山市小桁401-15	110	S51	津山市
	鏡野町 鏡野北部衛生クリーンセンター	鏡野町井坂523-3	10	H4	鏡野町(津山市)
	津山市 津山圏域西部衛生施設組合 清掃センター	津山市中北下365	14	S58	津山市、鏡野町、美咲町
	建部町 建部町久米南町衛生施設組合 クリーンセンター	久米南町上神目313-6	13	H5	建部町、久米南町
勝英	美作市 美北部環境美化センター	美作市作東町瀬戸151-4	15	S63	美作市(西栗倉村)
	美作市 美南部環境美化センター	美作市美作町三倉田93	40	H2	美作市
	津山圏域 東部衛生施設組合	奈義町上町川186	25	S59	津山市、勝央町、奈義町
合	計	27	2,483		

備考) 構成市町村には、広域化の過渡期における一時的な処理委託は含めていない。

資料編 (6 廃棄物・リサイクル関係)

イ 粗大ごみ処理施設

(平成17年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
岡山	玉野市 東清掃センター粗大ごみ処理場	玉野市榎ケ原3072-5	35	H 5	玉野市
東備	和気北部衛生施設組合 クリーンセンター	和気町益原1512-3	10	H 6	備前市、赤磐市、和気町、 佐伯町
倉敷	倉敷市 東部粗大ごみ処理場	倉敷市二子1917-4	80	H 6	倉敷市
	総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	真備町箭田481	34	H 9	総社市、真備町
井笠	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町105	40	H 7	笠岡市、井原市、矢掛町、 寄島町、里庄町、鴨方町
高梁	高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設	高梁市段町748	30	S 55	高梁市、吉備中央町
	岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター	北房町宮地631-3	10	H 6	真庭市、美咲町
津山	津山市 粗大ごみ処理施設	津山市小桁401-15	30	S 63	津山市
	津山圏域西部衛生施設組合 粗大ごみ処理施設	津山市中北下365	15	S 63	津山市、鏡野町、美咲町
合計		9	284		

ウ 再生利用施設

(平成17年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 (t/日)	使用 開始年	構成市町村
岡山	岡山市 東部リサイクルプラザ	岡山市西大寺新地453-5	85	H 13	岡山市
	玉野市 東清掃センターリサイクルプラザ	玉野市榎ケ原3072-1	7	H 15	玉野市
東備	瀬戸町 瀬戸クリーンセンター	瀬戸町万富2370-1	4	H 11	瀬戸町
井笠	鴨方町 リサイクルセンター	鴨方町深田930-1	3	H 9	鴨方町
	岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	笠岡市平成町105	27	H 12	笠岡市、井原市、矢掛町、 寄島町、里庄町、鴨方町
高梁	高梁地域事務組合 リサイクルプラザ	高梁市落合町阿部2527-1	14.6	H 12	高梁市、吉備中央町
真庭	真庭市 リサイクルプラザ	真庭市檜西290	11	H 11	真庭市
津山	津山市 資源化センター	津山市横山648-1	30	S 62	津山市
	津山市 プラスチック容器包装圧縮梱包作業棟	津山市横山648-1	4.7	H 15	津山市
勝英	美作市 リサイクルセンター	美作市作東町岩辺142-1	2.6	H 14	美作市 (西栗倉村)
合計		10	188.9		

エ し尿処理施設

(平成17年3月31日現在稼働中)

地域名	設置主体名 施設名	設置場所	処理能力 kl/日	使用 開始年	構成市町村
岡山	岡山一宮浄化センター	岡山市一宮217	100	S43	岡山市
	(同上)	(同上)	200	S54	岡山市
	岡当新田浄化センター	岡山市当新田488-4	70	S60	岡山市
	岡犬島浄化センター	岡山市犬島179	0.35	S62	岡山市
	玉西清掃センター	玉野市深井町9-18	100	S50	玉野市
	瀬戸内市長船衛生センター	瀬戸内市長船町福里589-1	18	S62	瀬戸内市
	岡山市外3町衛生施設組合	岡山市神崎町2676	180	H9	岡山市、瀬戸内市、瀬戸町
	旭川中部衛生施設組合 旭清苑	岡山市御津鹿瀬650	42	H4	岡山市、久米南町、建部町、吉備中央町
東備	備前衛生センター	備前市穂浪2459-1	43	S39	備前市
	和気・赤磐し尿処理施設 一部事務組合 和気赤磐衛生センター	和気町本2	50	H14	備前市、赤磐市、和気町、佐伯町
倉敷	倉敷白楽町し尿処理場	倉敷市白楽町424	240	S40	倉敷市(船穂町)
	倉敷水島し尿処理場	倉敷市水島川崎通1丁目	128	S44	倉敷市(船穂町)
	倉敷玉島し尿処理場	倉敷市玉島乙島8255	70	S56	倉敷市
	備南衛生施設組合 清鶴苑	倉敷市茶屋町1919	80	S60	岡山市、倉敷市、早島町
	総社広域環境施設組合 浄化園	総社市窪木1101-1	80	S52	総社市、真備町
井笠	岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	笠岡市平成町100	210	S63	笠岡市、井原市、矢掛町、寄島町、里庄町、鴨方町
	金光浄化センター	金光町八重318-2	20	H元	金光町
高梁	高梁地域事務組合 し尿処理場	高梁市段町748	62	S50	高梁市、吉備中央町
阿新	新見衛生センター	新見市金谷252	50	S52	新見市
真庭	真庭旭水し尿処理施設	真庭市野原9-1	100	H6	真庭市(新庄村、鏡野町、美咲町)
津山	津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター	津山市川崎458	150	S59	津山市、鏡野町、美咲町
勝英	勝英衛生施設組合 滝川	勝央町小矢田東河原31	74	S61	美作市、勝央町、美咲町、西栗倉村、奈義町
合	計	22	2,077.35		

オ 最終処分地施設

(平成17年3月31日現在埋立中)

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (㎡)	埋立物								埋立開始年	
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間残渣	焼却残渣		その他
岡	岡山市三手最終処分場	岡山市三手108-1	平地	○		12,600	59,700			○		○	○		○		1996
	岡山市山上最終処分場	岡山市山上152	山間	○		56,900	500,000			○		○	○		○		1995
	玉野市一般廃棄物最終処分場	玉野市和田7丁目802-8	山間	○		42,000	333,200			○		○		○	○		1992
山	瀬戸内市一般廃棄物最終処分場	瀬戸内市牛窓町牛窓1099-3	平地		○	20,000	50,000			○				○			1977
	建部町久米南町衛生施設組合太田最終処分場	建部町太田4204-5	山間	○		5,354	10,800			○		○			○		1985
東	備前市備前一般廃棄物最終処分場	備前市三石2952-1	山間	○		10,400	86,000			○		○		○	○		1983
	備前市日生一般廃棄物最終処分場	備前市日生町寒河853-2	山間	○		4,390	15,554							○	○		1996
	赤磐市山陽桜が丘清掃センター最終処分場	赤磐市中島357-1	山間	○		6,995	48,028			○		○		○	○		1982
備	和気北部衛生施設組合クリーンセンター	和気町益原1512-3	山間	○		5,700	26,000							○	○	○	1994
倉	倉敷市倉敷東部最終処分場(2期)	倉敷市二子1923-5	山間	○		33,000	330,000			○		○	○	○	○		2003
	総社市一般廃棄物最終処分場	総社市下倉3784	山間	○		23,000	188,000					○		○	○		1982
	総社市宿ごみ埋立地	総社市宿1875-1	山間	○		200	600									○	1970
	総社市大谷廃棄物捨場	総社市清音軽部999-3	山間	○		2,671	15,500							○		○	1970
	早島町一般廃棄物埋立処分地	早島町大字矢尾地内	山間	○		42,000	224,000			○			○				1981
	船穂町不燃物処分場	船穂町大字船穂7040外	山間	○		7,924	56,124			○							1977
敷	真備町不燃物投入場	真備町箭田2165-1	山間	○		4,850	13,580									○	1987
井	井原市野々迫埋立処分場	井原市高屋町字野々迫509外	山間	○		7,095	30,000					○			○		1990
	金光町一般廃棄物最終処分場	金光町大字下竹地内	山間	○		8,400	39,700			○							2000
	鴨方町不燃物処理センター	鴨方町大字益坂1880-1,2	山間		○	7,000	95,000			○		○					1975
笠	岡山県西部衛生施設組合見崎山埋立処分地	笠岡市神島59	山間	○		25,000	190,000							○	○		1978
高梁	高梁地域事務組合一般廃棄物最終処分場	高梁市松原町松岡5424外	山間	○		22,000	126,000			○				○	○		1980
阿新	新見市一般廃棄物最終処分場	新見市土橋2063-5	山間	○		5,377	26,700			○			○		○		1981

地域名	設置主体名 最終処分場名	所在地	設置 区分	土地所有		埋立面積 (㎡)	全体容量 (m ³)	埋立物									埋立 開始年
				自己	他			混合	可燃	不燃	資源	直搬	粗大	中間 残渣	焼却 残渣	その他	
真 庭	真庭市 ガレキ処分場	真庭市榎東1379-18	山間	○		5,629	36,485									○	1996
	真庭市 一般廃棄物最終処分場	真庭市目木772-107外	山間		○	4,500	27,000			○						○	1999
津 山	津山市 一般廃棄物最終処分場	津山市横山648-1	山間		○	10,000	56,000			○				○	○		1999
	津山市 加茂町最終処分場	津山市加茂町塔中268-15	山間	○		11,106	25,000						○				1972
	鏡野町 北部衛生クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	鏡野町井坂524-1外	平地	○		5,100	18,785			○				○	○		1994
	美咲町 柵原クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	美咲町連石856-1	山間	○		3,200	14,544			○				○	○		1991
	美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場	美咲町藤原830	山間	○		6,000	15,056			○							1993
	津山圏域西部衛生施設組合 最終処分場	美咲町打穴西地内	山間		○	12,500	75,000			○							1978
	津山圏域西部衛生施設組合 新最終処分場	美咲町打穴西地内	山間		○	1,680	3,900								○		1999
勝 英	美作市 埋立処分地施設	美作市作東町瀬戸151-4	山間	○		2,698	12,312			○				○	○		1988
	美作市 皆木最終処分場	奈義町皆木376, 377	山間		○	3,500	4,400							○	○		1989
合計		34				423,269	2,777,468										

(13) 市町村(一部事務組合、広域連合)の一般廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

設置主体名	施設名称	炉の構造	排ガス処理方式	炉番号	処理能力(t/日)	測定年月日	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)
岡山市	岡南環境センター	全連続	バグフィルタ	2	110	H16. 6. 2	0.00000070
				3	110	H16. 6. 2	0.00000053
	当新田環境センター	全連続	バグフィルタ	1	150	H16. 6.18	0.017
				2	150	H16. 6.17	0.11
	東部クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	150	H16.11.10	0.014
				2	150	H16.11.12	0.0033
3				150	H16.11.11	0.046	
倉敷市	水島清掃工場	全連続	バグフィルタ	1	150	H16. 7.21	0.017
				2	150	H16. 7.22	0.029
津山市	ごみ焼却場	全連続	バグフィルタ	1	55	H16.11. 9	0.059
				2	55		
玉野市	東清掃センター	全連続	バグフィルタ	1	75	H16. 9.15	0.16
				2	75	H16.11.11	1.6
備前市	クリーンセンター備前	機械化バッチ	バグフィルタ	1	17	H16.10.13	0.19
				2	17	H16.10.13	0.15
瀬戸内市	クリーンセンターかもめ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	H16. 9.10	0.096
				2	15	H16. 9.10	0.074
瀬戸町	瀬戸クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	12	H16.10.28	0.13
				2	12	H16.10.28	0.034
山陽町	桜が丘清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	H16. 6.11	0.26
				2	15	H16. 6.11	0.13
赤坂町	環境センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	6	H16.11. 4	0.2
岡山県西部環境整備施設組合	里庄清掃工場	機械化バッチ	バグフィルタ	1	50	H16.10. 8	0.41
				2	50	H16.10. 8	0.23
和気北部衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	20	H16. 4.27	1.8
				2	20		
倉敷西部清掃施設組合	清掃工場	准連続	バグフィルタ	1	60	H16. 8. 2	0.63
				2	60	H16. 8. 3	0.32
阿新広域事務組合	阿新クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	23	H16.10. 7	0.12
				2	23	H16.10. 7	0.25
建部町久米南町衛生施設組合	クリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	13	H16. 5.18	0.091
岡山県中部環境施設組合	コスモスクリーンセンター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	H16. 7. 8	0.84
				2	15	H16.10.14	0.32
岡山県井原地区清掃施設組合	井原クリーンセンター	准連続	バグフィルタ	1	45	H16. 8.26	0.2
				2	45	H16. 9.16	0.070
英北衛生施設組合	ごみ処理施設	機械化バッチ	バグフィルタ	1	7.5	H16. 7.22	0.19
				2	7.5	H16. 7.22	0.017
津山圏域東部衛生施設組合		機械化バッチ	バグフィルタ	1	12.5	H16.11. 2	0.00028
				2	12.5	H16.11. 2	0.00028
津山圏域北部衛生施設組合	清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	H16. 6. 2	0.052
津山圏域西部衛生施設組合	清掃センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	7	H16.10.19	0.0093
				2	7	H16.10.19	0.012
高梁地域事務組合	清掃センター	准連続	バグフィルタ	1	28	H16. 7. 6	0.037
				2	28	H16. 7.13	0.021
美作勝田英田町衛生施設組合	環境美化センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	20	H16.10.19	0.011
				2	20	H16.10.20	0.026
総社広域環境施設組合	吉備路クリーンセンター	全連続	バグフィルタ	1	90	H15.12.12	0.064
				2	90	H16. 8.11	0.14
まにわ中央環境施設組合	クリーンセンターまにわ	機械化バッチ	バグフィルタ	1	15	H16. 8. 4	0.0018
				2	15	H16. 8. 5	0.0082
真庭広域連合	北部環境センター	機械化バッチ	バグフィルタ	1	10	H16.10. 6	0.0095
				2	10	H16.10. 6	0.0083

備考) 対象期間は、平成15年12月1日から平成16年11月30日である。

(施設は平成14年11月30日現在の状況を記載した。)

(14) 産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類測定状況 (平成16年度)

ア ダイオキシン類測定実施状況 (施設数: 岡山市、倉敷市分を除く。)

(ア) 対象施設数

平成15年12月1日		平成15年12月2日～平成16年11月30日			平成16年12月1日	
休止中	稼働中	新規供用	計	廃止	休止中	稼働中
4	13	0	17	0	4	13

(イ) 測定実施状況 (平成15年12月1日～平成16年11月30日)

- ・測定実施 12施設
- ・測定未実施 1施設

イ ダイオキシン類排出濃度測定結果

測定施設数	ダイオキシン濃度 (ng-TEQ/m ³)		
	平均値	中央値	最小値～最大値
12	3.2	0.54	0.0066～9.5

ウ ダイオキシン類排出濃度分布

ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³)					
0.1以下	0.1超～1以下	1超～5以下	5超～10以下	10超	合計
5	2	2	3	0	12

(15) 浄化槽保守点検業の岡山県知事登録状況

(平成17年4月1日現在)

登録番号	業者名	住所	登録有効期間	営業区域に係る市町村名
1-3	妹尾産業(株)	岡山市箕島1306-26	H16. 4. 1~H19. 3.31	早島町、〈岡山市〉
2-2	牛窓環境開発(有)	瀬戸内市牛窓町牛窓2800	H16. 4. 1~H19. 3.31	瀬戸内市 (旧牛窓町)
2-3	東備環境(有)	瀬戸内市長船町福里817	H16. 4. 1~H19. 3.31	瀬戸内市 (旧邑久町、旧長船町)
2-4	(株)邑久環境整備事業所	瀬戸内市邑久町尻海2855-45	H16. 4. 1~H19. 3.31	瀬戸内市 (旧邑久町、旧牛窓町)
3-1	(株)玉野民生公社	玉野市玉原3-20-1	H16. 4. 1~H19. 3.31	玉野市
4-1	(有)日生環境	備前市日生町寒河282-22	H16. 4. 1~H19. 3.31	備前市 (旧日生町)
4-2	(有)和気環境サービス	和気郡和気町日室139	H17. 3.15~H20. 3.14	備前市 (旧吉永町)、和気町
4-6	(株)備前浄化槽管理センター	備前市香登本48-5	H16. 4. 1~H19. 3.31	備前市 (旧備前市)
4-8	昭和開発(株)	備前市大内454-1	H16. 4. 1~H19. 3.31	備前市 (旧備前市)、瀬戸内市 (旧長船町)
4-9	(株)オーデックス	大阪市淀川区宮原3-4-30	H16. 4. 1~H19. 3.31	備前市 (旧備前市)
4-10	(有)金中衛生社	備前市東片上1776-2	H16. 3.17~H19. 3.16	備前市 (旧備前市)
4-11	(有)岩元清掃舎	備前市伊部1280-3	H15. 3.27~H18. 3.26	備前市 (旧備前市)
4-13	(有)クリーンセンター瀬戸内	備前市東片上624-3	H16.11.25~H19.11.24	備前市 (旧備前市)
5-1	キョクトウ(有)	赤磐郡瀬戸町瀬戸646	H16. 4. 1~H19. 3.31	赤磐市、瀬戸町、佐伯町、〈岡山市〉
6-4	(有)シーエフ三圭	倉敷市亀山708-4	H16.11. 1~H19.10.31	船穂町
8-1	(株)クリーン・システム	倉敷市玉島783-2	H16. 6. 3~H19. 6. 2	金光町、鴨方町、寄島町、里庄町、〈倉敷市〉
9-1	(有)中央クリーン	吉備郡真備町辻田149-5	H16. 4. 1~H19. 3.31	総社市 (旧山手村、旧清音村)、真備町
9-2	(有)フレヴァン	総社市久米309-4	H16. 4. 1~H19. 3.31	総社市 (旧総社市)
10-1	(株)アクア美保	笠岡市入江382-1	H16. 4. 1~H19. 3.31	笠岡市
10-2	(株)クリーンサービス・イバラ	井原市笹賀町2-1-10	H16. 4. 1~H19. 3.31	井原市 (旧井原市、旧芳井町)、里庄町
10-3	(株)井原環境保全	井原市大江町1323-1	H16. 4. 1~H19. 3.31	井原市 (旧井原市、旧芳井町)
10-4	柏本産業(有)	小田郡矢掛町矢掛2508-1	H16. 4. 1~H19. 3.31	矢掛町
10-5	矢掛美環産業(有)	小田郡矢掛町中47-1	H16. 4. 1~H19. 3.31	矢掛町
10-6	(有)中国水道	笠岡市相生1105	H16. 4. 1~H19. 3.31	笠岡市
10-7	岡山県環境整備事業協同組合	岡山市山田291-2	H15. 2.17~H18. 2.16	津山市 (旧津山市)、笠岡市、高梁市 (旧高梁市、旧有漢町)、新見市 (旧新見市、旧大佐町、旧神郷町)、備前市 (旧備前市)、赤磐市 (旧山陽町)、真庭市 (旧北房町、旧落合町、旧湯原町、旧久世町、旧川上村)、美作市 (旧美作町)、瀬戸町、鴨方町、吉備中央町 (旧賀陽町)、〈岡山市、倉敷市〉
10-8	ライフセンター(株)	笠岡市十一番町11-13	H15. 1.17~H18. 1.16	笠岡市
11-1	縄手商事(株)	高梁市落合町阿部802-1	H16. 4. 1~H19. 3.31	高梁市 (旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町)、吉備中央町 (旧賀陽町)
12-1	(株)三美産業	高梁市川上町三沢4342-2	H16. 4. 1~H19. 3.31	総社市 (旧総社市)、井原市 (旧美星町)、高梁市 (旧川上町、旧備中町)
13-1	環境管理(有)	新見市上市1518	H16. 4. 1~H19. 3.31	新見市 (旧新見市、旧神郷町、旧哲多町、旧哲西町)
14-1	真庭環境衛生管理(株)	真庭市下河内328-1	H16. 4. 1~H19. 3.31	新見市 (旧大佐町)、真庭市 (旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧湯原町、旧久世町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村)、新庄村、鏡野町 (旧富村)、美咲町 (旧旭町)、吉備中央町 (旧加茂川町)
14-3	(有)天領	真庭市惣84-7	H17. 3.10~H20. 3. 9	真庭市 (旧久世町)
15-1	(株)大環	津山市東一宮73-1	H16. 4. 1~H19. 3.31	津山市 (旧津山市、旧加茂町、旧阿波村、旧久米町)、鏡野町 (旧鏡野町、旧奥津町、旧上斎原村)、美咲町 (旧中央町)
16-2	(有)旭川環境	御津郡建部町宮地518-1	H16. 2.16~H19. 2.15	建部町、久米南町
16-3	(有)御津衛生センター	岡山市御津宇垣1762-2	H16.11.24~H19.11.23	建部町、〈岡山市〉
17-2	(有)アイビー産業	美作市三倉田572-1	H16. 9. 5~H19. 9. 4	美作市 (旧作東町、旧英田町)、美咲町 (旧柵原町)
17-3	(有)近藤清掃	美作市林野224	H17. 4. 1~H20. 3.31	美作市 (旧大原町、旧東栗倉村、旧美作町)、西栗倉村
18-1	(有)勝央清掃	勝田郡勝央町岡24-3	H16. 4. 1~H19. 3.31	津山市 (旧勝北町)、勝央町
18-2	(有)田村商事	勝田郡奈義町豊沢554-5	H16. 4. 1~H19. 3.31	奈義町
18-3	宮元修 (作州清掃)	美作市真加部1756-3	H15. 4. 1~H18. 3.31	美作市 (旧勝田町、旧作東町)

登録事業者数 39

(16) 岡山県廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の主旨 ー廃棄物処理のための5カ年計画(平成13年度から平成17年度)ー

本計画は、第四次産業廃棄物処理計画を見直すとともに、一般廃棄物を含めた県内の廃棄物全般に係る計画とするもので、今後の循環型社会形成に向けた廃棄物・リサイクル対策に関する行政の基本的方向を定め、行政はもとより、県民、事業者、処理業者など関係者の指針とするものです。

2 計画の基本理念と基本方針 ー「廃棄物を減らします」ー

基 本 理 念	
◎循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築	
◎廃棄物の削減による環境への負荷の低減	

基 本 方 針	
1	排出者(事業者)責任の徹底・強化
2	発生(排出)抑制と再使用・再生利用の徹底
3	適正処理の推進
4	廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

3 一般廃棄物の現状 ー一般廃棄物の排出、処理状況ー

- ・平成11年度に家庭から排出されたごみは、694千トン
- ・県民1人の1日当たり排出量に直すと969グラム
- ・岡山県のリサイクル率は15.2%、最終処分率は20.6%
- ・県内で発生したごみ694千トンのうち、81.1%は焼却により減量化
- ・平成11年度で、ごみを1トン処理するのに29,800円が必要

4 一般廃棄物の処理目標 ー計画目標年次(平成17年度)を目指してー

(単位:トン/日)

年 度	平成11年度	平成17年度 予 測 値	平成17年度 処 理 目 標
項 目			
排 出 量	1,903(100.0%)	2,058(100.0%)	1,862(100.0%)
資源化・減量化量	1,514(79.6%)	1,682(81.7%)	1,579(84.8%)
資源化量	150(7.9%)	209(10.2%)	343(18.4%)
減量化量	1,364(71.7%)	1,473(71.5%)	1,236(66.4%)
最 終 処 分 量	389(20.4%)	376(18.3%)	283(15.2%)
リ サ イ ク ル 率	15.2%	17.2%	25.5%
集 団 回 収 量	161	176	176

5 一般廃棄物の目標達成のための具体的施策 ー一般廃棄物を取り巻く課題の克服に向けてー

一般廃棄物を取り巻く課題を克服し、処理目標を達成するため、4つの基本方針に基づいて、各種施策を実施します。

1 排出事業者責任の徹底・強化
◎排出者の自主的な取組の推進 ◎容器包装廃棄物の分別排出の適正化 ◎再生、処理費用に対する理解と協力

2 発生(排出)抑制と再使用・再生利用の推進
◎目標値設定による発生抑制等の推進 ◎総合的な推進体制の強化 ◎経済的手法の導入検討 ◎容器包装リサイクル法の一層の推進 ◎再使用品・再生品の利用促進 ◎事業者の取組推進 ◎グリーン購入の推進 ◎普及・啓発、環境教育の推進 ◎循環資源総合情報支援センターの整備

3 適正処理の推進
◎再生・処理システムの見直し ◎ダイオキシン類排出の削減及び暴露防止 ◎新処理技術等の導入促進 ◎埋立対象物の自区内処理 ◎産業廃棄物との併せ処理の検討 ◎不法投棄等の防止対策 ◎災害時の市町村相互応援体制の整備

4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
◎基盤的施設の整備促進 ◎リサイクル施設の整備促進 ◎エネルギーが有効利用できる施設の整備促進 ◎汚水処理施設の整備促進 ◎し尿処理施設、汚泥再生処理センターの整備促進 ◎事業形態の最適な選択 ◎循環資源処理センターの整備促進

6 産業廃棄物の現状 ー産業廃棄物の発生、処理状況ー

- ・平成12年度に県内で発生した産業廃棄物は、11,734千トン
- ・種類別にみると、汚泥（38.8%）や鋳さい（37.0%）等の発生が多く、業種別では製造業（79.2%）が全体の8割
- ・地域別にみると、倉敷地域（58.4%）が半分以上を占め、岡山地域（31.5%）とあわせて2地域で全体の9割
- ・県内で発生した産業廃棄物11,734千トンは、脱水や焼却等の中間処理によって3,889千トン（33.1%）が減量化、6,826千トン（58.2%）が資源化、1,005千トン（8.6%）が埋立によって最終処分

7 産業廃棄物の処理目標 ー計画目標年次（平成17年度）を目指してー

- ・発生量は平成9年度の発生量以下を目指し、資源化・減量化率は段階的に引き上げて92.6%に、最終処分量は平成9年度実績の約半分を目指します。

項目	年度		平成17年度 処理目標
	平成9年度	平成17年度 予 測 値	
発 生 量	11,067(100.0%)	11,899(100.0%)	11,007(100.0%)
資源化・減量化量	9,552(86.3%)	10,898(91.6%)	10,186(92.6%)
最 終 処 分 量	1,498(13.5%)	988(8.3%)	808(7.3%)
保 管 量	17(0.2%)	14(0.1%)	13(0.1%)

(単位：千トン/年)

- ・最終処分場の整備目標を平成17年度末で残存年数5年分を目指します。

項目	年度		平成17年度 目 標 値
	平成9年度	平成17年度 予 測 値	
埋 立 処 分 量	1,228	894	894
残 存 容 量	6,447	702	4,470

(単位：千m³)

8 産業廃棄物の目標達成のための具体的施策 —産業廃棄物を取り巻く課題の克服に向けて—

産業廃棄物を取り巻く課題を克服し、処理目標を達成するため、4つの基本方針に基づいて、各種施策を実施します。

<p>1 排出事業者責任の徹底・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎マニフェスト制度の周知徹底 ◎排出事業者に対する監視・指導の強化 ◎多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底 ◎環境犯罪に対する責任の追及 	<p>2 発生(排出)抑制と再利用・再生利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎エコタウン事業の推進 ◎多量排出事業者による発生抑制、減量化、資源化の推進 ◎経済的手法の導入促進 ◎農業系廃棄物の適正処理等の推進 ◎リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ※最終処分量の多い5品目の減量化、リサイクルの推進 ※リサイクル技術等の開発と情報の提供 ※産業廃棄物交換情報制度の活用と推進 ◎環境マネジメントシステムの導入促進 ◎グリーン購入の推進
<p>3 適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ダイオキシン類排出削減対策の指導強化 ◎新処理技術等の導入促進 ◎適正処理に係る講習会・研修会等の開催 ◎県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応 ◎情報管理システムの整備促進 ◎不法投棄等の防止対策 ◎不法投棄等への対応 ◎産業廃棄物に関する情報の公開 ◎PCB廃棄物に関する適正処理の推進 ◎産業廃棄物処理と環境との調和を図る条例等の検討 ◎災害時における適正処理の確保 	<p>4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎産業廃棄物処理施設の安定的確保 ◎公共関与によるモデル的処理施設整備の促進 <ul style="list-style-type: none"> ※最終処分場の整備 ※中間処理施設の整備 ※複合的、総合的処理施設の整備 ◎処理施設の建設促進策 ◎融資制度等の充実及び活用の推進

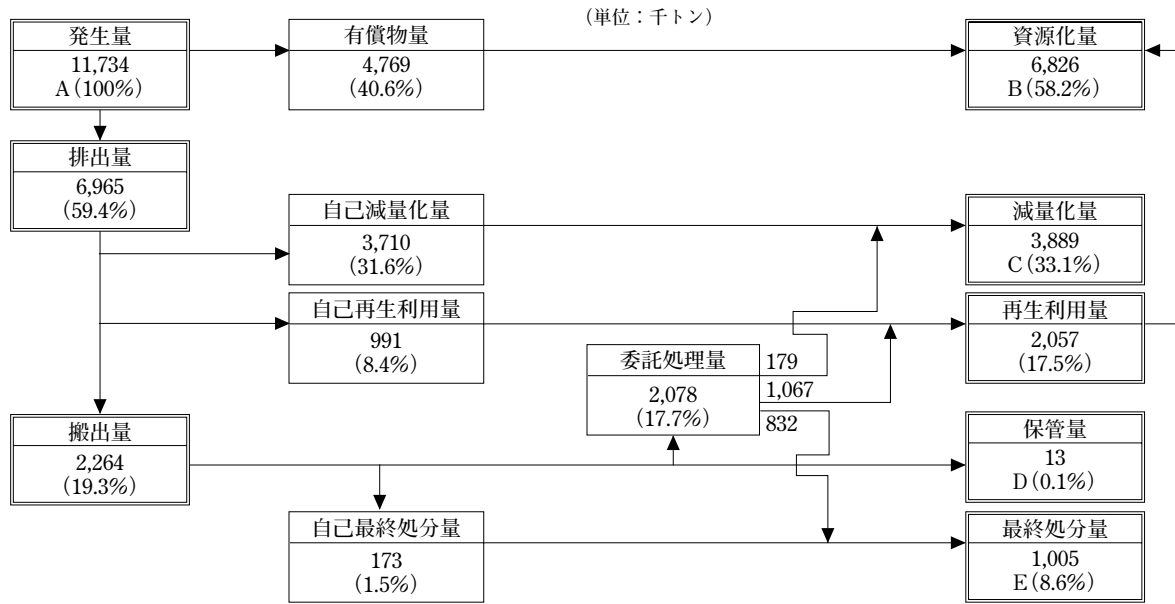
9 処理計画推進のための方策 —みんなで取り組むパートナーシップ—

本計画を円滑に推進するためには、排出者責任の原則を堅持しつつも、県民、事業者、処理業者など各主体の協力と連携が不可欠です。

各種施策の進捗状況、目標値の達成状況等を適宜把握することによって、適切な進行管理に努めます。

(17) 産業廃棄物の実態 (平成12年度実績)

(ア) 産業廃棄物の処理状況



() 内の数値は、発生量に対する割合。四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。
 $A = B + C + D + E$

(イ) 業種別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

(千 t / 年)

区 分	全業種	鉱 業	建設業	製造業	電気・水道業	運輸業	卸・小売業	サービス業	その他の業種
発 生 量	11,734	187	1,046	9,292	1,169	5	17	16	0
資 源 化 量	6,826	16	619	5,977	198	3	8	5	0
有 償 物 量	4,769	9	3	4,625	130	1	0	0	0
再 生 利 用 量	2,057	7	616	1,352	68	2	8	5	0
減 量 化 量	3,889	99	64	2,822	892	0	4	7	0
最 終 処 分 量	1,005	72	355	490	80	1	4	5	0
保 管 量	13	0	8	3	0	0	1	0	0

注) 「その他の業種」は、林業、漁業、金融・保険業、不動産業、公務の合計値

(ウ) 種類別の発生量に対する資源化量、減量化量、最終処分量

(千 t / 年)

区 分	全種類	燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	織 維	動植物性残さ	グ ム	金 属	ガラスくず及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ば い ん	その他産業廃棄物
発 生 量	11,734	26	4,550	119	67	40	111	18	83	4	87	3	362	121	4,346	914	878	5
資 源 化 量	6,826	4	594	54	23	12	37	12	30	1	47	0	347	75	4,191	595	803	0
有 償 物 量	4,769	2	265	33	5	6	17	2	19	0	33	0	286	50	4,014	8	28	0
再 生 利 用 量	2,057	2	329	22	17	7	20	9	12	1	14	0	61	25	178	587	775	0
減 量 化 量	3,889	0	3,649	66	43	28	35	7	46	1	38	0	0	0	1	3	1	4
最 終 処 分 量	1,005	55	305	0	0	0	38	1	5	1	1	2	13	46	153	311	74	1
保 管 量	13	0	2	1	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1	5	5	0	0

注) 例えば、廃酸、廃アルカリ、廃油等に最終処分量が表示されているが、実際には、焼却等により燃え殻となったものが最終処分されている。しかし、この表における資源化量、最終処分量はこのような中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮していない。

7 自然環境関係

(1) 自然環境保全審議会開催状況 (平成16年度)

開催年月日	区分	審議事項等
平成16年8月9日	自然保護部会	・公園事業の変更(1件)
	鳥獣部会	・鳥獣保護区の指定の変更等について(1件) ・鳥獣保護区特別保護地区の指定について(2件)
	温泉部会	・温泉の掘削許可(1件) ・温泉の動力装置許可(1件)
平成17年2月21日	自然保護部会	・県立自然公園の公園事業の変更について(1件)
	温泉部会	・温泉の掘削許可(3件) ・温泉の動力装置許可(3件)
	全体会議	・県立自然公園の区域及び公園計画の変更(1件)

(2) 県自然環境保全地域等の指定

(H17. 10. 31現在)

区分 年度	県自然環境 保全地域		環境緑地保護地域		郷土自然保護地域		郷 土 記 念 物 件 数	計	
	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)	地域数	面積(ha)		地 域 ・ 件 数	面積(ha)
48	2	66.04	1	6.91	4	142.22	3	10	215.17
49					5	70.75	2	7	70.75
50					5	40.36	2	7	40.36
51					3	19.39	2	5	19.39
52					3	89.00	2	5	89.00
53					1	163.50	2	3	163.50
54					2	30.30	2	4	30.30
55					2	143.18	4	6	143.18
56					3	89.28	2	5	89.28
57			1	19.83	2	19.71	1	4	39.54
58							3	3	
59					3	11.00		3	11.00
60					1	2.00	1	2	2.00
61							1	1	
62							2	2	
63							1	1	
元					1	6.54		1	6.54
2							1	1	
3					1	6.78		1	6.78
4							1	1	
5									
6							1	1	
7~10									
11							1	1	
12					1	10.26	3	4	10.26
13							1	1	
14	1	35.29					1	2	35.29
15							1		
16									
計	3	101.33	2	26.74	37	844.27	40	82	972.34

(3) 保護対策対象樹木一覧表

市町村	樹木名	備考
岡山市	曹源寺参道の松	郷土記念物
〃	吉備津神社参道の松	郷土記念物
〃	吉備津彦神社の松	県立自然公園
瀬戸内市 (旧長船町)	天王社刀剣の森日向松	郷土記念物
総社市 (旧山手村)	角力取山の松	県立自然公園
倉敷市 (旧真備町)	吉備寺・八田神社の赤松	郷土自然保護地域
吉備中央町 (旧賀陽町)	大村寺のクロマツ	郷土記念物
新見市 (旧神郷町)	野原の松並木	郷土記念物

(4) 公有化の状況

場 所	年 度	面 積(m ²)	施 設
高清水高原(上斎原村)	昭和 48	266,800	氷ノ山後山那岐山国定公園
両山寺(中央町)	〃 49	9,216	両山寺郷土自然保護地域
鬼ノ城(総社市)	〃 50	216,628	吉備史跡県立自然公園
安仁神社(岡山市西大寺一宮)	〃 51	40,717	安仁神社郷土自然保護地域
矢喰の岩前(岡山市高塚)	〃 55	3,759	(内153.19m ² を平成5年度に譲渡) 郷土記念物矢喰の岩
備中国分寺前(山手村)	〃	1,377	吉備路風土記の丘県立自然公園
矢喰の岩前(岡山市高塚)	〃 57	1,079.79	郷土記念物矢喰の岩
〃	〃 59	3,278	〃
吉備路北駐車場(総社市)	〃 62	2,209	吉備路風土記の丘県立自然公園
吉備路南駐車場(山手村)	〃	3,050	〃
備中国分寺前(山手村)	〃 63	781	〃
〃	平成 4	1,177	〃
〃	〃	748.91	〃
〃	〃 5	676	〃
矢喰の岩前(岡山市高塚)	〃	178.44	郷土記念物矢喰の岩
毛無山(新庄村)	〃	1,910,534	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(山手村)	〃 6	2,184.86	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃	1,175.17	〃
毛無山(新庄村)	〃 7	32,794	ブナ林等天然林の保護
備中国分寺前(山手村)	〃 10	695	吉備路風土記の丘県立自然公園
〃	〃 10	902	〃
毛無山(新庄村)	〃 14	701,123	ブナ林等天然林の保護
吉備路北駐車場(総社市)	〃 16	791	吉備路風土記の丘北駐車場用地

(5) 自然保護基礎調査の実績

調査事項名	年度	備考
植 生 調 査	47～49	
郷土自然環境調査	48～49	
自然環境保全基礎調査(第1回)	48	環境庁委託調査
鳥類分布調査	48	
獣類分布調査	49	
基礎調査(昆虫生息)	50～51	
〃(両生・は虫類)	52～54	
〃(自然保護地域候補地)	53～55	
自然環境保全基礎調査(第2回)	53～54	環境庁委託調査(特定植物群落, 動物分布, 海岸, 海域, 植生, 河川, 植生図)
基礎調査(湖沼湿地地域生物学術調査)	56～58	
〃 高梁川上流県立自然公園 羅生門特別地域自然環境調査	60～62 59	
自然環境保全基礎調査(第3回)	58～62	環境庁委託調査(植生, 特定植物群落, 海域生物環境, 河川, 自然景観資源)
〃(第4回)	63～平成4	環境庁委託調査(植生, 巨樹・巨木, 河川, 藻場・干潟)
基礎調査 瀬戸内海島しょ部 生物学術調査	63～平成2	63. 鹿久居島, 元. 北木島, 2. 六口島
〃(原生林生物学術調査)	平成3～4	3. 若杉原生林, 4. 毛無山
自然環境保全基礎調査(第5回)	5～10	環境庁委託調査(湿地, 動植物分布, 海辺, 植生, 特定植物群落調査, 河川調査)
生物多様性調査(第1回)	6～11	環境庁委託調査(種の多様性調査)
生物多様性調査(第2回)	12～14	〃 〃
基礎調査(河川源流地域特別調査)	6	新庄川・土用川
〃(郷土自然保護地域特別調査)	7	安仁神社郷土自然保護地域
海域自然環境保全基礎調査	11	環境庁委託調査(海棲動物調査)

(6) 「岡山県版レッドデータブック」選定種のカテゴリー別集計表

カテゴリー 分類群	絶滅種	野生絶滅種	絶滅危惧種	危急種	準危急種	情報不足	希少種	留意種	計
哺乳類	2		3	1		1		4	11
鳥類			34	9	10	7	31	2	93
爬虫類				1		2	2		5
両生類			2	3	3		4	1	13
汽水・淡水魚類			2	13	5		3	1	24
昆虫類	6		14	17	35	13	51	71	207
昆虫類以外の 無脊椎動物			10	4	10	2	12	29	67
維管束植物	19	5	98	144	167	28	75	29	565
コケ植物	3		28	11	1				43
計	30	5	191	203	231	53	178	137	1,028

絶滅種：すでに絶滅したと考えられる種。

野生絶滅種：飼育・栽培下でのみ存続している種。

絶滅危惧種：絶滅の危機に瀕している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、その存続が困難になるもの。

危急種：絶滅の危険が増大している種。もしも、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用するならば、近い将来「絶滅危惧種」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準危急種：存続基盤が脆弱な種。現在のところ、「絶滅危惧種」にも「危急種」にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易に上位ランクに移行するような要素(脆弱性)を有するもの。

情報不足：評価するだけの情報が不足している種。

希少種：種として元々の個体数を考慮する種。

留意種：絶滅のおそれはないが、岡山県として記録しておく必要があると考えられる種。

注) 種：動物では、種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

(7) 自然公園の許可申請、届出件数一覧表

自然公園の種類		保護計画及び事務権限		年 度				
				12	13	14	15	16
国立公園	瀬戸内海	特別地域	環境大臣 知事	8 35	5 26	5 29	1 35	5 34
		普通地域	環境大臣 知事	1 3	2 5	1 2	— 1	— 2
	大山隠岐	特別地域	環境大臣 知事	1 0	1 1	1 2	2 4	1 13
		普通地域	環境大臣 知事	0 0	1 0	0 0	— 0	— —
		小計		48	40	40	43	55
	国定公園	氷ノ山後山那岐山	特別地域	知事	25	15	11	28
普通地域			〃	0	0	0	0	0
		小計		25	15	11	28	21
県立自然公園	高梁川上流	特別地域	知事	11	11	8	5	11
		普通地域	〃	4	5	9	6	3
	吉備史跡	特別地域	〃	0	0	0	0	0
		普通地域	〃	12	7	8	10	2
	湯原奥津	特別地域	〃	28	11	6	13	36
		普通地域	〃	8	2	2	0	5
	吉備路風土記の丘	特別地域	〃	0	0	2	8	9
		普通地域	〃	6	5	10	2	9
	備作山地	特別地域	〃	1	3	0	0	0
		普通地域	〃	2	2	0	0	0
	吉備清流	特別地域	〃	0	1	0	1	0
		普通地域	〃	2	0	1	0	1
	吉井川中流	特別地域	〃	1	1	3	2	2
		普通地域	〃	1	4	1	0	1
		小計		76	52	50	47	79
合計			149	107	101	118	155	

(8) 中国自然歩道岡山県ルートに興味地点

市町村名	延長 (km)	通過興味地点	近傍興味地点
井原市 (旧芳井町)	13	上嶋地区(石灰岩台地の特徴)、高原荘(農村型リゾート)	天神峡
高梁市 (旧川上町)	14	高山市、磐窟洞(石灰岩景観)、弥高山(キャンプ場、360°の展望)	穴門山神社(社叢) 大賀押被、吉備川上ふれあい 漫画美術館
高梁市 (旧備中町)	15	銅搬出路、新成羽川ダム、天神山(標高777mからの360°の展望)	笠神文学岩展望公園
高梁市 (旧成羽町)	22	吹屋ふるさと村、吹屋銅山跡、ベンガラ館、広兼邸、羽山溪(石灰岩溪流)	成羽町美術館、夫婦岩
高梁市	57	新城池保全林、愛宕山、臥牛山(天然林、自然研究路、展望)、備中松山城、石火矢町ふるさと村(武家屋敷館)、木野山(木野山神社)、祇園山(祇園寺)	
高梁市 (旧有漢町)	13	大平山(大平山権現山県自然環境保全地域、標高697mからの展望)	権現山(599m)、長代池、備 中鐘乳穴
吉備中央町 (旧賀陽町)	3	大平山(天福寺郷土自然保護地域)	
吉備中央町 (旧加茂川町)	20	総社宮(郷土記念物、加茂大祭)、円城ふるさと村(円城寺、道の駅)、吉備 高原の風景	岩倉公園、小森温泉、化気神 社、本宮山
建部町	18	志呂神社、三樹山(郷土自然保護地域)、竹内流古武道発祥の地、旭川湖	八幡温泉郷、旭川第一ダム
美咲町 (旧中央町)	12	両山寺(郷土自然保護地域)、二上山(あまのじゃくの重岩)、棚田風景	滝谷池と滝谷の滝
久米南町	14	誕生寺(法然上人誕生地、イチョウ、本堂)、誕生寺池(江戸時代築造)	仏教寺、清水寺
美咲町 (旧柵原町)	12	本山寺(本堂、三重塔)、本山寺国有林(学術参考保護林)、本経寺、月の輪 古墳	月の輪郷土館、柵原鉦山跡、 飯岡の断層
赤磐市 (旧吉井町)	8	血洗の滝、宗形神社、是里ぶどう生産地、ワイン記念館	諏訪神社、城山公園
佐伯町	4	田園風景(棚田)	
美作市 (旧英田町)	17	大芦高原、長福寺(三重塔)、真木山(郷土自然保護地域)	天石門別神社(溪流)
備前市 (旧吉永町)	12	八塔寺ふるさと村、滝谷神社(社叢)、兵庫県「山陽自然歩道」との接続地点	八塔寺山(行者山)
美作市 (旧作東町)	26	白水の滝(男滝、女滝)、蓮花寺(庭園)、杉坂峠(史跡)、長城寺、大聖寺	
美作市 (旧大原町)	12	宮本武蔵生誕地、武蔵資料館、因幡街道(本陣、脇本陣)	竹山城跡
美作市 (旧東栗倉村)	16	道仙寺、行者山護摩堂、後山キャンプ場、駒の尾山	後山(行者山) 日名倉山(遊歩道)
西栗倉村	12	ダルガ峰、大茅キャンプ場、若杉溪谷、若杉原生林(自然研究路)、後山若 杉登山歩道	ストーンサークル あわくら温泉
11市町村	320		

(9) 中国自然歩道の整備概要

整備施設	整備内容	整備量
歩道改良	幅員1.5m、一部敷砂利、階段、標識一式	延長 27.4km
標識工(既設道区間)	指導標、案内板、解説板、注意標識	延長 292.6km
路傍休憩地	休憩舎、便所等 (1日行程(15km~20km)に1か所)	25か所

(10) 狩猟免許者の推移

(単位：件)

区分 年度	試 験 (初心者)				更 新 (経験者)				合 計			
	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
14	294	60	5	359	211	267	28	506	505	327	33	865
15	144	61	5	210	980	3,138	43	4,161	1,124	3,199	48	4,371
16	172	69	10	251	239	232	21	492	411	301	31	743

(11) 狩猟者登録数の推移

(単位：件)

区分 年度	県 内 者				県 外 者				合 計			
	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	計
14	1,388	3,434	299	5,121	9	103	7	119	1,397	3,537	306	5,240
15	1,429	3,325	320	5,074	10	116	7	133	1,439	3,441	327	5,207
16	1,483	3,153	99	4,735	10	107	1	118	1,493	3,260	100	4,853

(12) 鳥獣捕獲数 (狩猟及び有害鳥獣捕獲)

(単位：羽、頭)

年 度	鳥 類					獣 類					合 計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サ ル	シ カ	その他	計	
平元	10,187	127,318	—	64,055	201,560	1,330	71	134	12,551	14,086	215,646
5	7,339	27,205	90	38,233	72,867	2,584	84	222	10,100	12,990	85,857
14	5,964	28,831	442	25,299	60,536	12,625	116	1,006	6,259	20,006	80,542
15	4,854	18,266	406	19,354	42,880	12,769	93	1,414	5,615	19,891	62,771
16	4,185	14,395	553	22,562	41,695	15,707	129	1,455	6,191	23,482	65,177

(13) 鳥獣による農林水産業被害状況

〔全県の被害額〕

(単位：千円)

年 度	鳥 類					獣 類					合 計
	カラス類	スズメ類	カワウ	その他	計	イノシシ	サ ル	シ カ	その他	計	
平 元	99,459	58,308	—	117,004	274,771	69,118	18,092	—	117,110	204,320	479,091
5	75,386	47,655	—	56,685	179,726	170,250	15,575	35,477	82,850	304,152	483,878
14	46,359	17,283	30,116	32,918	126,676	227,280	24,491	52,469	36,485	340,725	467,401
15	41,475	18,899	28,712	29,560	118,646	240,471	25,233	51,557	44,234	361,495	480,141
16	32,300	13,514	24,196	52,918	122,928	198,649	32,210	38,406	37,322	306,587	429,515
〃	(8%)	(3%)	(6%)	(12%)	(29%)	(46%)	(7%)	(9%)	(9%)	(71%)	(100%)

(14) みどりの少年隊結成状況

結成年度	結成隊数	(解 散)	累 計	備 考
47～50	7		7	緑丘小学校緑化少年団ほか
51～57	17		24	若杉少年山岳パトロール隊ほか
58	7		31	芥子山小学校みどりの少年隊ほか
59	11		42	大多府みどりの少年隊ほか
60	8		50	東曾根若葉緑の少年隊ほか
61	6		56	川関みどりの少年隊ほか
62	3		59	法曾緑の少年隊ほか
63	2	1	60	総社中央小学校みどりの少年隊ほか
元	3		63	竹部みどりの少年隊ほか
2	4	3	64	建部みどりの少年隊ほか
3	1	4	61	佐伯みどりの少年隊
4	2		63	邑久みどりの少年隊ほか
5	2	4	61	誕生寺みどりの少年団ほか
6	3		64	上南みどりの少年隊ほか
7	2		66	奈義みどりの少年隊ほか
8	6		72	里庄東小学校みどりの少年隊ほか
9	4	1	75	長船町行幸みどりの少年隊ほか
10	2		77	こせみどりの少年隊, 川上みどりの少年隊
11	2		79	月田みどりの少年隊, 富原みどりの少年隊
12	5		84	高瀬小学校みどりの少年隊ほか
13	1		85	柵原西緑の少年隊
14	1		86	本郷小学校みどりの少年隊
15	1		87	いんべみどりの少年隊
16	1	1	87	哲西っ子みどりの少年隊

8 地球環境関係

酸性雨調査結果

調査期間	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
備前県民局	4.8	4.6	4.6	4.7	4.6	4.6	4.5	4.8	4.8	—	—	4.8	—	—	—
東備支局	5.0	4.9	5.2	4.8	4.7	4.6	4.5	4.7	—	5.0	—	—	4.9	5.1	5.3
備中県民局	4.7	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	—	—	4.6	—	—	—	—
井笠支局	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1	4.6	4.8	4.7	—	—	5.0	—	5.0	5.3
高梁支局	5.4	5.0	4.9	5.1	4.9	5.2	4.9	4.9	—	5.0	—	—	5.1	—	—
新見支局	5.6	5.3	5.1	5.3	5.4	5.1	5.1	5.4	—	—	4.7	—	—	5.2	5.1
美作県民局	4.8	4.7	4.8	4.9	4.6	4.8	4.6	4.7	4.7	—	—	4.7	—	—	—
真庭支局	4.8	4.8	4.8	4.8	5.0	5.0	4.7	5.0	—	4.9	—	—	4.6	4.7	5.0
勝英支局	4.8	4.7	4.7	5.0	4.7	4.8	4.6	4.6	—	—	4.6	—	—	—	—
吉備高原都市	4.7	4.6	4.6	4.8	4.7	4.7	4.6	4.8	4.8	4.7	4.5	4.7	4.6	4.7	5.0
全地点年平均値	4.9	4.8	4.8	4.9	4.8	4.9	4.7	4.9	4.8	4.9	4.6	4.8	4.8	4.9	5.1

注) 数値は、年平均値

9 その他環境関係

(1) 核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センター周辺に係る監視測定結果

1 連続測定結果

表-1 空間ガンマ線線量率

測定局	年月	平成16年										平成17年			年間値	過去の測定結果					管理目標値	法令値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H15		H14	H13	H12	H11			
人形峠 μGy/h	平均値	0.062	0.063	0.063	0.063	0.064	0.064	0.065	0.063	0.063	0.034	0.031	0.037	0.056	0.054	0.053	0.057	0.059	0.062	0.087 μGy/h	1mSV/年 ≒0.143 μGy/h	
	最大値	0.082	0.085	0.077	0.080	0.090	0.084	0.083	0.078	0.174	0.137	0.056	0.061	0.174	0.108	0.121	0.101	0.093	0.106			
赤和瀬 μGy/h	平均値	0.050	0.051	0.051	0.049	0.049	0.049	0.050	0.049	0.049	0.027	0.023	0.025	0.044	0.040	0.041	0.044	0.045	0.044			
	最大値	0.071	0.072	0.061	0.062	0.071	0.067	0.072	0.063	0.150	0.098	0.052	0.048	0.150	0.088	0.119	0.080	0.078	0.086			
天王 μGy/h	平均値	0.057	0.057	0.057	0.058	0.057	0.057	0.056	0.058	0.058	0.029	0.023	0.028	0.050	0.051	0.050	0.056	0.058	0.054			
	最大値	0.079	0.080	0.071	0.072	0.088	0.074	0.077	0.078	0.154	0.121	0.053	0.054	0.154	0.118	0.126	0.102	0.088	0.095			

注) バックグラウンド値 人形峠局：最大0.129 最小0.020, 赤和瀬局：最大0.099 最小0.013 μGy/h
天王は、H4から測定開始、バックグラウンド値は設定されていない。

表-2 大気中ふっ素

測定局	年月	平成16年										平成17年			年間値	過去の測定結果					管理目標値	法令値
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H15		H14	H13	H12	H11			
人形峠 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.45	0.48	3.3× 10 ⁻³ mg/m ³	
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.56	0.68		
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	12		
赤和瀬 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.47	-		
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.51	ND		
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0		
天王 10 ⁻⁴ mg/m ³	平均値	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.46	0.47		
	最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.46	0.53		
	出現回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5		

注1 ND：検出下限値未満

注2 出現回数：検出下限値以上の出現回数

2 サンプルング測定結果

表-3 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理目標値	法令値		
			平均値	最大値	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度			平成11年度	
空間ガンマ線 μGy/h	6	24 24	0.083	0.109	0.084	0.089	0.090	0.079	0.085	0.106	0.108	0.087	0.143

注) バックグラウンド値は測定地点により異なるが、最大0.071~0.134 μGy/hである。

表-4 ウラン (U-238)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度			
河川水 10 ⁻³ Bq/cm ³	13	46 46	平均値	ND	<0.03	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20
			最大値	ND	0.04	ND	ND	ND	ND			
大気浮遊じん 10 ⁻⁹ Bq/cm ³	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<0.004	1.4	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	0.001			
河底土 Bq/g (乾)	5	10 10	平均値	0.017	0.020	0.020	0.021	0.019	0.019	1.8	-	
			最大値	0.024	0.045	0.043	0.038	0.030	0.040			
土壌 畑土 Bq/g (乾)	2	4 4	平均値	0.034	0.033	0.032	0.031	0.033	0.034	1.8	-	
			最大値	0.041	0.036	0.040	0.034	0.037	0.044			
水田土 Bq/g (乾)	2	4 4	平均値	0.041	0.044	0.042	0.041	0.035	0.041	1.8	-	
			最大値	0.061	0.058	0.068	0.055	0.047	0.053			
計	27	74/74										

注) 測定結果が計数誤差の3倍未満の場合はND (不検出) と表示する。(以下取扱いと同じ)

表-5 ラジウム (Ra-226)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度			
河川水 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	13	46 46	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
大気浮遊じん 10 ⁻¹⁰ Bq/cm ³	5	10 10	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
河底土 Bq/g (乾)	5	10 10	平均値	0.048	0.057	0.050	0.053	0.053	0.041	1.8	-	
			最大値	0.086	0.122	0.097	0.079	0.086	0.059			
土壌 畑土 Bq/g (乾)	2	4 4	平均値	0.057	0.054	0.057	0.046	0.054	0.037	0.74	-	
			最大値	0.062	0.060	0.063	0.049	0.060	0.058			
水田土 Bq/g (乾)	2	4 4	平均値	0.064	0.068	0.070	0.063	0.054	0.053	0.74	-	
			最大値	0.081	0.090	0.099	0.072	0.061	0.063			
計	27	74/74										

表-6 ふっ素

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果						管理 目標値
				平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度		
河川水 mg/l	4	4 4	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5
最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
計	4	4/4									

表-7 放流水

測定項目	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果						管理 目標値	法令値
				平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度			
ウラン 10 ⁻³ Bq/cm ³	1	4 4	平均値	<0.04	<0.05	ND	ND	ND	ND	ND	-	20
最大値	0.05	0.09	ND	ND	ND	ND						
ラジウム 10 ⁻⁵ Bq/cm ³	1	4 4	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	200
最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND						
ふっ素 mg/l	1	1 1	測定値	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06	-	8	

(2) 中津河捨石堆積場に係る環境放射線等監視測定結果

表-8 空間ガンマ線線量率

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
				平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度		
空間ガンマ線 $\mu\text{Gy/h}$	2	$\frac{8}{8}$	平均値	0.072	0.072	0.077	0.080	0.070	0.076	0.087	0.143
			最大値	0.096	0.101	0.106	0.117	0.097	0.107		

注) バックグラウンド値: 0.096 $\mu\text{Gy/h}$

表-9 ウラン (U-238)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
				平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度		
河川水 10^{-3}Bq/cm^3	3	$\frac{12}{12}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.1	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
大気浮遊じん 10^{-9}Bq/cm^3	1	$\frac{2}{2}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.4	20
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g (乾)	2	$\frac{2}{2}$	平均値	0.012	0.015	0.019	0.015	0.017	0.017	1.8	-
			最大値	0.012	0.015	0.023	0.016	0.022	0.022		
計	6	16/16									

表-10 ラジウム (Ra-226)

測定対象	測定地点数	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					管理 目標値	法令値
				平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	平成11年度		
河川水 10^{-5}Bq/cm^3	3	$\frac{12}{12}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	3.7	200
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
大気浮遊じん 10^{-10}Bq/cm^3	1	$\frac{2}{2}$	平均値	ND	ND	ND	ND	ND	ND	7.4	400
			最大値	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
河底土 Bq/g (乾)	2	$\frac{2}{2}$	平均値	0.040	0.033	0.044	0.048	0.038	0.027	1.8	-
			最大値	0.048	0.036	0.045	0.057	0.039	0.030		
計	6	16/16									

表-11 大気中ラドン (Rn-222)

測定対象	測定地点	実施数 計画数	測定結果		過去の測定結果					国内における濃度レベル	
				平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度	屋内*1	屋外*2	
大気中 ラドン Bq/m^3	堆積場口	$\frac{4}{4}$	平均値	23.6	22.6	14.9	22.4	27.1	平均 15.5 最大 208	平均 6.3 最大 18.4	
		$\frac{4}{4}$	最大値	34.3	25.9	22.1	33.4	43.8			
	民家	$\frac{4}{4}$	平均値	12.0	11.2	6.3	42.4	10.9			
		$\frac{4}{4}$	最大値	14.1	13.4	9.1	60.1	13.1			
岡山市 (対照地点)	$\frac{4}{4}$	平均値	7.1	6.4	5.1	5.3	6.1				
	$\frac{4}{4}$	最大値	8.2	9.1	7.4	6.5	8.5				

注) 検出素子はCR-39

*1 H4~H8 科学技術庁による全国899家屋を対象とした調査結果。

*2 H9 日本分析センターによる全国235地点の調査結果。中国地方は高い傾向にある。

ラドン濃度に関する基準値は定められていないが、国際放射線防護委員会 (ICRP) は屋内ラドン濃度の対策レベルを200~600 Bq/m^3 としている。

(3) 回収ウラン転換実用化試験に係る環境放射線等監視測定結果

表-12 プルトニウム (239+240) 測定結果

測定対象	測定地点名	監視測定結果 平成16年度		過去の測定結果							
		下期	上期	監視測定				事前調査			
				平成15年度 下期	平成15年度 上期	平成14年度 下期	平成14年度 上期	平成13年度 下期	平成6年度 上期	平成5年度 下期	
人形峠事業所周辺	大気浮遊じん mBq/m ³	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	0.000063	ND	ND	ND	ND
	河川水 mBq/ℓ	池河川上流	0.0060	0.0086	0.0052	0.0075	ND	0.0069	ND	ND	ND
		池河川中流	ND	0.0085	ND	0.0086	ND	0.0078	0.0066	ND	ND
	畑土 Bq/kg(乾)	天王	0.57(0.023)	0.63(0.018)	0.54	0.59	0.51	0.53	0.36(0.013)	0.89	0.082
		赤和瀬	0.51	0.60	0.38	0.45	0.47	0.31	0.39(0.019)	0.32	0.052
	水田土 Bq/kg(乾)	天王	0.37	—	0.44	—	0.22	—	0.30(0.014)	0.26	—
		赤和瀬	0.31	—	0.32	—	0.33	—	0.36	0.51	—
	野菜 Bq/kg(生)	天王	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		赤和瀬	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	精米 Bq/kg(生)	天王	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
		赤和瀬	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND
淡水魚 Bq/kg(生)	奥津以北	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—	ND	

注) () 内は検出されたプルトニウム238の値

(4) 管理目標値

項目	管理目標値	備考
排水	管理区域における数値 (3.7)	→排出時の測定毎の濃度 →3月間についての平均濃度
	全 α 線又は全 β 線 ウラン 22×10^{-3} Bq/cm ³	
	ラジウム 2.2×10^{-3} Bq/cm ³	
	ふっ素 1.8×10^{-3} Bq/cm ³ 8~10 mg/l	
排気	管理区域における数値 (3.7)	→1月間についての平均濃度 →3月間についての平均濃度
	全 α 線 7.4×10^{-9} Bq/cm ³	
	ウラン 1.8×10^{-9} Bq/cm ³	
	ラジウム 3.7×10^{-9} Bq/cm ³ ふっ素 3.3×10^{-4} mg/m ³	
河川水	敷地境界における数値	→測定毎の濃度
	ウラン 1.1×10^{-3} Bq/cm ³	
	ラジウム 3.7×10^{-5} Bq/cm ³ ふっ素 0.5 mg/l	
大気ダスト	敷地境界における数値	→測定毎の濃度
	ウラン 1.4×10^{-9} Bq/cm ³	
	ラジウム 7.4×10^{-10} Bq/cm ³ ふっ素 3.3×10^{-4} mg/m ³	
土壌	河底土	→測定毎の濃度
	ウラン 1.8 Bq/g ラジウム 1.8 Bq/g	
	畑土、水田土	→測定毎の濃度
	ウラン 1.8 Bq/g ラジウム 0.74 Bq/g	
空間線量率	敷地空間における空間線量率 γ 線 0.087 μ Gy/時	→3月間毎の線量率

注) () 内は、ウラン濃縮工場に係る数値

管理目標値は、県、鏡野町、核燃料サイクル開発機構の3者で締結している「環境保全協定」の中で定めており、原子炉等規制法、鉱山保安法、水質汚濁防止法による規制値より厳しい値としている。

また、管理目標値には、自然の放射線（バックグラウンド）は含まれず、事業活動に起因する放射線を対象としている。

(5) 岡山県景観条例に基づく届出等件数

1 大規模行為届出件数

行為名	63年度～6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
建築物	2,933	358	354	307	256	221	241	185	237	215	187	5,494
工作物	2,038	273	363	307	425	292	333	293	237	273	306	5,140
物品	10	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	15
土石	56	9	9	5	4	5	6	1	4	2	3	104
計	5,037	642	726	619	685	518	580	479	480	490	497	10,753

2 景観モデル地区届出件数

表-1 高梁景観モデル地区届出件数

行為名	元年度～6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
建築物	92	12	10	12	19	10	13	14	13	7	4	206
工作物	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	4
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	93	12	10	12	19	10	14	15	15	7	6	213

表-2 吉備高原都市景観モデル地区届出件数

行為名	5年度～6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
建築物	75	58	46	34	23	8	13	4	13	12	1	287
工作物	22	2	1	1	1	0	0	1	1	0	0	29
木竹伐採	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8
計	101	70	51	35	24	8	13	5	14	12	1	334

表-3 渋川・王子が岳景観モデル地区届出件数

行為名	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
建築物	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
工作物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木竹伐採	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告表示	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2

3 背景保全地区事前指導申出件数

表-1 背景保全地区事前指導申出件数

地区名	4年度～6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
後楽園	46	28	19	28	7	15	19	25	15	20	18	240
吹屋	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
閑谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	46	28	19	28	7	16	19	25	15	20	18	241

表-2 後楽園背景保全地区事前指導申出件数

行為名	4年度～6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
建築物	34	16	14	19	5	8	13	14	11	10	13	157
工作物	12	12	5	9	2	7	6	11	4	10	5	83
土石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	46	28	19	28	7	15	19	25	15	20	18	240

10 環境用語の解説

あ～	アースデイ	アースデイは、1970年4月22日、米国のデニス・ヘイズ氏（後の上院議員）の宣言により誕生したもので、これを契機に環境問題へのアクションが全米に広がり、環境保護庁設置や環境法整備へと発展した。その後アースデイは世界中へ広がり、1990年には延べ141ヶ国、2億人が参加する一大イベントとなった。2000年のアースデイには、163ヶ国、3000地域で5億人が参加したとされる。
	I S O14001	国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステム(→)の国際規格。P D C A（Plan、Do、Check、Act）サイクルにより各企業等が与える環境への影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境パフォーマンスの向上を図ることをねらいとしている。近年、環境への取組が企業の社会的評価につながることで、省資源・省エネ、リサイクル等が中長期的にはコストダウンにつながるなどから、認証取得を行う企業が増加している。また、自治体の認証取得も増加している。なお、I S O14000シリーズは、「環境マネジメントシステム」(14001、14004)、「品質・環境監査」(19011)等で構成されている。
	愛鳥週間	5月10日から16日の1週間。この時期がちょうど野鳥の繁殖期に当たるため、この週間行事を通じて愛鳥の精神を普及しようとするもの。
	アイドリング・ストップ	自動車は停止しているときでも排出ガスが出るため、駐停車中はエンジンをできるだけ止めること。大気汚染(→)、騒音(→)及び地球温暖化(→)を防止する観点から、岡山県環境への負荷の低減に関する条例で規制する等対策を推進している。
	アオコ	湖沼の表層でプランクトンが大増殖し水面が着色する現象を水の華と呼ぶが、中でも藍藻類によって青い粉をふいたように見えるものがアオコ（青粉）である。また、渦鞭毛藻や黄緑藻によって水面が赤褐色ないし黄褐色になるものを淡水赤潮と呼び、海の赤潮(→)と基本的に同じ現象である。アオコは通常春から秋にかけて見られ、アオコを形成する藍藻類の中には毒素を作るものも確認されている。
	青潮	りん、窒素などを含む栄養塩類によって海水が富栄養化(→)し、プランクトンが大量発生することがある。このプランクトンの大量発生により底層に貧酸素水塊ができ、それが風などによって岸近くの水の表面に移動し、青色ないし白濁色を呈する現象を青潮という。青潮の発生により、アサリなどが死滅することがある。→赤潮
	赤潮	海域における富栄養化(→)現象のひとつで、海中のプランクトンの異常増殖により、海面が赤色や赤褐色に変わる現象。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害が起こる。→青潮
	悪臭	嫌悪感のあるいやな臭いのことで、主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼす。典型7公害の一つとされ、悪臭防止法に基づき規制が行われている。→公害
	アジェンダ21	1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された地球サミット(→)において採択された、21世紀に向けての持続可能な開発のための人類の行動計画。この中では、政府をはじめとするさまざまな社会構成主体が、21世紀に向けてともに連携しつつ着実に実施していくべき課題が具体的に掲げられている。→ローカルアジェンダ21
	預かり金払い戻し制度（デポジット）	商品等の販売の際に預かり金（デポジット）を料金に上乗せし、消費者が小売店等に商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度のこと。消費者に経済的負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止し、環境の保全と資源回収を進めることを目標としている。
	アスベスト	石綿とも呼ばれる天然の繊維状鉱物。不燃性で断熱や吸音に優れているため、建築物や自動車のブレーキライニングなどに使われてきたが、発がん性があることから平成16年10月に石綿製品の製造・使用等が原則禁止された。しかし、古い建築物の解体工事などに伴う粉じんが問題となるため、大気汚染防止法で規制が行われている。
	アースキーパーメンバーシップ制度	地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組を目標を定め、実行する会員を募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14年9月に岡山県が創設した制度である。

い～	硫黄酸化物 (SOx)	石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO ₂)、三酸化硫黄(SO ₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨(→)の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準(→)が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、更に総量規制も実施している。→公害、大気汚染、窒素酸化物
	一酸化炭素 (CO)	炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。
	一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。→産業廃棄物
う～	ウィーン条約	1985年3月、オーストリアのウィーンにおいて採択された条約で、正式には「オゾン層保護のためのウィーン条約」という。国際的に協調してオゾン層(→)やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策を行うこと等を定めている。→モントリオール議定書
え～	HFC (エイチエフシー)	ハイドロフルオロカーボンの略称。代表的な代替フロン(→)であり、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして使用されている。水素、フッ素及び炭素からなる物質で、塩素を含まないためオゾン層(→)を破壊することはないが、強い温室効果ガス(→)であるため京都議定書(→)による排出削減対象物質となっている。→地球温暖化、温室効果ガス、CFC、HCFC
	HCFC (エイチシーエフシー)	ハイドロクロロフルオロカーボンの略称。水素、塩素、フッ素及び炭素からなる物質で、冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されている。CFC(→)ほど強力ではないがオゾン層破壊物質であるため、先進国では、モントリオール議定書(→)に基づき2019年末までに新たな生産等を全廃することが定められている。また、強い温室効果ガス(→)でもある。→オゾン層、地球温暖化、HFC
	エコタウン	ゼロ・エミッション(→)を基本構想とし、地域振興の基軸として推進することにより、環境調和型の地域経済形成の観点から先進的なまちづくりの推進を目的とする事業として平成9年度に創設された制度。具体的には、地域の特性に応じ、都道府県等が経済産業省・環境省の共同承認を受けてプランを作成し、プランに基づき地方公共団体及び民間団体が実施する中核的な事業に対し、国が総合的・多面的な支援を行う。
	エコマーク	消費者が環境に配慮した商品を選択するときの基準とするため、環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。(財)日本環境協会が審査し、認定された商品にマークをつけることが許される。→環境ラベル、グリーン購入
お～	岡山県エコ製品	県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集を開始した。→岡山県循環型社会形成推進条例
	岡山県快適な環境の確保に関する条例	落書き、空き缶等の投棄、自動車等の放置及び光害を防止することにより、美観や清潔さを保持し、きれいで快適な環境を実現することを目的に制定された条例。平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境保全基金	環境保全のための普及啓発事業や、潤いとやすらぎのある快適な環境づくりを進めるため、平成元年度に設けられた基金。基金額は約9億円で、運用収益(利息)により環境保全の普及促進事業等を実施している。
	岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価(→)及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続等を定めた条例。平成11年3月19日に公布され、同年6月12日から全面施行された。
	岡山県環境基本計画	岡山県の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、岡山県環境基本条例(→)第10条に基づき知事が定める計画。計画は、平成10年3月に策定、平成15年3月に改訂された。岡山県環境基本条例の基本理念の実現を目指して、2010年までの長期的な目標と施策の大綱を示している。
	岡山県環境基本条例	岡山県の環境の保全に関する基本的な事項を定めた条例。平成8年10月1日に制定され、平成9年4月1日から施行された。条例では、環境保全に関する基本理念を提示するとともに、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項等を定めている。→岡山県環境基本計画、岡山県環境白書、岡山県環境保全委員会

お～	岡山県環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係行政機関職員40人以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関して基本的事項を調査審議することとなっている。→中央環境審議会
	岡山県環境白書	岡山県環境基本条例(→)第8条に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表する文書。
	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めた条例。平成13年12月21日に公布され、平成14年4月1日から施行された。
	岡山県環境保全委員会	岡山県附属機関条例に基づき設置された委員会で、学識経験者8人以内で構成される。県民参加のもとに環境の保全を図るため、岡山県環境基本条例(→)第25条に基づき、県民や県内の団体等は岡山県環境保全委員会に対し知事等の行う施策について、環境保全に関する提言を行うことができる。委員会は提言内容を調査審議し、必要があるときは知事等に対し意見書を提出することとしている。
	岡山県再生品の使用促進に関する指針	平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、再生品の使用を促進するため、使用を促進する再生品を明らかにするとともに、県、事業者、県民の取組み事項を定めたもの。平成14年10月15日から施行。
	岡山県産業廃棄物処理税	本県では、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成15年4月1日から産業廃棄物処理税を導入している。納税義務者は、最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者(又は中間処理業者)。課税標準・税率は、最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円。税収は、「意識の改革」、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「環境インフラの整備」に要する経費に充当。平成17年4月1日現在、岡山県外20府県・1政令市が産業廃棄物税を導入済み。
	岡山県循環型社会形成推進条例	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の形成を目的に制定された条例。平成13年12月21日に制定され、一部の規定を除き、平成14年4月1日から施行された。条例では、循環型社会の形成のために、県として重点的に取り組む施策を提示している。
	オゾン層	成層圏に存在するオゾン(O ₃)の層。オゾン層(→)は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。→ウィーン条約、モントリオール議定書、地球環境問題、特定フロン
か～	温室効果ガス	太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が上昇しており、地球の温暖化が懸念されている。1997年12月に開催された気候変動枠組条約(→)第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で、二酸化炭素(→)、メタン、一酸化二窒素、代替フロン(→)であるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質の排出削減目標が定められた。→地球温暖化
	外来生物法	正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を特定外来生物(→)として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制するとともに、防除等を行うことで、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することを目的とし、平成16年6月に制定され、平成17年6月から施行された。
	化学的酸素要求量(COD)	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→水質汚濁、生物化学的酸素要求量(BOD)、富栄養化

か～	合併処理浄化槽	生活排水のうちし尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁(→)の原因として生活排水(→)の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。
	環境影響評価(環境アセスメント)	事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。→岡山県環境影響評価等に関する条例
	環境家計簿	通常の家計簿が金銭の出入りを通じて家庭の活動を把握し、記録するのと同じように、家庭における環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を把握し、記録する家計簿。自分の生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みであり、市民の手によって広がりつつある。
	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動(→)、悪臭(→)及び地盤沈下(→)を除く大気汚染(→)、水質汚濁(→)、土壌汚染(→)及び騒音(→)の4つについて環境基準が定められている。→公害、要請限度
	環境基本法	環境の保全に関し、国の政策の基本的な方向を示した法律で、平成5年11月に制定された。環境保全の基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民の役割、基本的な政策の方向などを示している。→中央環境審議会
	環境教育	かつての産業型公害が一定の改善を見たにもかかわらず、都市・生活型公害や地球環境問題(→)が顕在化してきた原因は、大量消費型となってしまった私たちの生活様式による面も大きい。こうした状況に対応するためには、従来の規制行政に加え、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活や行動に心がけることが必要である。そのため、人間と環境との関わりについての学習、すなわち「環境教育」の推進が重要となっている。
	環境月間	環境基本法で6月5日が環境の日とされているが、この日を含む6月中を環境月間とし、国、県、市町村、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われている。
	環境税	環境に負荷を与える活動や製品を広く課税対象に捉える税で、CO ₂ 削減を主目的に1990年代初頭からヨーロッパ諸国で導入されており、炭素税(→)のほか排水、肥料、殺虫剤等への課税例がある。→グリーン税制
	環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法(→)や岡山県環境基本条例(→)では、環境への負荷とは「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。
	環境ホルモン	正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」といい、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」と定義付けられている。
	環境マネジメントシステム	企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001(→)もその一つ。
	環境ラベル	消費者がより環境負荷(→)の低い製品やサービスを選択するための指標として制定されているマーク等で、環境配慮という新しい判断基準で製品選択をすることによって、企業活動や社会を資源循環型に変えるという効果が期待される。現在、ISO(国際標準化機構)では、環境ラベルをタイプI、タイプII、およびタイプIIIの3種類に分類して運用ルールなどの規格制定を進めている。代表例としては、エコマーク(→)、国際エネルギースタープログラムなど。→グリーン購入
き～	帰化植物	本来我が国には生育していなかった植物で、人によって持ち込まれ、野生の状態で生育するようになったものをいう。大昔にイネと共に南方から入って来たもの(タウコギやカヤツリグサなど)や、稲作以降中国大陸を經由して入った作物に伴って侵入したもの(ミミナグサやナズナなど)も多いが、近世以降の貿易の拡大に伴い、輸入貨物に紛れ込んで多くの植物が入り込み(ヒメムカシヨモギやセイタカアワダチソウなど)、在来種を圧迫している例も多い。

き～	気候変動枠組条約	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガス(→)の濃度を安定させることを究極的な目的とした条約。平成4(1992)年5月9日に採択され、平成6(1994)年3月に発効した。平成9(1997)年12月に京都で第3回締約国会議(COP3)が開催され、温室効果ガスの排出削減目標が定められた。→地球温暖化
	揮発性有機化合物(VOC)	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物である。光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因となる物質の1つであることが明らかになっており、平成18年4月から大気汚染防止法で排出規制が行われることとなっている。
	京都議定書	地球温暖化(→)防止に関する国際的取組を協議するため、1997年12月日本が議長国となって京都で開催された「気候変動枠組条約(→)第3回締約国会議(COP3)」において採択され、削減すべき温室効果ガス(→)の種類(二酸化炭素(→)など6種類)、削減数値目標(日本は6%)や削減方策等が定められた。ロシアの批准により2005年2月16日に発効した。
	近隣騒音	カラオケなどの営業騒音、拡声機の騒音、家庭のピアノ、クーラーからの音やペットの鳴き声などの生活騒音のこと。行政に寄せられる騒音苦情のうち、工場・事業場からの騒音はその数が減少傾向にあるが、それに対して近隣騒音は増加傾向にある。こうした近隣騒音は、騒音の発生量としては比較的小さく限られた近隣の生活者にだけ影響を与えることが多いこと、被害感が近隣とのつきあいの程度にも左右されるとともに、一人ひとりの場合によっては加害者にも被害者にもなりうるといった特徴を持っている。→公害、騒音
く～	グリーン購入	環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択に当たっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されること、などを重視する必要がある。 平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課され、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。→エコマーク、環境ラベル
	グリーン税制	環境政策における経済的手法のひとつとして、環境保全上の効果を持たせる目的で新税の導入や既存税制の修正を行うこと。税(制)のグリーン化ともいう。→環境税
	クリーンネット	台所の流しの排水口に取り付ける目の細かい網状の袋。家庭排水中の固型物を取り除くことができるので、身近な水路や河川、池などの水質保全に役立つ。岡山県では、下水道未整備地区に指定したクリーンネット使用実践地区を核に普及を図っている。
け～	下水処理	家庭や工場・事業場から生じる汚水を排除し、処理した上で河川などへ放流すること。汚水は、沈澱池で細かい土砂や比較的重い浮遊物を分離し、ばっ気槽で微生物の働きによって汚水中の有機物を分解する。処理した後の水は、塩素などで消毒されて放流される。→合併処理浄化槽、公共下水道普及率、生活排水
こ～	公害	戦後、我が国は目ざましい高度成長を遂げたが、その一方で昭和30年代中ごろから人の健康に著しい被害を及ぼす公害が各地で発生し、大きな社会問題となった。深刻な状況を受けて昭和42年公害対策基本法が制定され、以降、公害を防止、規制する措置がとられてきた。現在では、工場、事業場などの経済活動を原因とする産業型公害に加え、都市化や生活様式の変化が原因となる都市・生活型公害が大きな問題となっている。なお、大気汚染(→)、水質汚濁(→)、土壌汚染(→)、騒音(→)、振動(→)、地盤沈下(→)、悪臭(→)が、典型7公害と呼ばれている。
	公害防止管理者	工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門知識及び技能を有する公害防止管理者の選任が義務付けられている。
	公害防止計画	公害が著しい地域や、今後人口や産業の急速な集中が予想されるなど公害が著しくなるおそれのある地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定される計画。県内では「岡山・倉敷地域」と「備後地域」で計画が策定され、公害の防止に関する事業や施策が集中的に実施されている。

こ～	光化学オキシダント	工場や自動車から排出された炭化水素（揮発性有機化合物等）や窒素酸化物(→)が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど）の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強くて気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。県南市町では光化学オキシダントの濃度により、情報、注意報等を発令し、工場からの汚染物質排出削減を要請したり、地域住民に注意を促している。→大気汚染
	公共下水道普及率	行政区画人口に対する、公共下水道による処理区域人口の割合のこと。→合併処理浄化槽、下水処理
	公共用水域	河川、湖沼、港湾、海域などの公共の用に供される水域と、これに接続する水路などのこと。水質汚濁に関する環境基準(→)は公共用水域を対象としており、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については排水基準が適用される。
	航空機騒音対策	航空機騒音は、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲も広い。航空機による騒音公害を防止する目標として一定規模以上の飛行場に対して環境基準(→)が設定されており、これを達成するために、発生源対策や周辺地域の整備などの対策がとられている。
	コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行う電熱供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまでは紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。 →新エネルギー
	国際環境協力	開発途上国等では、熱帯林の減少(→)、砂漠化(→)、野生生物種の減少(→)など、人口の増大や環境資源の不適切な管理などに起因する環境問題のほか、都市化及び工業化の進展により、かつて我が国が経験したような公害問題に直面している。こうした問題の影響は1国だけにとどまらず、地球環境悪化の大きな要因ともなっている。この解決には、途上国自身の自助努力のほか、先進諸国及び国際機関からの技術的、経済的援助が必要である。岡山県でも、専門家の派遣、研修員の受入れなどを通じて、環境協力を積極的に取り組んでいる。→地球環境問題
	国際環境法	環境保護を目的とする国際社会における国家の行動についての法的な規範のこと。多数国間の条約や二国間の協定のほか、慣習法などがこれに含まれる。オゾン層(→)の保護のためのウィーン条約(→)や気候変動枠組条約(→)といったものが代表例として挙げられる。
	国連環境計画(UNEP)	1972年に開催された国連人間環境会議(→)で採択された人間環境宣言及び国連国際行動計画を実施に移すため設立された機関。既存の国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理するとともに、まだ着手していない環境問題に関して触媒的機能を果たしていくことを目的とする。UNEPは、ウィーン条約(→)、モントリオール議定書(→)の締結をはじめ、地球温暖化(→)防止、有害廃棄物の越境移動、砂漠化(→)、熱帯林保護などの地球環境問題(→)に中心となって取り組んでいる。
	国連人間環境会議(ストックホルム会議)	「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された国際会議。この会議の背景となったのは、この会議において、先進工業国における環境問題については経済成長から環境保護への転換が、また開発途上国における環境問題については開発の推進と援助の増強が重要であることを明らかにした。また、「人間環境宣言」を採択するとともに、国連環境計画(→)の設立をはじめ多くの決議・条約が締結された。
	固定発生源	大気汚染の発生源のうち、工場、事業場のように移動性のないものを指す。これに対して、自動車、船舶、航空機などは移動発生源と呼ばれる。工場・事業場については、大気汚染防止法等に基づき、排出基準(→)の設定や総量規制等の規制が行われている。→大気汚染
	こどもエコクラブ	小・中学生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。環境省が提唱する事業で市町村を窓口としての登録制となっている。

さ～	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立などにより処分される。廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。→産業廃棄物、マニフェスト
	砂漠化	砂漠化地域は毎年600万haの割合で増加している。原因としては、草地の再生能力を超えた家畜の放牧や、休耕期間の短縮などによる地力の低下、木材の過剰な伐採、不適切なかんがいによる農地の塩分濃度の上昇など、人間活動に起因するものも多い。砂漠化防止のため、1977年の国連砂漠化防止会議において砂漠化防止行動計画が採択され、94年には砂漠化防止条約が採択された。我が国では、砂漠化の実態の観測・監視やメカニズム解明に関する調査研究、植林事業の推進や乾燥地農業の指導などにより、砂漠化対策に貢献している。→国際環境協力、地球環境問題
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものが多いことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制されている。→一般廃棄物、最終処分場、マニフェスト
	酸性雨	化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物(→)や窒素酸化物(→)などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた問題となっている。我が国でも、全国的に年平均値でpH4レベルの降水が観測されている。我が国では、今のところ生態系への明確な影響は顕在化していないが、影響を受けやすい湖沼や土壌の存在が確認されており、今後も酸性雨が降り続くとすれば将来影響が現れる可能性がある。→地球環境問題
し～	CFC (シーエフシー)	クロロフルオロカーボンの略称。塩素、フッ素及び炭素からなる物質で特定フロン(→)もこれに該当する。冷媒、発泡剤、洗浄剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。強いオゾン層破壊物質であるとともに強い温室効果ガス(→)でもある。先進国では、モントリオール議定書(→)に基づき1995年末までに新たな生産等を全廃している。→オゾン層、特定フロン、HCFC、HFC
	自然公園	世界で最初の自然公園はアメリカのイエローストーン国立公園で、自然の優れた風景地を保護するとともに、利用施設を整備して国民の保健、休養などに役立たせようという思想は、各国に大きな影響を与えた。我が国では昭和6年に国立公園法が制定され、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。
	地盤沈下	軟弱な地盤の地域で地下水を過剰に汲み上げることにより、地面が沈下する現象のこと。典型7公害のひとつとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢なこと、一度沈下すると復元が難しいこと、水害・震災など他の災害を助長すること等がある。高度成長期に地下水の需要が増大したことから、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。なお、岡山県内では今までのところ顕著な被害は確認されていない。→公害
	臭気指数	人の嗅覚を用いて、においの程度を判定する指標。具体的には、においのある空気を無臭の空気において感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数(臭気濃度)をもとにした数値。平成7年の悪臭防止法の改正により、規制手法として制度化された。
	循環型社会	大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷(→)を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに、私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。→リサイクル
	新エネルギー	政策的には「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されており、エネルギー源の性質により、大きく3つの形態に分類できる。①自然エネルギー(再生可能エネルギー)…太陽光発電、太陽熱利用、風力発電(→)、バイオマスエネルギーほか ②リサイクル型エネルギー…廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、未利用エネルギー ③従来型エネルギーの新利用形態…燃料電池(→)、天然ガスコージェネレーション(→)、クリーンエネルギー自動車。なお、実用化段階に達した水力発電や地熱発電、研究開発段階にある波力発電や海洋温度差発電は、自然エネルギーであっても新エネルギーには指定されていない。→太陽電池

し～	新幹線鉄道騒音・振動	新幹線鉄道の運行に伴い発生する騒音及び振動のこと。新幹線は、高速大量輸送機関として重要な役割を果たしている反面、沿線地域での騒音振動問題も発生している。新幹線鉄道の騒音対策の目標として「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が設定されている。また、振動対策については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(指針)が示されている。JRでは、環境基準と指針を受けて新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱を定め、発生源対策と沿線地域での障害防止対策を進めている。
	振動	工場などの事業活動や建設作業、交通機関の運行などにより起こる地表面の揺れのこと。建物を振動させて物的被害を与えたり、私たちの日常生活に影響を与える場合は公害(→)となる。振動による影響を防止するため必要な措置を定めた振動規制法では、鉛直振動(上下方向の振動)について規制がなされている。
す～	水質汚濁	河川、湖沼、海域などの水域の水質が悪化すること。水質の汚濁については環境基準(→)が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。
せ～	生活排水	調理、洗濯、入浴、し尿など、日常生活に伴いに排出される排水のこと(このうち、し尿を除く生活排水を「生活雑排水」という)。こうした有機物質、窒素、りんを多く含む排水が河川、湖沼、海洋に流入し、その水系の自然浄化能力を超え、富栄養化(→)状態となると、アオコや赤潮(→)の発生原因となる。産業排水については今までの規制、取締りの結果、改善されつつあるが、生活排水については改善が進んでおらず、特に湖沼、湾など閉鎖系水域(→)の水質汚濁がひどいため、下水道の整備や、し尿と台所等の生活雑排水を一緒に処理する合併処理浄化槽(→)の設置促進などの対策が進められている。→下水処理、公害、水質汚濁
	政府開発援助(ODA)	開発途上国への公的資金のうち、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会の定めた要件を満たすもの。その条件は、政府ないし政府の実施機関によって供与されるもの、開発途上国の経済発展や福祉の向上に寄与することを主な目的とするもの、資金協力の供与条件が開発途上国にとって重い負担とならぬよう無償部分が一定割合以上のものである。ODAは贈与・無償資金協力、技術援助、国連諸機関・国際金融機関などへの出資・拠出及び政府借款で構成されている。→国際環境協力
	生物化学的酸素要求量(BOD)	水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。→化学的酸素要求量(COD)、水質汚濁、富栄養化
	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が息づくほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は1993年5月に批准している。
	ゼロ・エミッション	製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクル(→)したり、他の産業の原料として活用することにより、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会(→)における産業活動のモデルとして取組が広がりつつある。
そ～	騒音	睡眠を妨げたり会話を妨害するなど、生活環境を損なう「好ましくない音」「ないほうがよい音」のこと。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて伝わる距離は小さく、音源から数100mを超えることはまれである。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音のほか、飲食店等の深夜営業に伴う騒音、拡声器による騒音、クーラーなどによる生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため騒音規制法等に基づいて対策が進められている。→近隣騒音、公害
た～	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類はものを燃焼する過程などで副産物として発生する。毒性については、人に対する発がん性があるとされているが、現在の日本の通常環境汚染レベルでは、問題となるレベルではないと考えられている。平成12年1月15日から施行されたダイオキシン類対策特別措置法においては、環境基準、ダイオキシン類の排出規制、環境調査の実施等が定められている。

た～	大気汚染	代表的な汚染物質としては、 硫黄酸化物(→) 、 窒素酸化物(→) 、 一酸化炭素(→) 、 浮遊粒子状物質(→) 、 光化学オキシダント(→) などがあげられる。我が国では、1960年ごろから三重県四日市や倉敷市水島でコンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染が問題となった。このため、大気汚染防止法による排出規制と、公害健康被害の補償等に関する法律による被害者の救済がなされている。近年は、 有害大気汚染物質(→) の排出抑制対策も推進されている。→ 公害
	代替フロン	オゾン層(→)を破壊する 特定フロン(→) の代替品のこと。第4回モントリオール議定書(→)締約国会議で、先進国では1995年末までに特定フロンを全廃することが決まり、フロンガスの代替品とフロンガスの分解技術に関する研究が進められている。特定フロンの代替品としては ハイドロフルオロカーボン 、 パーフルオロカーボン などがあるが、これらの物質については 温室効果ガス(→) のひとつであり、 地球温暖化(→) 防止の観点から排出削減の対象となっている。
	太陽電池	シリコン半導体などを利用して太陽光から電気エネルギーを得る装置のこと。発電過程で公害を発生させることがなく、無尽蔵な発電方法として注目を浴びている。石油ショック以降急速に技術開発が進み、現在では腕時計や電卓などのほか道路標識や街路灯などの電源にも使われている。しかし、大規模な発電を行うには、さらに高効率、低価格化の必要がある。→ 新エネルギー
	炭素税	地球温暖化(→) 防止のため、 温室効果ガス(→) のひとつである二酸化炭素の排出に対し税金又は課徴金を課し、その財源は 環境保護 や 新エネルギー(→) 開発等に活用するというもの。経済的手段により二酸化炭素排出量の削減を図るもので、オランダやスウェーデンでは既に施行されている。
ち～	地球温暖化	二酸化炭素(→) 、 メタン 、 フロン 、 一酸化二窒素 などの 温室効果ガス(→) の排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。現在の大気は、産業革命前と比べ2割以上多くの二酸化炭素が含まれているといわれ、今後、特段の防止対策をとらない場合、地球全体の平均気温は、1990年から2100年の間に最大で5.8℃上昇すると予測されている。→ 地球環境問題
	地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律で、平成10年10月に制定された。 温室効果ガス(→) 排出抑制などに関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務と取組などを示している。→ 地球温暖化 、 地球環境問題
	地球環境問題	影響・被害が国境を越え、ひいては地球規模に至る環境問題、又はその解決のために国際的な取組が必要とされる環境問題のこと。通常地球環境問題としては、 地球温暖化(→) 、 オゾン層(→) の破壊、 酸性雨(→) 、 熱帯林の減少(→) 、 砂漠化(→) 、 野生生物の種の減少(→) 、 海洋汚染 、 有害廃棄物の越境移動 、 開発途上国の公害問題 の9つの事象が挙げられる。→ 国際環境協力
	地球サミット(環境と開発に関する国連会議、UNCED)	1992年6月ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議で、国連環境開発会議とも称する。この会議には約180か国が参加し、100か国以上の元首、首脳が自ら出席するなど、史上かつてない大規模な会議となった。この会議では 気候変動枠組条約(→) と 生物多様性(→) 条約の署名が開始されるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、 アジェンダ21(→) 及び 森林原則声明 などの重要な文書も合意された。
	窒素酸化物(NOx)	物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に 一酸化窒素(NO) が発生し、これがさらに酸化されて 二酸化窒素(NO₂) となる。通常、 一酸化窒素 と 二酸化窒素 とを合わせて 窒素酸化物(NOx) と呼ぶ。 二酸化窒素 は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光に含まれる紫外線により 光化学反応 を起こし、 光化学オキシダント(→) を生成する。 窒素酸化物 による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。→ 硫黄酸化物 、 公害 、 大気汚染
	中央環境審議会	環境基本法に基づいて設置された審議会。環境大臣が任命する学識経験者の委員30人以内で構成され、環境の保全に関する基本的事項、重要事項の調査審議等を行う。→ 岡山県環境審議会
て～	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。 電気自動車(→) 、 メタノール自動車(→) 、 天然ガス自動車(→) 、 ハイブリッド自動車(→) などをいう。 地球温暖化(→) 対策や 大気汚染(→) 対策の一つとして期待されている。なお、ガソリン自動車等の中で性能の優れた「低燃費かつ低排出ガス車」の認定制度が設けられ、自動車税のグリーン化が行われている。また、 燃料電池(→) 自動車についても一部市販が始まったところであるが、費用や技術面等多くの課題があり、事業化へ向けて更なる研究開発が進められている。岡山県では、公用車への低公害車導入など、普及に努めている。

て～	電気自動車 (EV)	バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。排気ガスを出さず、騒音も少ないため、地球にやさしい自動車として自治体等で導入されているが、速度や走行距離などの性能面や価格面でまだ一般のガソリン車等に劣るため普及は進んでいない。→ 低公害車
	天然ガス自動車	圧縮した天然ガス（地下から産出するメタンを主成分とする可燃性ガス）を燃料とする自動車。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並みで黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない 低公害車(→) である。現在、イタリアやロシアなど天然ガスが多く産出される国々で多くの天然ガス自動車が使われている。日本でも、大都市部を中心に普及が進められている。→ 大気汚染
と～	特定フロン	モントリオール議定書(→)附属書Aのグループ1に属する5種類の CFC(→) のことである。先進国では、モントリオール議定書に基づき他のCFCなどとともに1995年末までに新たな生産等を全廃している。→ 代替フロン
	土壤汚染	化学物質や重金属が過剰に土壌へ入ると、土壌や地下水を汚染し、人間や動物の健康を害したり植物を枯らすなどの 公害(→) を引き起こすことになる。近年、工業技術の進歩により多様な化学物質が使用されるようになり、土壤汚染を含めて様々な環境汚染が新たな問題となってきたため、平成3年、土壤汚染に係る 環境基準(→) が設定され、現在、カドミウム等27項目について基準値が設定されている。また、平成14年4月に施行された「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」や平成15年2月に施行された「土壤汚染対策法」により、人の健康の被害を防止するための措置等の対策が実施されている。
	トリクロロエチレン	有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれる。常温では液体で、いろいろな有機物質を溶かす力が強いので、工場や事業所などで油分や繊維製品のよごれを落とす目的で使われている。しかし、トリクロロエチレンは肝臓や腎臓に障害を及ぼしたり発がん性があるため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づき規制が行われている。→ 水質汚濁、大気汚染
	特定外来生物	ブラックバスやカミツキガメなどの海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止され、これに違反すると3年以下の懲役、または300万円以下の罰金（法人の場合には1億円以下の罰金）が課せられる。→ 外来生物法
な～	ナショナル・トラスト	貴重な動植物の生息地などを、寄付金などをもとに住民自らの手で買い取って保全していこうとする自然保護活動のこと。イギリスがこの活動の発祥の地とされ、現在では世界各国に広がっている。我が国でもこうした活動を推進するため、税制上の優遇措置(所得税、法人税、相続税、固定資産税、不動産取得税関係)が講じられている。
に～	二酸化炭素 (CO ₂)	炭素を含んだ物質が燃えることによって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、二酸化炭素発生も増加している。二酸化炭素は、 地球温暖化(→) の原因とされる 温室効果ガス(→) の主体であることから、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。
ね～	熱帯林の減少	熱帯地域に分布する森林が、過度な焼畑耕作、燃料としての過剰採取、放牧地や農地への転用、不適切な商業伐採などにより減少している。熱帯多雨林域の高温多湿な気候は、地球上で最も種の多様性に富んだ生態系となっており、地球上の生物種の半数がそこに生息するといわれている。また、熱帯林は大気の浄化や 二酸化炭素(→) の吸収、酸素の供給などにも大きな役割を果たしており、熱帯林の保全に国際的な取組が必要となっている。→ 地球環境問題
	燃料電池	水素と酸素との化学反応により電気を発生させる装置で、理論的には排出ガスを出さず、発電効率も高く、発電の際発生する熱が暖房・給湯等に利用できるため、大気汚染防止や 地球温暖化(→) 防止対策のほか電源の分散化にも有効であり、次世代の有力な 新エネルギー(→) として期待されている。現在、家庭用燃料電池 コージェネレーション(→) システムが市場投入段階に入りつつある。

の～	農薬汚染	農薬は、農産物や樹木などに対して使用されるため、食品中に残留したり、肉類や乳製品に濃縮されたりすることによって、健康に影響を及ぼす可能性がある。このため我が国では農薬取締法や食品衛生法により、製造・販売や使用を適正に行うよう規制しているが、ここでは、水質保全の観点からゴルフ場農薬の適切な使用等を図るため、その排水口や下流の公共用水域まで農薬の調査を実施している。
は～	バイオテクノロジー	有用な生物を育種したり生体関連物質を利用したりする技術のこと。生命技術、生命工学ともいう。遺伝子を組み替えて生活に役立つ物質を造り出す技術や、異なる種類の細胞を融合させて新たな生物を造り出す技術などのほか、ポプラなどの樹木を用いて大気汚染物質を浄化したり、環境の汚染状況などを測るために生物をセンサーとして利用する技術なども、バイオテクノロジーの一種である。
	バイオマス	エネルギー資源として利用できる生物体のこと。利用方法としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ゴミや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。
	排ガス脱硫装置、脱硝装置	石油、石炭などの化石燃料を燃焼すると、 硫黄酸化物(→) や 窒素酸化物(→) が発生する。これらは健康に被害をもたらすとともに、大気中で硫酸や硝酸に変化し 酸性雨(→) の原因となる。脱硫装置は、排ガス中の硫黄酸化物をアルカリ溶液等で吸収、除去する。脱硝装置は、アンモニア接触還元法や接触分解法により排ガスから窒素酸化物を除去する。 →公害、大気汚染
	ばいじん	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するススその他の物質のことで、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、物の破砕などに伴って発生したり飛散したりするものは粉じんという。 →大気汚染
	ハイブリッド自動車	エンジンと電気モーターの2つの動力源を備えたハイブリッド(複合)システムにより、高効率で走行することができる自動車のこと。走行状況に応じて、エンジンの駆動力とエンジンで発電したバッテリーからの電力を使ったモーター駆動力を適切に組み合わせて制御するため、燃費が大幅に向上するほか、 窒素酸化物(→) や黒煙などの大気汚染物質の排出も低減される。現在、乗用車が市販されるなど、その普及が図られている。 →低公害車
ひ～	P R T R (ピーアールティール)	環境汚染物質排出移動登録 (Pollutant Release and Transfer Register) の略であり、環境汚染のおそれのある化学物質の排出量や廃棄物としての移動量を事業者へ届け出させ、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境影響を防止していく手法。わが国では、平成11年にP R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)が制定され、平成14年4月1日から本格施行された。
	ppm (ピーピーエム)	微量物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。大気汚染の場合は、1m ³ の大気中に1cm ³ の汚染物質が存在する場合の濃度を1ppmという。
	ビオトープ	野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになってきている。
	非政府組織 (NGO)	政府や行政から独立して公共のための活動を行う非営利の民間団体のこと。中でも、自然保護やリサイクル活動などの環境保全活動に取り組んでいる団体を環境NGOと呼び、全国に約4,500団体が活動している。
ふ～	風力発電	風の力で風車を回して発電する方法。風力エネルギーは無尽蔵で無公害だが、気象による発電量の変化が大きい。 →新エネルギー
	富栄養化	湖沼などの 閉鎖性水域(→) で、栄養塩類(窒素やりんなどを含む化合物)の濃度が増加する現象をいう。 生活排水(→) や肥料などが流れ込み、富栄養化が進むと、プランクトンが異常増殖し、 赤潮(→) 、 青潮(→) 、 アオコ(→) の発生する原因となる。児島湖や瀬戸内海の富栄養化状態の改善のため、広域的な取組がなされている。 →公害、水質汚濁
	浮遊粒子状物質 (SPM)	ばいじん(→)、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、 環境基準(→) が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。 →大気汚染

ふ～	フロン類	平成13年6月に制定された特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)の対象となるCFC(→)、HCFC(→)及びHFC(→)を一括して指す用語。フロン回収破壊法では、オゾン層(→)の保護と地球温暖化(→)の防止のため、カーエアコンや業務用の冷凍空調機器などを廃棄する際にこれらの機器に充填されているフロン類の回収、破壊等が義務付けられた。→特定フロン、代替フロン、温室効果ガス
へ～	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などの水域をいう。児島湖や瀬戸内海は閉鎖性水域に当たる。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいいため、大都市や工業地帯に面している閉鎖性水域では、水質汚濁(→)や富栄養化(→)が進行しやすい。
ほ～	放射性廃棄物	原子力発電所や原子力燃料の精製、再処理工場からは、放射能を帯びた廃棄物が発生する。鏡野町にある核燃料サイクル開発機構(サイクル機構)人形峠環境技術センターでは、ウランの転換、濃縮等の試験を行っており、この過程で発生した低レベル放射性廃棄物はドラム缶などに封入され、施設内で保管管理されている。県では、サイクル機構に対し放射性物質等の厳重な管理を求めるとともに、人形峠環境技術センター周辺の環境放射線等の監視測定を行っている。
ま～	マニフェスト(産業廃棄物管理票)	産業廃棄物(→)の不法投棄を防止し、適正処理を徹底するため、事業者が排出するそれぞれの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。→最終処分場
め～	メタノール自動車	石油代替エネルギーのひとつであるメタノールを燃料とする自動車のこと。二酸化炭素(→)や窒素酸化物(→)の排出量が少なく、黒煙もほとんど出ない低公害車(→)である。また、燃料のメタノールはさまざまな原料から製造できるのも利点となっている。→大気汚染
も～	モーダルシフト	トラックによる貨物輸送を、船舶、鉄道などの大量輸送機関に転換すること。末端の輸送はトラックに依存せざるを得ないこと、シフトされる側の輸送機関の受け入れ能力など課題も多いが、排出ガスや二酸化炭素の抑制や道路渋滞の解消のため、検討すべき有効な手段である。→大気汚染
	モントリオール議定書	ウィーン条約(→)に基づき、オゾン層(→)の変化による悪影響から人の健康及び環境を保護するため、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の規制措置等を定めたもの。1987年に採択され、その後1992年の改正では、CFC(→)等の新たな生産等を1995年末までに全廃することなどが定められた。→特定フロン
や～	野生生物種の減少	地球上には多様な野生生物の種が生息、生育しているが、国際自然保護連合によれば5000種以上の動物が絶滅の危機にさらされている。野生生物種の減少の主な原因は、人類の活動である。いったん絶滅した種を、再び蘇らせることができない以上、野生生物の種の減少を防止することは、将来の地球、人類自身のためにも極めて重要なこととなっている。→地球環境問題、ラムサール条約
ゆ～	有害化学物質	人の健康又は生活環境への被害や生態系への支障を生ずるおそれのある物質。(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律などで指定され、取扱いを規制された化学物質など。)→公害
	有害大気汚染物質	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの。大気汚染による人の健康被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン等22物質が指定されている。
	有機水銀	メチル基、エチル基などのアルキル基やフェニル基などと水銀とが結合している化合物のこと。かつては農薬などに使用されていたが、無機水銀に比べて毒性が強いため現在は禁止されている。熊本県水俣で発生した水俣病は、工場から排出されたメチル水銀が魚介類に蓄積され、これを住民が摂取したことが原因である。有機水銀は、水質汚濁(→)に係る環境基準(→)が設定され、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で厳しく規制されている。→公害
よ～	容器包装リサイクル法	正式名称は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物(→)の半分を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクル(→)を積極的に進めるため、平成7年6月に制定され、平成9年4月から施行された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルをするというそれぞれの役割分担などを示している。

よ～	要請限度	騒音規制法及び振動規制法に基づき定められた、自動車交通に係る騒音・振動の基準のこと。自動車騒音・道路交通振動が、この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができる。→環境基準、振動、騒音
ら～	ライフ・サイクル・アセスメント (LCA)	製品の生産から消費、廃棄に至るすべての段階において、その製品が環境へ与える負荷を総合的に評価する手法のこと。これまでは、製品の使用や廃棄に伴う有害物質の排出の有無、処理やリサイクルの容易性など、特定のプロセスだけを評価範囲としたものが多い。このため使用、廃棄の段階での環境への負荷が少なくても、原料採取、製造、流通などの段階での環境への負荷が大きく、全体としては環境への負荷の低減には寄与しない製品が生産されてしまう可能性がある。そこで、経済社会活動そのものを環境への負荷の少ないものに変革するために、世界的にLCAの重要性が認識され、研究が進められている。また、国際標準化機構 (ISO) においても国際標準化の作業が進められている。→ISO14000シリーズ
	ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地及び湿地特有の動植物の保全を図るため1971年2月に締結された。各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化等の情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。我が国では釧路湿原、クッチャロ湖、琵琶湖など33か所(平成17年11月現在)を重要湿地として登録している。→野生生物種の減少
り～	リサイクル	不用となったものをそのまま、又は加工するなど必要な手を加えて再度活用すること。ごみの減量化を図り、環境にやさしい循環型社会(→)を構築するためには、使い捨てになれた私たちの意識の変革と、効率的なリサイクルシステムをつくりあげることが必要である。
	リスク・アセスメント	ある地域に住む人びとが、その地域で環境中に放出されるさまざまな化学物質にさらされることによって、起こるかもしれない健康影響の種類とその可能性を数量的に予測すること。複数の化学物質による汚染が、人の健康に与える危険性を客観的な数値として算定できるという点で優れたものであるが、正確な予測を行うためには多数の化学物質すべてについて、毒性、環境への放出量、環境中での移動、人への摂取経路がわかっていなければならない。→リスク・マネジメント
	リスク・マネジメント	リスク・アセスメント(→)によって予測される健康被害を防止するため、いくつかの代替案の比較を通して最も適切な対策を選択していくための手法である。この中では、環境への放出を削減する方法や削減可能な量あるいは危険性の減少効果などを評価するとともに、対策を進める際の社会的、経済的な影響についても検討が行われる。
れ～	レッド・データ・ブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。1966年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元(1989)年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。本県では県内の野生生物の現状について、平成10年度から14年度までの5ヶ年計画で、調査検討し平成14年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。→野生生物種の減少
ろ～	ローカルアジェンダ21	持続可能な開発に向けた地方公共団体の行動計画のこと。平成4(1992)年の地球サミット(→)で採択されたアジェンダ21(→)において、地方公共団体が地球環境問題の解決に密接に関わっていることから、平成8(1996)年までに各国の地方自治体の大半が「ローカルアジェンダ21」について合意を形成すべきであるとしている。我が国においては、平成15年3月1日現在で47都道府県、12政令指定都市、318市区町村でローカルアジェンダ21が策定されている。なお、岡山県では平成10年3月に策定した岡山県環境基本計画(→)がローカルアジェンダ21と位置付けられる。
わ～	ワシントン条約	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」といい、国際取引の規制により希少な野生生物の保護を目指すもので、1973年にワシントンの会議で採択された。対象は生物だけでなく、はく製、毛皮、きばなども含まれる。この条約を受け、日本国内では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)により規制されている。→野生生物種の減少

11 環境関係年表

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
昭和9年 (1934)	3	瀬戸内海国立公園が、全国初の国立公園3公園の1つとして指定される。	
昭和18年 (1943)	9	三菱重工業(株)が水島で航空機製造工場の操業を開始。	
昭和23年 (1948)	3	岡山県史跡名勝天然記念物保存顕彰条例を制定。	
	7		農薬取締法を制定。
昭和25年 (1950)	6	国が児島湾縮切堤防建設事業に着手。	
	7	県が岡山市南部（岡南地区）の工業地帯整備に着手。	
昭和26年 (1951)	2	県営旭川ダムの建設に着手。	
昭和27年 (1952)	3	岡山県企業誘致条例を制定。	
	9	県が水島地域の国有地を買収。水島港の整備と、臨海工業地帯整備に着手。	
昭和28年 (1953)	12		熊本県で水俣病第1号患者が発生。
昭和29年 (1954)	5	県営旭川ダムが完工。	
	8	県下初の飛行機による空中農薬散布が藤戸町（現倉敷市）と勝央町で行われる。	
	9	倉敷市の三吉鉱山で我が国初のウラン鉱床が発見される。	
昭和30年 (1955)	11	人形峠でウラン鉱床の露頭が発見される。	
昭和31年 (1956)	11	日本興油(株)が水島港整備後の最初の企業として水島に立地。以後、石油精製、電力、鉄鋼、石油化学等の重化学工業の工場が多数立地する。	
昭和32年 (1957)	6		自然公園法を制定。
	8	上齋原村に原子燃料公社(後の動力炉・核燃料開発事業団現日本原子力研究開発機構)人形峠出張所が開設される。	
昭和33年 (1958)	2	倉敷市玉島で油臭のするアサリがとれる。	
	4		下水道法を制定。
	12		公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律を制定。
昭和35年 (1960)	7	岡山県公害対策調査会を設置。	
昭和36年 (1961)	3		三重県四日市市でぜん息患者が多発。
昭和37年 (1962)		備前市でブドウの葉枯れ、倉敷市でい草の先枯れが発生。	
	3	児島湾縮め切り堤防が完成し、児島湖が誕生。	
	6		ばい煙の排出の規制等に関する法律（ばい煙規制法）を制定。
	10	岡山空港（現岡南飛行場）が開所。	
	12	県営寄島干拓事業に着手。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和38年 (1963)	3		狩猟法を改正し、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を制定。
	4		大山隠岐が国立公園に指定される。
	11	県が、岡山市と倉敷市で硫黄酸化物及び降下ばいじん量の測定を開始。	
昭和39年 (1964)	1	岡山県南地区が新産業都市に指定される。	
昭和40年 (1965)	2	倉敷市が窒素酸化物の測定を開始。 笠岡市・井原市・芳井町を、備後地区工業整備特別地域に追加指定。 岡山県公害対策審議会を設置。	
	6	倉敷市呼松地区の住民が水島工業地帯の公害について県と市に抗議。	
昭和41年 (1966)		硫黄酸化物の発生源の通報連絡基準と自主規制等を内容とする「水島地区い草等農作物被害防止応急対策」を開始。	
	3	高梁川上流、吉備史跡を県立自然公園に指定。	
	4	倉敷市に一般環境大気測定局を設置。二酸化硫黄の自動測定が開始される。	
	9	県の木に「アカマツ」が決定。	
	10	岡山県公害防止条例（旧条例）を制定。	
昭和42年 (1967)	1	岡山県企画部に公害課を設置。	
	8		公害対策基本法を制定。
	9	通産省、県、倉敷市による、水島地区大気汚染防止対策協議会を設置。 岡山県大気汚染防止対策協議会を設置。	
昭和43年 (1968)	3	倉敷市がばい煙規制法の指定地域となる。 県が倉敷市に大気汚染監視テレメータを設置し、常時監視測定を開始。（1970.4、倉敷市公害監視センター設立に伴い廃止） 倉敷市水島地区大気汚染防止対策を公表。	
	6		大気汚染防止法（硫黄酸化物K値第一次規制）及び騒音規制法を制定。
	10	笠岡湾干拓に着手。	
昭和44年 (1969)	2		硫黄酸化物に係る環境基準設定。
	4	移動測定車による大気測定開始。	氷ノ山後山那岐山が国定公園に指定される。
	5		初めての「公害白書」が国会に提出される。
	9		自動車排出ガス規制（一酸化炭素）が実施される。
昭和45年 (1970)	2		一酸化炭素に係る環境基準及び水質汚濁に係る環境基準設定。
	5	湯原奥津地域を県立自然公園に指定。	
	6		公害紛争処理法を制定。
	7		田子の浦港のヘドロ公害が問題となる。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和45年 (1970)	8	岡山県公害対策本部が発足。 高梁川水系、水島海域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	BHC、DDTの稲作への使用が全面禁止される。
	10	岡山県公害防止条例の旧条例を廃止し、新条例を制定。	
	11	公害紛争処理法に基づき、岡山県公害審査会を設置するとともに、県の公害苦情相談員、公害監視員を設置。	
	12	水島地域公害防止計画を策定。 (計画期間：昭和46年～50年。以後、対象地域の見直しを受けながら、現在の岡山・倉敷地域公害防止計画に至る。)	いわゆる「公害国会」で、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規制法等の大幅な改正及び水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律等の制定など、公害関係法律多数が制定及び改正される。
昭和46年 (1971)	2	旭川・吉井川水系、児島湾水域が、公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)を採択。
	4	岡山県環境部を設置。 岡山県公害研究所が開所。	
	5		騒音に係る環境基準設定。
	6		悪臭防止法を制定。
	7		環境庁が発足。
	9	岡山県公害防止条例を改正。	
	10	県が、備前市のブドウ葉枯れの原因はフッ素系ガスの疑いと発表。	
	11	倉敷地区・備前地区農作物被害対策協議会が発足。 川崎製鉄(株)、水島共同火力(株)が、県、倉敷市と公害防止協定を締結。以後、県内の主要企業と協定を締結。	
	12	岡山県環境部に公害苦情処理局を設置。 大気汚染防止法に基づくばいじん排出基準(上乘せ)条例、水質汚濁防止法に基づく排出基準(上乘せ)条例、自然保護条例を制定。	水質汚濁に係る環境基準及び水域類型を設定。
	昭和47年 (1972)	1	吉備路風土記の丘を県立自然公園に指定。
3		山陽新幹線、新大阪ー岡山間が開通。(1975.3、全線開通)	
5		水島地域大気汚染夏期特別対策実施要綱を制定。 県内10市の都市公害対策協議会が発足。 備前市内の耐火煉瓦工場で排煙脱弗装置の稼働が始まる。 県酪農試験場に家畜ふん尿処理実験装置が完成。	環境庁が初の環境白書を公表。
6		水質汚濁防止法に基づく県の上乗せ排水基準条例が全面施行。	公害被害者の救済を図るため、大気汚染防止法が改正され、無過失損害賠償責任制度が導入される。 自然環境保全法を制定。 ストックホルムで「国連人間環境会議」開催。 「人間環境宣言」を採択。
7		三菱石油(株)に県下初の排煙脱硫装置が設置される。	
8		瀬戸内海に大量の赤潮が発生。	
12		自然保護基本計画を作成。	国連環境計画(UNEP)設立。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和48年 (1973)	2	笠岡湾干拓の東堤防が締め切られる。 寄島干拓の潮止め工事が完成。	
	3	全国に先がけ、開発行為を許可制とする岡山県県土保全条例を制定。 岡山県立自然公園条例を制定。	
	4	備後地域公害対策協議会を設置。	
	5	松食い虫の被害が拡大し、県に駆除推進本部を設置。	二酸化窒素、光化学オキシダントに係る環境基準設定。二酸化硫黄に係る環境基準改定。
	6	岡山県水銀汚染対策推進本部を設置。 水島の4工場が県漁連等の要求を受け、水銀使用部門の操業を停止。(26日に操業停止。交渉妥結により28日から操業再開。)	工場排水による水銀汚染魚騒ぎが起こる。
	7	岡山県公有水面埋立協議会が発足。	
	8	岡山県公害防止センターを設置。	
	10	岡山県公害防止センターに大気汚染監視テレメータ中央局を設置し、常時監視を開始。(環境47局、発生源8工場)	瀬戸内海環境保全臨時措置法、公害健康被害補償法を制定。
	11	塩滝(落合町)と大平山権現山(有漢町)が県自然環境保全地域に、竜の口(岡山市)が県環境緑地保護地域に、大滝山(備前市)ほか4か所が県郷土自然保護地域に、曹源寺の松並木(岡山市)ほか3か所が県郷土記念物に指定される。	
	12	全国に先がけ、行政指導による水島地域の硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制を実施。	航空機騒音に係る環境基準を設定。
昭和49年 (1974)	1	県が、児島湖流域下水道計画を発表。 岡山県農業試験場がい草の先枯れは硫黄酸化物が原因と発表。	
	5	備前海域、玉野・児島・笠岡・牛窓の各海域、倉敷川、笹ヶ瀬川等の中小重要河川が公共用水域の水質保全に関する法律に基づく指定水域となる。	
	6	岡山県警察本部が瀬戸内海汚濁事犯取締本部を設置。	大気汚染防止法が改正され、硫黄酸化物に係る総量規制制度を導入。
	9	笠岡・福山両市区域の大気汚染防止について、岡山県と広島県が覚書を交換。 岡山県公害防止条例施行規則を一部改正。	総水銀、アルキル水銀の水質環境基準強化。
	10	(財)岡山県環境保全事業団を設立。中国自動車道、美作一落合間が開通。(1978.10、県内全線開通)	
	11	倉敷市水島地区が硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定される。 水島の企業の硫黄酸化物による県南一帯のい草先枯れ被害の補償問題が解決。(1万3000戸を対象に総額10億3000万円を支払う)	
	12	三菱石油水島製油所で、大量の重油流出事故が発生。流出量は4万4000klに上り、瀬戸内海東半分に広がった。 備後地域公害防止計画を策定。(現在に至る。)	
昭和50年 (1975)	2	岡山県大気汚染緊急対策実施要綱を施行。県が緑化総合計画を作成。	P C Bに係る水質環境基準を設定。
	4	県・沿線市町・国鉄で、新幹線騒音問題連絡会議を設立。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和50年 (1975)	7	岡山県立森林公園が開園。	新幹線鉄道騒音に係る環境基準を設定。新幹線鉄道振動対策指針値が示される。
	8	香川県直島町にある三菱金属直島製錬所の越境公害問題で、岡山・香川両県、玉野市、直島町の4者が環境保全確認書に調印。	
	10		環境庁が瀬戸内海富栄養化の調査に着手。
	12	公害病地域として、水島・児島地区の一部、玉島乙島、玉野市日比・向日比・渋川、備前市の片上湾周辺が指定される。 水島以外の倉敷市が硫黄酸化物総量規制地域に指定される。	
昭和51年 (1976)	1	県が、瀬戸内海の富栄養化対策のため、1日50t以上産業廃水を排出する175工場に窒素、りんを削減を要請。 第1回目の岡山県公害健康被害認定審査会を開催。	
	2	岡山・備前地域公害防止計画を策定。(昭和60年度、地域見直しにより岡山地域公害防止計画となる。)	
	3	笠岡湾干拓の干陸開始式が行われ、排水が始まる。	
	4	岡山県公害防止センターと衛生研究所を統合し、岡山県環境保健センターを設置。三菱化成工業(株)(現三菱化学(株))に県下初の排煙脱硝装置が設置される。	
	6		振動規制法を制定。
	昭和52年 (1977)	1	
2		県が、県中部を横断する中国自然歩道の県内ルート案を発表。	
3		県が、石油コンビナート等防災計画を定める。	
4		山陽新幹線沿線地域に新幹線鉄道騒音に係る環境基準をあてはめ。	
5		岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域硫黄酸化物排出許容総量等の設定に合意。 岡山県環境保全事業団が産業廃棄物処分場(水島)の建設に着手。 成羽町吹屋の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定される。	
6		倉敷市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
8			国連砂漠化防止会議開催。砂漠化防止行動計画を採択。
9		備前市に係る硫黄酸化物総量削減計画を策定。	
昭和53年 (1978)		1	瀬戸大橋に係る環境影響評価書(案)に関する知事意見書を本四公団総裁に回答。
	5		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を策定。
	6		瀬戸内海環境保全臨時措置法を瀬戸内海環境保全特別措置法に改正し、恒久法化。
	7		二酸化窒素に係る環境基準を改定。
	8	吉備高原都市、前期事業実施計画がまとまる。	
	9	瀬戸大橋の環境保全協定が岡山・香川両県の関係6自治体と本州四国連絡橋公団の間で締結される。 岡山県、香川県が、玉野市、直島町の硫黄酸化物排出総量の設定等に合意。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和53年 (1978)	10	瀬戸大橋着工。	
	11	県は、新岡山空港基本計画調査結果に基づき、岡山市日応寺地区を新岡山空港候補地に決定。	
	12	環境保全に関する環境影響評価指導要綱を制定。	
昭和54年 (1979)	3	国の天然記念物に鯉が窪湿性植物群落（哲西町）が指定される。	
	5	水島に岡山県環境保全事業団の産業廃棄物処分場が完成。	
	7	県・上齋原村（現鏡野町）・動力炉・核燃料開発事業団（現日本原子力研究開発機構）との間で、人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書を締結。 岡山県環境保健センターに環境放射線監視テレメータシステムが完成し、動燃人形峠事業所周辺の環境放射線の監視を開始。	
	9	動燃人形峠事業所で、ウラン濃縮試験工場が運転を開始。	
	10		滋賀県で琵琶湖富栄養化防止条例を制定し、合成洗剤を追放。
	11	岡山県郷土文化財団を設立。	
	12	備作山地地域を県立自然公園に指定。	
昭和55年 (1980)	2	岡山県合成洗剤対策推進要綱を制定し、石けん等の使用を普及させるために必要な事項を定める。	
	3	COD総量削減計画（第1次）を策定。	
	5	りん及びその化合物に係る削減指導方針（第1期）を策定。	幹線道路の沿道の整備に関する法律を制定。
昭和56年 (1981)	2	岡山県、広島県等が、福山・笠岡地域窒素酸化物排出許容総量等の設定に合意。	
	3	岡山県自然海浜保全地区条例を制定。	
	4	岡山県環境部と衛生部を統合し、環境保健部を設置。 「岡山県自然保護推進員設置要綱」を制定。	
	5	吉備高原都市の建設に着手。 邑久町大平山に「野鳥の森」が完成。 県が、第2次総合緑化計画を策定。 倉敷地域窒素酸化物総量削減計画を策定し、行政指導による総量規制を実施。	
	6		窒素酸化物に係る総量規制制度を導入。
	7	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を公表。	
	11	本州四国連絡橋公団が岡山県等の要請を受け、景観上の配慮から瀬戸大橋の鷺羽山地区をオープンカットではなくトンネル方式に変更。	
昭和57年 (1982)	5		ばいじん排出規制を強化。
	6	児島湖流域下水道浄化センターの建設工事に着手。	
	7	県が空き缶散乱防止対策会議を設立。	
	12		湖沼の窒素及びりんに係る環境基準を設定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和58年 (1983)	1	中国自然歩道の県内ルートが完成。	
	3	旭川中流地域を吉備清流県立自然公園に指定。	
	5		浄化槽法を制定。
	9	新岡山空港の本体造成工事に着手。	
	11	倉敷市の公害病認定患者等が、水島コンビナート大手企業8社を相手取り、大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求め、岡山地裁に提訴（倉敷公害訴訟第1次訴訟）。	
昭和59年 (1984)	3	産業排水及び生活排水について窒素、りんの出抑制を図るため、岡山県公共用水域の富栄養化防止対策推進要綱を制定。 岡山県暴騒音規制条例を制定。	
	7		湖沼水質保全特別措置法を制定。 トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針設定。
	8	使用済み乾電池の効果的な回収を行うため、県と乾電池の卸・小売業界等による岡山県乾電池等対策協議会を設立。	環境影響評価実施要綱を制定。
昭和60年 (1985)	1	環境庁の名水百選に塩釜冷泉（八束村）と雄町の冷泉（岡山市）が選ばれる。	
	3	名水百選に岩井（上齋原村）が追加選定される。	オゾン層の保護に関するウィーン条約を採択。
	4	騒音に係る環境基準のあてはめを開始。	
	5	岡山県環境保健センターの大気汚染監視テレメータシステムを更新し、大気汚染監視体制を強化。	水質汚濁防止法施行令が一部改正され、窒素、りんが規制される。
	6	県下の緑の少年隊の連携を深めるため、岡山県緑の少年隊連絡協議会を設立。	
	7	岡山県鷺羽山ビジターセンターが完成。	
	8	県が、町並み保存地区整備事業を開始。	
	12	勝山町勝山地区を町並み保存地区に指定。 児島湖が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定される。	
昭和61年 (1986)	2	岡山・備前地域公害防止計画の地域を見直し、岡山地域公害防止計画を策定。	
	4	騒音規制法、振動規制法、悪臭規制法に基づく、それぞれの規制地域及び規制基準を設定。	
	5	県土利用の基本的指針となる、国土利用計画（岡山県計画）を策定。 りん及びその化合物に係る削減指導方針（第2期）を策定。	
	6	児島湖浄化対策本部を設置。	
	7	人形峠アトムサイエンス館が開館。	
	8	岡山県児島湖浄化対策推進協議会が発足。	
	11	倉敷市下津井地区を町並み保存地区に指定。	
昭和62年 (1987)	1	渋川海岸（玉野市）が白砂青松百選に選定される。	
	2	県が「児島湖に係る湖沼水質保全計画」（第1期）を策定。	
	5	岡山城跡と後樂園が国の史跡に指定される。 COD総量削減計画（第2次）を策定。	
	6		絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制に関する法律を制定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
昭和62年 (1987)	8	児島湖浄化対策推進協議会が「児島湖浄化推進月間」を実施。 高梁市の「美観地区道路」が日本の道百選に選定される。	
	9		オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を採択。
	10	大原町古町地区を町並み保存地区に指定。	
	12	瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	
昭和63年 (1988)	3	新岡山空港が開港。旧空港は岡南飛行場に改称。 岡山県景観条例を制定。	
	4	瀬戸大橋が開通。瀬戸大橋鉄道騒音が社会問題化。	
	5		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律を制定。
	8	上齋原村中津河捨石堆積場で自然界レベルより高い放射線量を検出し、動燃に恒久対策を講じさせる。	
平成元年 (1989)	2	県が、ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領を策定。	
	3	岡山県鳥獣生息分布調査報告書を作成。 水島地域公害防止計画と岡山地域公害防止計画を統合し、岡山・倉敷地域公害防止計画を策定、現在に至る。	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定。
	4		四塩化炭素の排出に係る暫定対策指導指針等を設定。
	6	児島湖の水質浄化活動への支援や水質浄化に関する調査研究を行う（財）児島湖流域水質保全基金を設立。	石綿を特定粉じんとして規制する大気汚染防止法を一部改正。
	9		「地球環境保全に関する東京会議」開催。
	10	津山市城東地区を町並み保存地区に指定。	
	11	県は、景観に配慮した公共事業を行う上での指針となる「公共事業等景観形成基準」を策定。 美星町が全国に先がけて、「美しい星空を守る美星町光害防止条例」を制定。	
	12	瀬戸内海景観研究会が県知事に対し「瀬戸内海における景観の保全、形成を図るための共通の指針について（提言）」を提出。	
平成2年 (1990)	1	高梁地区を岡山県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。	
	3	笠岡湾干拓が完成。 岡山空港周辺地域に航空機騒音に係る環境基準をあてはめ。	
	5	県が酸性雨の実態調査を県下10か所で開始。	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針を設定。
	6		モントリオール議定書第2回締結国会合でフロン等の全廃を決定。生活排水対策を推進するため、水質汚濁防止法を一部改正。
	7	邑久町の産業廃棄物処分場で自然界レベルより高い放射線量を検出。	
	8	岡山市足守地区を町並み保存地区に指定。	
	10		地球環境保全関係閣僚会議で、地球温暖化防止行動計画を決定。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成3年 (1991)	2	建設省、県、関係市町村等で構成する岡山三川水質汚濁防止連絡協議会を設立。 県内の産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正な処理等を推進するため、岡山県産業廃棄物協会を設立。	
	3	児島湖の総合的な環境保全を目的とした児島湖環境保全条例を制定。 吉井川中流域を県立自然公園に指定。 COD総量削減計画(第3次)を策定。	
	4		再生資源の利用の促進に関する法律を制定。
	5	建部町で「全国野鳥保護のつどい」を開催。 りん及びその化合物に係る削減指導方針(第3期)を策定。	
	7	児島湖環境保全審議会が発足。(平成6年7月に環境審議会に合併)	水質汚濁防止法施行令を一部改正し、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンに係る特定施設が追加される。
	8		土壌の汚染に係る環境基準を設定。
	10		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正。
	11	岡山県自然保護センターを佐伯町に開設。 県が環境影響評価項目に地球環境保全対策を追加。 児島湖流域の環境保全に関する基本方針を策定。	
	平成4年 (1992)	1	公用車としては初の電気自動車を岡山県環境保健センターに配置。
3		県が、児島湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)を策定。	
5		県域レベルで地球環境保全に貢献することを目的とした「県における地球環境問題への取組方針」を策定。	気候変動枠組み条約を採択。
6		後楽園、成羽町吹屋地区、旧閑谷学校の背後地などを県景観条例に基づく背景保全地区に指定。 瀬戸内海の環境の保全に関する県計画の一部を変更。	「地球環境開発会議」(地球サミット)を開催。 生物多様性条約、アジェンダ21等を採択。 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律を制定。 自動車NOx法を制定。
12		県が「地球環境保全に配慮した県事業等の指針」を策定。	
平成5年 (1993)	3	県議会が、環境に配慮した行動を通じて人と他の生物との共存共栄を図ることを目的とする「環境宣言」を決議。	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目を追加。
	6		悪臭防止法施行令を一部改正し、10物質を追加。 水質汚濁防止法施行令を一部改正し、海域の窒素及びりん排水基準を設定。
	7	生活排水対策に重点を置いた清流保全対策を行うため、湯原ダム・旭川ダムの流域及び新成羽川ダムの流域にそれぞれ水質浄化対策推進協議会を設立。 吉備高原都市の前期事業が完成。	
	11	矢掛町矢掛地区を町並み保存地区に指定。	環境基本法を制定。
	12		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、13項目の有害物質を追加。 生物の多様性に関する条約発効。

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
平成6年 (1994)	3	玉野市と倉敷市にまたがる渋川・王子が岳地区を県景観条例に基づく景観モデル地区に指定。 倉敷公害訴訟第1次訴訟の一審判決。工場排煙による因果関係を認め、企業8社に約1億9千万円の支払いを命じる。(控訴) 県が、自然保護のため毛無山(新庄村)周辺に広がるブナ林約191haを買収。 県が、「地球にやさしい地域づくり指針」を策定。	
	4	岡山県環境保健部を環境部門と保健部門に分離し、環境部門を地域振興部に移す。	
	6		第1回「環境の日」のキャンペーンが開催される。
	7		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画の一部を変更。
	8	新庄村新庄地区を町並み保存地区に指定。	
	9		廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を一部改正し、有害物質を追加。
	12		環境基本計画を閣議決定。
平成7年 (1995)	3	公募により「県民の鳥」をホトトギスからキジに変更。	
	4	岡山県建設副産物対策基本計画(おかやまりサイクルプラン21)を策定。	悪臭防止法施行令を一部改正し、臭気指数規制を導入。
	6		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)を制定。
	7	県が景観モニター制度を導入。92人の景観モニターを委嘱。	
	8	行政機関と家電販売店などによる、岡山県フロン回収等推進会議を発足。	
	9	倉敷市玉島地区を町並み保存地区に指定。	
	12		地球環境保全に関する関係閣僚会議で、生物多様性国家戦略を決定。 在来鉄道の騒音対策指針を設定。
平成8年 (1996)	2	中国四国農政局が、児島湖へドロしゅんせつ工事を開始。	
	3	県が、新岡山県自然保護基本計画(平成8～12年度)、緑の環境づくり計画(平成8～12年度)を策定。	
	4	岡山県地域振興部に環境保全局を設置。 「廃冷蔵庫等からのフロン回収マニュアル」を作成。	
	5		大気汚染防止法を一部改正し、有害大気汚染物質対策推進の規定を整備。
	6		水質汚濁防止法の一部改正。

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
平成8年 (1996)	7	「日本の音風景百選」に「諏訪洞・備中川のせせらぎと水車」(北房町)と「新庄宿の小川」(新庄村)が選定される。 「日本の渚・百選」に渋川海岸(玉野市)と沙美海岸(倉敷市)が選定される。 COD総量削減計画(第4次)を策定。 窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物に係る削減指導方針(第4期)を策定。	
	8	児島湖に流入する笹ヶ瀬川、倉敷川、妹尾川の河口付近で「淡水赤潮」が異常発生。	
	10	岡山県環境基本条例を制定。	
	12	倉敷公害訴訟が、被告企業8社の和解金13億9千200万円の支払いにより13年ぶりに和解成立。	
	平成9年 (1997)	2	岡山県分別収集促進計画を策定。
3	岡山県清流保全総合指針(おかやま清流ガイドライン)を策定。 児島湖水辺環境整備基本計画を策定。 児島湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)を策定。	地下水の水質汚濁に係る環境基準を設定。	
4	岡山県環境基本条例が施行される。	容器包装リサイクル法本格施行。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(播磨灘北西部、水島港区水島地先海域、備讃瀬戸(イ)(ロ)(ハ))。	
6		環境影響評価法を制定。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正公布。	
8		ダイオキシン類の規制のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法の省令等改正。	
9		ダイオキシン類の大気環境指針値の設定。	
12		地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、「京都議定書」を採択。	
平成10年 (1998)	2	岡山県フロン回収・処理推進協議会を設置。	
	3	岡山県環境基本計画(エコビジョン2010)を策定。 平成9年版岡山県環境白書を作成(以後、毎年作成)。 瀬戸内海の全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定(児島湾、児島湾沖、牛窓地先海域)。 岡山県ごみ処理広域化計画を策定。 「日本の水浴場55選」に渋川海水浴場が選定される。	
	4	岡山県地域振興部を再編整備し、生活環境部を設置。	
	9		騒音に係る環境基準を改正。
	11	グリーンオフィス推進プログラム(GOP)を策定。	
	12		ダイオキシン暫定排出基準の施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成11年 (1999)	2		人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質に係る環境基準項目に硝酸性窒素及び亜硝酸窒素、ほう素、ふっ素の3項目を追加。
	3	岡山県環境影響評価等に関する条例を制定。 岡山県フロン回収・処理マニュアルを策定。 騒音に係る新環境基準の類型指定を見直し。	
	4	グリーンオフィス推進プログラムを出先機関を含め全面実施。 騒音に係る新環境基準の類型指定を施行。	騒音に係る新環境基準を施行。 地球温暖化対策の推進に関する法律を全面施行。
	6	岡山県環境影響評価等に関する条例を施行。	環境影響評価法を施行。
	7	リサイクル推進店制度を創設。 第2期岡山県分別収集促進計画を策定。	
	9	岡山県アイドリングストップ指針を策定。	
	12	岡山県フロン回収実施店表示制度を発足。	原子力災害対策特別措置法を制定。
平成12年 (2000)	1		ダイオキシン類対策特別措置法を施行。 尼崎公害訴訟判決。
	3	第4次岡山県産業廃棄物処理計画を策定。 岡山エコ・ドライブ2010を公募 (H13年3月末まで)。 ツキノワグマ保護管理計画 (平成12~14年度) を策定。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (P R T R 法) を部分施行。
	4		自動車騒音の要請限度を定める省令 (改正) を施行。 容器包装リサイクル法を完全実施。
	6		廃棄物処理法を一部改正。 浄化槽法を一部改正 (単独処理浄化槽の原則禁止)。
	8	岡山県環境マネジメントシステムに係る環境方針及び環境目的・目標を設定しシステムの運用を開始。	
	9	第12回「星空の街・あおぞらの街」全国大会を美星町で開催。	
	12		瀬戸内海の環境保全に関する基本計画を変更。
平成13年 (2001)	1		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) を部分施行。
	2	県本庁舎の事務事業を対象とする岡山県環境マネジメントシステムについて、ISO14001を取得。	
	3	岡山県自然保護基本計画を策定。 岡山県みどりの総合基本計画を策定。 臭気指数規制を行う地域 (赤坂町の一部のほか2町) を県内で初めて指定。(H13年10月施行) 平成13年選定「日本の水浴場88選」に渋川海水浴場が選定される。	土壌の汚染に係る環境基準項目にふっ素及びほう素の2項目を追加。
	4		ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準を設定。 グリーン購入法全面施行。

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き
平成13年 (2001)	6		自動車NOx法を改正した自動車NOx・PM法を制定。 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）を制定。
	7		水質汚濁防止法施行令を一部改正し、ほう素、ふっ素、アンモニア等の3項目を有害物質に追加し、石炭を原料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設を特定施設に追加。
	12		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）を部分施行。
平成14年 (2002)	2	「児島湖総合水質改善対策専門家検討会」報告。	
	3	児島湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）を策定。 岡山県フロン回収・処理推進協議会を廃止し、岡山県フロン回収・処理推進連絡会議を設置（H14年4月施行） 岡山県におけるタンチョウ将来構想を策定。 岡山県地球温暖化防止行動計画を策定。 岡山県廃棄物処理計画策定。	新地球温暖化対策推進大綱決定。 毛無地域1,174haを大山隠岐国立公園に編入。 地球環境保全に関する関係閣僚会議で新・生物多様性国家戦略を決定。
	4	岡山県快適な環境の確保に関する条例施行。 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行（環境負荷低減条例）。 岡山県循環型社会形成推進条例施行。	PRTR法を本格施行。 フロン回収破壊法を本格施行。
	5	岡山県地球温暖化防止活動推進センターを指定。	土壤汚染対策法成立。 建設リサイクル法全面施行。
	6		地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正。 京都議定書締結。
	7	総量削減計画（第5次）策定。 瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を改定。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準を設定。 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を制定。 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）を制定。
	8	岡山県地球温暖化防止活動推進員を委嘱。 「エコパートナーシップおかやま」設立。	
	9	アースキーパーメンバースhip制度を創設。	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）を開催。実施計画、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言等を採択。
	10	環境負荷低減条例中、ベンゼン規制、アイドリング・ストップ、廃食用油排出禁止施行。 第5次総量規制施行。 岡山県再生品の使用の促進に関する指針施行。	フロン回収破壊法を全面施行。
	11	「おかやまの自然百選」を選定。	

年	月	岡 山 県 の 動 き	国・全国の動き	
平成15年 (2003)	2		土壤汚染対策法を施行。	
	3	岡山県環境基本計画（エコビジョン2010）を改訂。 ツキノワグマ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。 ニホンジカ保護管理計画（平成15～18年度）を策定。 県が毛無山（新庄村）のブナ林約70haを追加買収。 岡山県版レッドデータブック発刊。 岡山県エコ製品を認定。 ごみゼロガイドライン（汚泥編）を策定。		
	4	岡山県産業廃棄物処理税条例を施行。 岡山県グリーン調達ガイドラインを策定。	自然公園法を一部改正。	
	6		廃棄物処理法を一部改正。 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）を制定。	
	7	岡山県立自然公園条例を一部改正。	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を制定。	
	8		鈴島・坊子島（玉野市）及び住吉島（備前市）を瀬戸内海国立公園に編入。	
	9		アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物について有害大気汚染物質に係る指針値を設定。	
	10	「環境おかやま大賞」を創設。		
	11		水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。 全亜鉛を環境基準に追加。	
	12	岡山県希少野生動植物保護条例を制定。		
	平成16年 (2004)	2	岡山エコ事業所認定制度を創設。	
		3	ごみゼロガイドライン（鉱さい編）を策定。 岡山県循環資源総合情報支援センターとして（財）岡山県環境保全事業団を指定。	
4			廃棄物処理法を一部改正。	
5		「瀬戸内海国立公園指定70周年記念のつどい」を開催。	大気汚染防止法を一部改正（揮発性有機化合物規制の導入）。	
6			景観法を制定。 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律を制定。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）を制定。	
10	県が総社市上林の吉備路風土記の丘北駐車場用地を買収。			
平成17年 (2005)	1		自動車リサイクル法を全面施行。	
	2		京都議定書発効。	
	3	ごみゼロガイドライン（ばいじん・燃え殻編）を策定。		
	4	環境負荷低減条例中、ディーゼル自動車粒子状物質削減規定を施行。	京都議定書目標達成計画決定。	

資料編 (11 環境関係年表)

年	月	岡山県の動き	国・全国の動き
平成17年 (2005)	5		浄化槽法を一部改正。 廃棄物処理法を一部改正。
	10	産業廃棄物処理業者の評価制度を導入・実施	